

令和 4 年度 認証評価

北星学園大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和 4 年 6 月

目次

[様式 1～8] 自己点検・評価報告書	1
自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	13
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	16
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	16
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	25
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	28
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	39
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	39
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	60
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	80
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	80
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	94
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	99
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	101
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	109
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	109
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	112
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	114
 【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、北星学園大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 4 年 6 月 30 日

理事長

古川 敬康

学長

大坊 郁夫

ALO

森越 京子

1. 自己点検・評価の基礎資料

＜学校法人の沿革＞

1887 年	サラ・C・スミスによりスミス塾が札幌市北 1 西 6 に開校（1 月 15 日）
1889	スミス女学校として正式認可
1894	札幌市北 4 西 1 に移転し、北星女学校に名称変更
1926	聖書・英文・家政専攻科設置
1929	札幌市南 5 西 17 に新校舎建築移転(後に、南 4 西 17 に住居表示変更)
1935	保育専攻科設置
1943	財団法人北星高等女学校に名称変更
1948	高等学部設置
1949	北星学園中学校、同高等学校に名称変更
1951	学校法人北星学園に組織変更 北星学園女子短期大学設置（英文科）
1954	女子短期大学に家政科増設
1955 年	短大附設幼稚園教諭養成所設置
1962 年	北星学園大学設置（文学部英文学科・社会福祉学科） 北星学園女子中学校、同女子高等学校に名称変更 北星学園男子高等学校設置
1964 年	大学が現厚別区大谷地に移転
1965 年	大学に経済学部(経済学科)増設 北星学園余市高等学校設置
1967 年	短大附設幼稚園教諭養成所を女子短期大学附設保育専門学校に名称変更
1969 年	女子高等学校に音楽科増設
1970 年	女子高等学校に英語科増設
1978 年	短大附設保育専門学校を幼稚園教諭・保母養成所に名称変更
1980 年	英文科を英文学科に、家政科を家政学科に名称変更 男子高等学校を現厚別区下野幌に移転
1987 年	大学経済学部経営情報学科増設 男子高等学校を新札幌高等学校に名称変更し、共学化
1988 年	幼稚園教諭・保母養成所廃止
1989 年	短大家政学科を生活教養学科に名称変更
1992 年	大学に大学院設置（文学研究科）
1996 年	大学に社会福祉学部増設（福祉計画学科、福祉臨床学科、福祉心理学科）
2000 年	大学院に社会福祉学研究科増設
2001 年	大学院に経済学研究科増設
2002 年	大学文学部に心理・応用コミュニケーション学科を、経済学部経済法学科を増設 北星学園女子短期大学を北星学園大学短期大学部に名称変更し、共学化 短大生活教養学科を生活創造学科に名称変更 北星学園新札幌高等学校を北星学園大学附属高等学校に名称変更

< 短期大学の沿革 >

1951（昭和 26）年	学校法人北星学園認可 北星学園女子短期大学開学＜英文科＞
1954（昭和 29）年	女子短期大学に家政科設置
1958（昭和 33）年	女子短期大学英文科に専攻科開設
1980（昭和 55）年	女子短期大学の英文科を英文学科に、家政科を家政学科に 名称変更
1989（平成元）年	女子短期大学の家政学科を生活教養学科に名称変更
2002（平成 14）年	女子短期大学を北星学園大学短期大学部に校名変更し（男女 共学化）、大谷地に移転 同時に、生活教養学科を生活創造学科に名称変更

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 4（2022）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
北星学園大学短期大学部	札幌市厚別区大谷地西 2 丁目 3 番 1 号	200	400	339
北星学園大学	札幌市厚別区大谷地西 2 丁目 3 番 1 号	801	3,350	3,683
北星学園大学大学院	札幌市厚別区大谷地西 2 丁目 3 番 1 号	33	69	28
北星学園大学附属高等学校	札幌市厚別区厚別長下 野幌 38 番地	255	765	796
北星学園女子高等学校	札幌市中央区南 4 条西 17 丁目 2 番 2 号	250	750	570
北星学園余市高等学校	余市郡余市町黒川町 19 丁目 2 番地 1	140	420	187
北星学園女子中学校	札幌市中央区南 4 条西 17 丁目 2 番 2 号	120	360	250

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

北星学園大学短期大学部が立地する厚別区は、札幌市の東部に位置し、1989年に白石区からの分区によって誕生した。人口は約12.5万人であり、ここ5年間は若干の減少傾向にある。65才以上の高齢人口の割合は33.0%で、札幌市10区の中で2番目に高い。面積は24.38平方キロメートル、周囲約28キロメートルで、10区の中では一番小さな区である。

厚別区は緑に恵まれ、野幌森林公園を中心に、多くの動植物を目にすることができる。北星学園大学短期大学部が立地する大谷地地区も例外ではなく、隣接する大谷地の森公園の約半分を占めるコナラの林は、北限の群落として北海道の学術自然保護地区に指定されている。

キャンパスは市営地下鉄東西線大谷地駅から徒歩5分の距離にある。大谷地駅は高速道路インターチェンジに近いこともあり、新千歳空港を往復する高速バスが発着するバスターミナルが併設され、大谷地駅から二駅にある新さっぽろ駅はJR新札幌駅と接続しているなど、交通の便に恵まれている。

【札幌市及び厚別区の人口推移表】

地域	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度	
	人数 (人)	増減 (%)	人数 (人)	増減 (%)	人数 (人)	増減 (%)	人数 (人)	増減 (%)	人数 (人)	増減 (%)
札幌市	1,961,609	0.3	1,965,569	0.2	1,968,969	0.2	1,974,053	0.3	1,975,687	0.1
厚別区	126,582	-0.5	126,426	-0.1	126,091	-0.3	125,591	-0.4	124,933	-0.5

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成29 (2017) 年度		平成30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
札幌市	134	58.8	121	53.5	115	58.4	125	55.1	94	56.0
道内	92	40.4	101	44.7	78	39.6	94	41.4	71	42.3
青森	-	-	1	0.4	-	-	1	0.4	1	0.6
岩手	-	-	-	-	1	0.5	-	-	-	-
宮城	-	-	1	0.4	-	-	-	-	-	-
秋田	-	-	-	-	-	-	1	0.4	-	-
福島	-	-	-	-	1	0.5	1	0.4	-	-
茨城	-	-	-	-	-	-	1	0.4	-	-

東京	1	0.4	-	-	-	-	1	0.4	-	-
京都	-	-	-	-	-	-	1	0.4	-	-
奈良	1	0.4	1	0.4	1	0.5	-	-	1	0.6
岡山	-	-	-	-	-	-	1	0.4	-	-
佐賀	-	-	-	-	-	-	1	0.4	-	-
外国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
検定	-	-	1	0.4	1	0.5	-	-	1	0.6

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 3（2021）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

札幌市厚別区にある唯一の短期大学として、本学に対する地域社会の期待度は高い。2008 年度からは併設大学との連名で札幌市厚別区及び札幌副都心開発公社と三者連携協力に関する協定を締結し、厚別区のまちづくりについて、さまざまな活動を展開している。一例として、2010 年度から三者の共催による「みんなの！新さっぽろフォトコンテスト」を開催し、写真を通して新さっぽろの魅力を再発見し、まちづくり活動につなげることを目的に、コンテストの企画、運営、審査、展示までを協力して実施している。また、2017 年度からは併設大学との連名で札幌市と協定を締結した「札幌市営住宅（もみじ台団地）の大学・短期大学部生への提供事業」を実施している。本事業は、札幌市が、高齢化が進んでいる市営住宅の空き室を格安で学生に提供し、学生は清掃や玄関除雪、お祭りの手伝い等の自治会活動に参加することで地域活性化に貢献する取組みである。併設大学の学生であるが、毎年度 4 名程度の学生が入居している。

■ 地域社会の産業の状況

「札幌市の地域構造-平成 31 年地域統計報告書-」によれば、厚別区は札幌市全体と比較して「医療、福祉」分野の事業所数比率、従業者数比率が高い傾向にある。また全国に先駆けて情報関連産業を集積させた産業団地である「札幌テクノパーク」があり、札幌市全体と比較して「情報通信業」分野の事業所数比率、従業者数比率が高い傾向にある。産業構造としては、小売りや飲食、サービス業などの第 3 次産業の従業者数割合が約 90.8%と最も多く、製造業・建設業などの第 2 次産業の割合が約 9.1%、第 1 次産業の割合が約 0.1%となっている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 [テーマ C 自己点検・評価] ①自己点検・評価報告書に、日付の誤りなど、記載に不備が散見されたので、より組織的な自己点検・評価体制の整備に努められたい。 基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ A 人的資源] ②就業規則上には出勤簿に押印する旨が定められているが、専任教員だけがそれとは異なる方法で出勤を申告し、就業状況が把握されている。就業規則に基づいた適正な管理が望まれる。 ③学校法人全体の事務職員研修会等は実施されているが、SD 規程を整備されたい。
(b) 対策
① 2019 年度に自己点検評価委員会と運営・財務点検委員会を統合し、全学内部質保証推進組織である自己点検評価・内部質保証委員会を発足したことによって自己点検・評価体制を整備した。また、本報告書の作成にあたっては、自己点検評価・内部質保証委員会が作成した草案を「教職員ホームページ」を通して学内公開し、教職員に対して意見募集を行った。 ② 2019 年度 4 月から順次施行された働き方改革も踏まえ、2022 年度 4 月から教職員の「労働時間把握」のための勤怠管理システムを導入した。現在は事務用務寄宿職員（専任・嘱託）・特任職員に先行導入しており、専任教員については、2022 年 9 月導入に向けて調整している。 ③法人として「北星学園スタッフ・ディベロップメントに関する規程」を 2017 年 4 月 1 日から施行した。また、短期大学として「FD・SD に関する規程」を 2022 年 4 月 1 日から施行し、SD 実施報告書の提出を義務付けている。
(c) 成果
① 自己点検・評価体制を整備したことで、自己点検評価・内部質保証委員会を中心として、全学的な観点による報告書の作成が可能となった。また、報告書を学内公開し、教職員による点検の機会を設けたことで、誤字脱字や事実確認を要する記述を早期に発見し、より正確に校正することが可能となった。 ② 事務用務寄宿職員（専任・嘱託）・特任職員に対する勤怠管理システムの導入は遺漏なく実施している。専任教員によるシステム利用について今後説明会を開催し、早期利用開始を目指している。 ③ FD・SD 委員会の設置によって、全専任教職員を対象とする組織的かつ体系的な SD の実施体制を整備した。当該委員会の任務に基づいて FD・SD が適切に実施されるよう、今後も内部質保証に努めていく。

- ③ 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策

(c) 成果

- ④ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス [テーマ A 理事長のリーダーシップ] ○ 評価の過程で、決算及び事業の実績について、理事会決議後に評議員会への報告がなされていないという問題が認められた。当該問題については、機関別評価結果の判定までに対処し、学校法人の運営の改善に努めていることを確認した。今後は法令順守の下、理事会、評議員会の機能を確認し、より一層その向上・充実に取り組まれない。
(b) 改善後の状況等
2016 年 2 月 25 日に開催された理事会及び評議員会において、寄附行為所定の手続きを経て、理事会の議決事項の整理及び評議員会への諮問事項の変更に伴う寄附行為変更が承認されたため、速やかに文部科学大臣に寄附行為変更認可申請を行った。 この寄附行為変更に伴い、2016 度から決算及び事業の実績については、理事会で議決後に評議員会に報告することとなった。

- ⑤ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 3（2021）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学は、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和 3 年 2 月 1 日改正）」を順守し、研究倫理及びコンプライアンスを推進するために、本学における研究活動及び公的研究費の取扱いに係る不正行為の防止に関して諸規程を整備するなどして対応している。

本学では、研究に携わる全ての者が遵守すべき規範として「研究倫理指針」を定め

ている。また、学長を議長とし、副学長、学部長及び事務局長により構成される研究倫理委員会を設置し、「研究倫理委員会規程」に基づき、コンプライアンスを含めた研究倫理に関する事項について審議、調査、検討を行っている。

また、「北星学園大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針」を策定し、「研究活動における不正防止規程」を定め、不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について定め、責任体制を明確にし、学内外に公表している。また、この規程で公益通報時の取り扱いについても規定している。

さらに、「公的研究費の運営・管理に関する規程」において、科研費等の公的研究費の適正な運営や管理について責任体制を明確にし、必要な事項を定めている。加えて、「公的研究費不正防止計画」を立て、この取り組みを進める中で不正を発生させる要因の把握と検証を進め、必要に応じて計画の見直しを行っている。

そのほか、本学における人を対象とする研究を遂行するうえで求められる研究者の行動及び態度を「人を対象とする研究倫理指針」に定めるとともに、該当する研究を実施する場合は、研究倫理委員会に対し研究倫理審査を申請するよう推奨している。

研究倫理審査の手続きは「研究倫理審査手続要領」に定め、研究倫理委員会は申請者から提出された「研究倫理審査申請書」の内容に基づき審査を実施し、承認、条件付承認、変更の勧告、不承認、非該当のいずれかにより判定を行っており、条件付承認や変更の勧告を行う場合は、丁寧な説明を心掛け、研究者の研究倫理意識の向上を図っている。

なお、学内に研究倫理情報保管庫を設置し、「研究倫理情報保管庫取扱要領」に基づき、終了した研究の情報を保護している。

本学は、研究倫理教育やコンプライアンス教育の一環として「公正な研究推進のための研修会」を、研究費の配分を受ける教員のほか、研究費の管理に携わる事務職員を対象として毎年度実施しており、研究倫理意識の維持向上は相応になされてきたといえる。新型コロナウイルス感染症の影響下においては、2020年度は研修会を中止し、2021年度はオンライン方式で開催した。学生への全学的な研究倫理教育は2019年度から実施しており、全学生に配布する履修ガイドに研究倫理上の義務と責任、研究倫理のポイント、研究活動における「特定不正行為」、本学における不正行為防止の取組みを解説している。また、必要に応じて、演習などのゼミナールや、卒業論文、卒業研究の指導において授業科目担当者が直接指導しているほか、リーフレット「研究倫理のポイントー調査活動、レポート・論文作成の心得ー」を作成し、オリエンテーション等の機会に学生及び教職員に配布している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

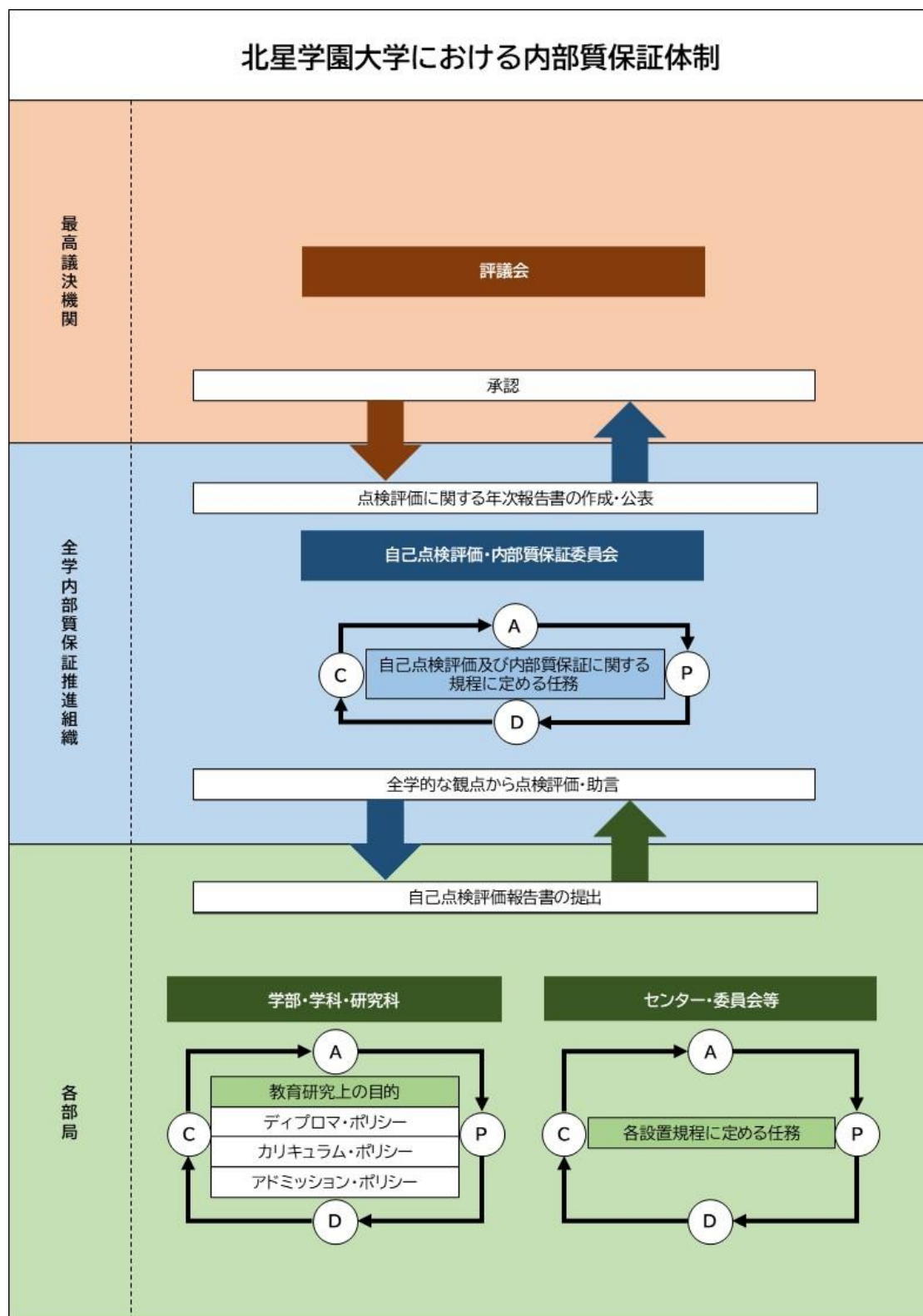
【2021 年度 自己点検評価・内部質保証委員会】

委員長	学長	大坊 郁夫
委員	副学長	中村 和彦
委員	文学部長	柳町 智治
委員	経済学部長	秋森 弘
委員	社会福祉学部長	田実 潔
委員、ALO	短期大学部長	森越 京子
委員	スミス・ミッションセンター部長	日高 嘉彦
委員	学生部長	大原 昌明
委員	事務局長	山本 一博
委員	事務局次長	越田 実
委員	大学事務部長	笠松 英雄
委員	IR 内部質保証課長	桑原 大幸

【2022 年度 自己点検評価・内部質保証委員会】

委員長	学長	大坊 郁夫
委員	副学長	中村 和彦
委員	文学部長	柳町 智治
委員	経済学部長	秋森 弘
委員	社会福祉学部長	西田 充潔
委員、ALO	短期大学部長	森越 京子
委員	スミス・ミッションセンター部長	<u>J. アリソン</u>
委員	学生部長	大原 昌明
委員	事務局長	山本 一博
委員	事務局次長	越田 実
委員	大学事務部長	笠松 英雄
委員	IR 内部質保証課長	鈴木 峰子

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



▲北星学園大学における内部質保証体制

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は全学内部質保証推進組織として、「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」第2条に基づき、併設大学と共同で自己点検評価・内部質保証委員会を組織している。その任務は第3条に定めるとおり「本学における全学的事項についての点検評価及び内部質保証の基本方針を策定し、本学の教育研究、管理運営及び財務処理等が、法令及び大学諸規程に則り適切に遂行されているか否かを公正かつ客観的な観点から点検評価を行い、内部質保証に努めること」であり、その目的の達成に向けた取組みを実施している。

自己点検評価・内部質保証委員会は、第5条に定めるとおり、学長、副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長、学生部長、事務局長、事務局次長、大学事務部長及びIR内部質保証課長で構成される。委員長は、第6条で「学長をもって充てる」こととし、学長の直轄組織として位置づけている。

また、「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」第3条に定める任務に基づき、「内部質保証に関する方針」を策定し、教育研究及び管理運営については「自己点検評価報告書」の作成を通して、財務処理については、前年度決算に関する点検評価を通して、法令及び大学諸規程に則り適切に遂行されているか否かを公正かつ客観的な観点から点検評価を行い、内部質保証に努めている。

教育研究及び管理運営の点検評価は、毎年度各部局から提出される当年度の活動に係る自己点検評価報告書に対して全学的な観点から点検評価を行い、必要に応じて「評価点」「改善課題」「改善勧告」を付している。編纂した「自己点検評価報告書」は大学評議会の承認を経て学内外に公表している。

そのほか、本学独自の外部評価、FDによる教授力の向上、認証評価の受審等を定期的に実施しており、内部質保証は適切に機能している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

2021年7月26日	令和4年度 短期大学認証評価申込書を提出
2021年8月27日	令和4年度 短期大学認証評価 ALO 対象説明会への参加
2021年9月22日	令和4年度短期大学認証評価 評価校決定通知受理
2021年7月21日	自己点検評価委員会にて、令和4年度受審に係る受審機関、年度、申込期限、評価手数料、スケジュール、提出資料等について確認
2021年11月15日	ALO（短期大学部長）、担当事務局（IR 内部質保証課）で打合せ
2022年5月10日	自己点検評価・内部質保証委員会にて、令和4年度自己点検・評価報告書について確認、学内公表・意見募集
2022年6月7日	自己点検評価・内部質保証委員会にて、令和4年度自己点検・評価報告書について承認

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

＜根拠資料＞

[提出資料]1.履修ガイド(p.3)、2.大学要覧 2021(p.2)、3.ミッション・ポッシブル 2021－スミス・ミッションセンター活動のしおり－ (p.11)、4.情報の公表 | 大学公式ウェブサイト <https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/>、

5.学則 <https://www.hokusei.ac.jp/about/regulations/> 第 1 条、20.寄付行為 <https://houjin.hokusei.ac.jp/kifukoui/> 第 3 条

[提出資料・大学規程集]130.ミッション・ステートメント、96.スミス・ミッションセンター規程、146.社会連携ポリシー、108.社会連携センター規程、70.短期大学部科目等履修生規程

[備付資料]1.北星学園女子短期大学 これまでの 50 年、これからの 50 年、2.北星学園百年史、3.北星学園大学五十年史、4.北星学園大学及び北星学園短期大学部と栗山町との連携協定書、5.北星学園大学及び北星学園短期大学部と歌志内市との連携協定書、6.北星学園大学・北星学園大学短期大学部、株式会社札幌副都心開発公社及び札幌市厚別区における三者の連携協力に関する協定、7.札幌市営住宅の北星学園大学・北星学園大学短期大学部の学生への提供についての協定、8.北星学園大学・北星学園大学短期大学部と北海道社会福祉協議会との連携・協力に関する協定書、9.一般社団法人北海道総合研究調査会との協定、10.北海道後志総合振興局・北星学園大学短期大学部によるグローバル人材育成に係る連携・協力に関する協定書、11.株式会社 JTB 北海道事業部と北星学園大学短期大学部との連携・協力に関する協定書、12.学校法人北星学園中長期計画～グランドデザイン 2020-2040～

<https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/>、13.新さっぽろフォトコンテスト、14.キャンパスタウン厚別、15.つながる相談会&大谷地交流イベント、16.あつべつ魅力再発見賞 17.絵本作家による講演会、読み聞かせ音楽会、18.サンピアザ水族館英訳パンフレット、19.北星学園大学短期大学部 英文学科 TOPICS: 【短期大学部英文学科】2018 夏ニセコ留学報告

<http://eibun-jc.blogspot.com/2018/10/blog-post.html>、20.北星学園大学短期大学部 英文学科 TOPICS: 【短期大学部英文学科】「北海道ツーリストインフォメーションセンター札幌狸小路」共同プロジェクト 学生発表会

<http://eibun-jc.blogspot.com/2022/01/blog-post.html>、21-1.北星学園大学短期大学部 英文学科 TOPICS: 学科イベント報告: Murdoch University (シンガポール)の大学生との交流会

<http://eibun-jc.blogspot.com/2017/05/murdoch-university.html>、21-2.北星学園大学短期大学部 英文学科 TOPICS: 【短期大学部英文学科】マードック大学学生の北海道でのサステイナブルツーリズムの研修が終了

http://eibun-jc.blogspot.com/2018/07/blog-post_30.html

〔区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準Ⅰ-A-1 の現状>

本学の目的は、学則第1条において「キリスト教に基づいて、短期大学の教育を施し深く教養を培わせるとともに専門の知識と技能を修得させ、愛と奉仕に生きる自由な人間を育成すること」と定めている（提出-5）。また、本学を設置する学校法人北星学園の目的は、寄附行為第3条において、「教育基本法及び学校教育法に従い、私立学校を設置し、キリスト教の精神にのっとり、教育を行うこと」と定めている（提出-20）。

2002年度には、北星学園女子短期大学を北星学園大学短期大学部に校名変更し、「人間性・社会性・国際性」を教育目標として掲げている併設大学と共に教育研究活動を展開している。さらに2004年度からは、これらを十分に活かしつつ、キリスト教を基に創設された北星学園に属す大学として、建学の精神を高等教育によりふさわしい形で展開するために、以下の基本理念を策定した。

本学は、プロテスタンティズムを建学の精神とする北星学園に属す。北星学園大学の基本は知的誠実である。それは、神の前で自己や自国を相対化し、謙虚に学びつづける姿勢である。「神を畏れることは知識の初めである」（旧約聖書：箴言1章7節）

自他の人格の尊厳を知り、人間を何かの手段と見ないキリスト教的価値観が、本学の営みの根底に潜む。見識を備え責任を自覚し、社会に貢献する独立人を養成することが、本学の目標である。それは、抑圧や偏見から解放された広い学問的視野のもとに、異質なものを重んじ、内外のあらゆる人を隣人と見る開かれた人間である。

そういう意味での自由を本学は目指している。『真理はあなたがたに自由を得させるであろう』（新約聖書：ヨハネによる福音書8章32節）。

本学は、開学以来、地域・社会・世界に開かれた大学を目標としているのである。

さらに、学園創設者サラ・C・スミスの教育に対する深い想いを今後も継承し続け、「建学の精神」の基本理念を具体化するための指針として以下の「ミッション・ステートメント」を定めている（提出-大学規程集130）。

ミッション・ステートメント
(北星学園大学が目指すもの)

北星学園は、その歴史が一世紀を越えてなお創立者サラ・C・スミスの愛と知と技に基づく教育の志を継承しつつ今日に至っています。北星学園大学は、その時代を越えて継承されてきた想いを、今後も教職員・学生の連携に基づき、そこに携わったすべての者において継承し続けるために、この使命を宣言します。

1. 私たち北星学園大学に集う者は、正義と良心に従い、自由に真理を探求し、真理によって自由を得ることを目指します。
2. 私たちは、移りゆく時代の中で、地域・社会・世界の諸情勢に絶えず目を向け、その中における北星学園大学の存在意義を確認し、本学の果たしていく役割を考え、実践することを目指します。
3. 私たちは、世と時代が作り出した、悲惨な出来事に対して、平和と尊厳を作り出していくために、北星学園大学が果たしていく役割を考え、実践することを目指します。
4. 私たちは、北星学園大学における教育・学習・研究から知と技を生み出すとともに、それらが社会において成果を発揮し、社会において貢献できる存在となることを目指します。
5. 私たちは、このような志の下に契約に基づいて集い、そこから愛の献身と批判的精神において、自由な交わりと活動が営まれる北星学園大学であることを目指します。

『求めよ、そうすれば、与えられるであろう』(マタイによる福音書 7 章 7 節)

上述のとおり、建学の精神は、キリスト教に基づく教育の実践を目的とする本学の教育理念を明確に示している。また、「見識を備え責任を自覚し、社会に貢献する独立人を養成すること」を教育目標として明示しており、教育基本法等に基づいた公共性を有している。

建学の精神の基本理念は大学公式ウェブサイトで公表しているほか、履修ガイド、大学要覧等の媒体を通じて学内外に表明している（提出・4）（提出・1,p.3）（提出・2,p.2）（提出・3,p.11）。

建学の精神を学内において共有する取組みとして、2004 年に、学園創立者サラ・C・スミスの名を冠するスミス・ミッションセンター（以下「センター」という）を設置している。センターの任務は「スミス・ミッションセンター規程」に定めるとおり、「北星学園大学 ミッション・ステートメント」に従い、建学の精神を具現化する活動を総合的に企画し、その実践を総括することである（提出・大学規程集 96）。学生にキリスト教精神への理解を中心とした建学の精神を根付かせ、豊かに育むための活動として、四つのワーキンググループ（キリスト教の理解、ボランティア、平和の実現、地域社会との連携）に分かれ、毎日の礼拝（チャペルタイム）、講演会、ボランティア、クリスマス関係行事などを展開している（提出・3）。

建学の精神は将来構想の策定の際に定期的に確認している。具体的には、北星学園女子短期大学（1995 年）における「本学におけるキリスト教主義教育」、北星学園大

学短期大学部への名称変更後（2005 年）の「中長期的総合整備計画」、そして現在の「学校法人北星学園 中長期計画～グランドデザイン 2020－2040～」などが挙げられる。現在のグランドデザイン策定にあたっては、学園の各学校・部局が、創設時の理念をどのように継承しているか（原点）、現状をどのように捉えているか（現在）、将来どうありたいと考えているか（未来）等を言語化し、共通点や差異点を明らかにすることを目的としたインタビューを実施し、その結果を 2020 年から向こう 20 年間で取組むアクション・プラン（行動計画）として取りまとめている（備付-12）。

〔区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準Ⅰ-A-2 の現状＞

はじめに、本学は建学の精神の基本理念において、「地域・社会・世界に開かれた大学」を目標として掲げ、建学の精神の基本理念に由来するミッション・ステートメントでは、「教育・学習・研究から知と技を生み出すとともに、それらが社会において成果を発揮し、社会において貢献できる存在となること」を本学の使命として宣言している（提出-1,p.3）（提出-大学規程集 130）。

そして、これらの目標及び使命を達成するために「社会連携ポリシー」を策定し、大学公式ウェブサイト及び「教職員ホームページ」を通して学内外に公表している（提出-大学規程集 146）。「社会連携ポリシー」に掲げる活動は、産学官連携、学習機会の提供、地域活動への参加、人材育成に分けられる。産学官連携は、本学の教育研究活動から生まれた「知と技」を、自治体や企業・団体、非営利組織等と連携し、地域の福祉、教育、文化及び産業等に還元し、もってその振興に貢献することである。学習機会の提供は、北星オープンユニバーシティや公開講座をはじめとする各種講座を提供するとともに、図書館など本学の教育機能を地域社会に開放することである。地域活動への参加は、本学学生及び教職員が地域活動に積極的に携わることである。そして、人材育成は、本学での教育課程及び地域での活動を通じ、学生が卒業後も地域社会や国際社会での活動に貢献することである。これらのポリシーに基づく取組みにより、地域の福祉、教育文化及び産業等の振興並びに地域・国際社会の発展に貢献し、地域に根ざし、開かれた大学となることを目指している。

また、社会連携の窓口として社会連携センターを設置し、「社会連携ポリシー」及び「社会連携センター規程」に基づき、地域住民や自治体、企業・団体、非営利組織等との連携・交流を深め、本学の知と技を有効活用し、地域の福祉、教育、文化及び

産業等の振興並びに地域・国際社会の発展に寄与するための取組みを推進している（提出・大学規程集 108）。

これらのポリシー及び組織体制のもと、本学は、地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を以下のとおり実施している。

まず、学科ごとに「公開講座」を開催しており、国内外の専門家を講師として招き本学学生及び一般市民に無料で公開している。2021 年度の開催状況は下表のとおりである。

メインテーマ及び講座名（担当者）	開催期間等	担当学科等	受講者数
Indonesian Culture and Society（フェンティ リディア シレガル）	9.28（火）Ⅳ 10.19（火）Ⅳ	英 文 学 科	79 61
世界遺産「富士山」の自然と歴史・文化を支える（舟津 宏昭）	11.2（火）Ⅱ	生活創造学科	88

▲2021 年度学科公開講座の開催状況

また、主に一般市民を対象として、本学及び併設大学の各学科及び部門が1年ごとの輪番で「大学公開講座」を開催している。2021 年度は本学英文学科が担当し、「Strengthening People, Language and Culture at the Hokusei Junior College English Department～「人」「言語」「文化」を育てる短大英文学科の歩み～」をテーマとして、全6回の講座を9～11月にかけて開講した。

さらに、生涯学習の機会を提供するために「北星オープンユニバーシティ」事業を展開している。一般市民や本学学生を対象に年間約 50 講座を、語学、資格取得、文化教養、キリスト教関連のカテゴリーに分けて開講することで、大学の「知と技」を地域社会に還元し、学内の人的資源を有効に活用するとともに、学外の人材との交流を深めることで、より開かれた大学となることを目指している。2021 年度の開催状況は下表のとおりである。

北星学園大学短期大学部

各種講座受講者状況[2021年度]

	講座名	前期			後期			計		
		クラス数	受講者数	学生（内数）	クラス数	受講者数	学生（内数）	クラス数	受講者数	学生（内数）
1	英会話中級（フレナー先生）	0	0	0	1	5	0	1	5	0
2	英会話上級(ホイット先生)	1	10	1	1	11	0	2	21	1
3	ドイツ語中級	1	5	0	1	8	1	2	13	1
4	フランス語初級	1	3	0	1	5	0	2	8	0
5	中国語初級	1	2	0	1	2	0	2	4	0
6	中国語 医療通訳を体験してみよう！～初級から1歩進んで～	0	0	0	1	1	0	1	1	0
7	ハングル初級	1	4	1	1	6	1	2	10	2
8	ラテン語の初歩	0	0	0	1	2	0	1	2	0
9	スペイン語入門 I	1	8	3	0	0	0	1	8	3
10	スペイン語入門 II	0	0	0	1	6	0	1	6	0
11	フレーズで覚えるやさしい英会話	1	3	0	1	4	0	2	7	0
12	Basic English Conversation	1	6	1	1	8	0	2	14	1
13	オンラインでの楽しい言語教育方法と教材開発【外国語教師向け】	0	0	0	1	1	0	1	1	0
14	TOEIC Speaking and Writing Training	0	0	0	1	4	0	1	4	0
15	英語4技能総合テスト対策講座（英検・TOEIC・TOEFL・Cambridge英検など）	1	1	0	1	4	1	2	5	1
16	ベトナムのことを知ろう！～歴史&文化から日本との経済関係まで～	0	0	0	1	5	0	1	5	0
17	色の基礎から学ぶパーソナルカラー入門	0	0	0	1	6	1	1	6	1
18	ゼロから学ぶキャッチコピーの世界【広告クリエイティブ】	0	0	0	1	12	12	1	12	12
19	word2019一般レベル	1	21	21	1	6	6	2	27	27
20	word2019一般レベル（集中）	1	8	8	1	5	5	2	13	13
21	Excel2019一般レベル	1	21	21	1	13	13	2	34	34
22	Excel2019一般レベル（集中）	1	9	9	1	13	13	2	22	22
23	社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験 スタートアップ講座	1	61	61	0	0	0	1	61	61
24	社会福祉士国家試験対策講座	0	0	0	1	78	78	1	78	78
25	サービス接遇検定2級	1	3	3	0	0	0	1	3	3
26	サービス接遇検定2級（集中）	1	1	1	0	0	0	1	1	1
27	総合旅行業務取扱管理者	1	2	2	0	0	0	1	2	2
28	総合[国内有資格者]旅行業務取扱管理者	1	1	1	0	0	0	1	1	1
29	国内旅行業務取扱管理者	1	8	8	0	0	0	1	8	8
30	秘書検定2級	1	11	11	1	5	5	2	16	16
31	秘書検定2級（集中）	1	9	9	0	0	0	1	9	9
32	3級FP技能士資格対策講座	1	28	28	0	0	0	1	28	28
33	3級FP技能士資格対策講座（集中）	0	0	0	1	6	6	1	6	6
34	日商簿記3級講座（集中）	1	16	16	1	14	14	2	30	30
35	ビジネスマナースペシャリスト	1	5	5	0	0	0	1	5	5
36	ビジネスマナースペシャリスト（集中）	1	1	1	0	0	0	1	1	1
37	ITパスポート試験対策講座（集中）	1	7	7	0	0	0	1	7	7
38	販売接客スペシャリスト	1	2	2	0	0	0	1	2	2
39	販売接客スペシャリスト（集中）	1	1	1	0	0	0	1	1	1
		28	257	221	25	230	156	53	487	377

▲2021 年度各種講座受講者状況

そのほか、正課授業の開放として、生涯学習に特化したものではないが「短期大学部科目等履修生規程」を整備しており、2019 年度に1名の科目等履修生を受入れている（提出-大学規程集 70）。

本学は、地方公共団体、企業、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなどして連携している。詳細は以下のとおりである。

併設大学との連名による協定としては、2007年に栗山町、2013年に歌志内市と連携協定を締結したほか、2008年には札幌市厚別区及び札幌副都心開発公社と三者連携協定を締結し、厚別区の地域振興に協力している（備付-4）（備付-5）（備付-6）。三者連携協定による取組みの一環として、2010年度から、写真を通して新さっぽろの魅力を再発見し、厚別区のまちづくり活動につなげることを目的とする「新さっぽろフォトコンテスト」を開催し、コンテストの企画、運営、審査、展示までを協力して運営している（備付-13）。

また、2015年度から2019年度までの5年間においては、本学と札幌市厚別区が連携して実施するCCRC事業として「キャンパスタウン厚別～おせっかいやきになろう！～」を企画し、厚別区に居住する60歳以上の住民を対象とする全7回の生涯学習講座を、本学を会場として開講した。本事業では毎年度50人程度の受講者に対し、「協働とは何か」「対話で重要なポイントは何か」などの講義を行い、本学からは生活創造学科所属の心理学担当教員が「生活の中の心理学」と題して講義を実施した。受講者は、講義の前後に学生食堂で昼食をとったり、図書館を利用したりすることも可能であり、終了後の受講者アンケートにおいては「大学で学ぶ気分を味わえた」「今の大学の素晴らしさを知った」などの高い評価を得ている。また、年度終了後には受講者有志の同窓会が結成されるなど、受講者が地域活動に参加する意欲を高め、地域活動に必要な知識を身に付けることで、高齢者が健康で元気に暮らし続けることのできるコミュニティ形成の一助となっている（備付-14）。なお、2020年度からは後継事業として厚別区の「瑞穂大学」と連携する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、プログラムは中止されている。

2019年度には厚別区誕生30周年を記念して、厚別区介護予防センター大谷地、厚別区第二地域包括支援センター、厚別区社会福祉協議会、厚別区保健福祉部及び地域のコミュニティ拠点となっているショッピングセンターなどの協力によって「つながる相談会&大谷地交流イベント」を開催した。健康・福祉・介護相談などの相談会や本学学生と一緒に厚別区ご当地体操を実施したほか、上述の「新さっぽろフォトコンテスト」での「あつべつ魅力再発見賞」の新設、大学祭期間中には、北海道を拠点として活動する本学園女子中学高校出身の絵本作家による「地域」及び「まちづくり」をキーワードとした講演会や絵本の読み聞かせ音楽会を開催したりするなど、産学官連携による地域貢献を行っている（備付-15）（備付-16）（備付-17）。また、英文学科は札幌副都心開発公社からの依頼を受け、厚別区にある「サンピアザ水族館」の既存パンフレットを有志学生32名が英訳し、英語版パンフレットを制作した（備付-18）。

2017年度からは札幌市と協定を締結した「札幌市営住宅（もみじ台団地）の大学・短期大学部生への提供事業」を実施している（備付-7）。本事業は、高齢化が進む市営住宅の空き室を札幌市が格安で学生に提供し、学生は清掃や玄関除雪、お祭りの手伝い等の自治会活動に参加することで地域活性化に貢献する取組みであり、併設大学の学生であるが、毎年度4名程度の学生が入居している。

そのほか、北海道社会福祉協議会との連携協定、一般社団法人北海道総合研究調査

会（略称：HIT）との包括協定について、次年度（2022 年度）締結の予定で現在準備・調整を進めている（備付-8）（備付-9）。

短期大学独自の連携協定としては、2018 年度に北海道後志総合振興局との間でグローバル人材育成に係る連携協定を締結した（備付 10）。本学は、従来からニセコ地域の企業や地方自治体の協力を得て、現地でインターンシップやボランティア活動などを実施し、また、ニセコ町で開催する研究会において、英語教育やグローバル人材に関する議論を深めている。本協定の締結により、北海道後志総合振興局主催の「ShiriBeshi 留学」への学生派遣拡大や、地域における共同事業・研究などのさらなる連携を通して、グローバルに活躍する人材の育成を目指している（備付-19）。なお、「ShiriBeshi 留学」に派遣した学生が、卒業後にニセコ地域で就職を果たしており、連携の成果も現れている。

また、2021 年度には JTB 北海道事業部と連携・協力に関する協定を締結した。本学は従来から地元産業界の理解促進と地域の課題解決に向けた連携事業に取り組んでおり、本協定の締結により、北海道において重要な役割を果たしている観光ホスピタリティ産業を理解し、インバウンド観光及び地域の発展に資することを目指している（備付-11）。この事業の一環として、2021 年度に「北海道ツーリストインフォメーションセンター札幌狸小路」共同プロジェクトを実施し、地域の観光に関する実践的な課題解決を学ぶ機会となっている（備付-20）。

海外との連携については、6 の大学・教育機関と 9 件の MOU を締結し、国際教育センターとの連携のもと国際交流活動を行っている。

No.	学校名	協定書名等	締結日
1	サウスアンドシティカレッジ パーミンガム	サウスアンドシティカレッジパーミンガムと北星学園大学短大部との覚書	2017/10/18
2	クライストチャーチ カレッジオブイングリッシュ	クライストチャーチカレッジオブイングリッシュと北星学園大学短大部との合意書	2011/11/30
3	クライストチャーチ カレッジオブイングリッシュ	クライストチャーチカレッジオブイングリッシュと北星学園大学短大部との覚書	2019/3/7
4	バンクーバーアイランド大学	バンクーバーアイランド大学と北星学園大学短大部との合意書	2019/3/7
5	バンクーバーアイランド大学	バンクーバーアイランド大学と北星学園大学短大部との覚書	2019/3/7
6	オカナンガン大学	オカナンガン大学と北星学園大学短大部との合意書	2019/3/7
7	オカナンガン大学	オカナンガン大学と北星学園大学短大部との覚書	2019/3/7
8	マードック大学	マードック大学と北星学園大学短大部との覚書	2018/4/19
9	パレンシア大学	国際学生交換プログラムに関する覚書	2017/8/1

▲2021 年度海外大学・教育機関との MOU 締結状況

マードック大学との交流を例に挙げると、2015 年度及び 2016 年度に英文学科専門教育科目「グローバル・インターンシップ」でマードック大学シンガポール校を訪問し、2017 年度にはマードック大学の学生が本学に来学し、交流会を開催した。MOU 締結後の 2018 年度には、本部が置かれているオーストラリアからマードック大学の学生・教員が来学し、交流会を開催したほか、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、2021 年度にマードック大学（オーストラリア）の学生とオンライン交流会を開催するなど連携を深めている（備付-21）。

教職員及び学生はボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。スミス・ミッションセンターでは、建学の精神の基本理念に由来する「ミッション・ステートメント」に従い、建学の精神を具現化する活動として地域社会との連携に取り組んでおり、毎年 12 月には、構内の中庭でクリスマスツリーの点灯式を開催したり、小

学生対象のクリスマスイベントを開催したりしている。2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響によって地域住民の来学は叶わなかったが、点灯式の模様や、近隣の小学生や本学学生有志、教職員が制作したステンドグラス風の飾りつけを撮影した動画を大学公式ウェブサイトで公開した。2021 年度には感染症対策のため人数制限を設け、小学生対象の「北星チャペルでクリスマス」及び「大きなクリスマスツリー点灯式」を開催した。また、ボランティア活動を主とするサークル・団体もいくつか存在している。



▲北星チャペルでクリスマス



▲大きなクリスマス点灯式

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

社会連携活動は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、上述した厚別区との CCRC 事業終了後に引き続き協力予定であった瑞穂大学が中止となったほか、連携協定を結んでいる歌志内市の高齢者大学プログラム（チロル学園）への講師派遣など、多くの事業が中止となった。さらに、感染防止対策が最優先となり、新たな連携活動を推進することも難しい状況であった。今後は新型コロナウイルス感染症の影響下においても実施可能な地域社会との連携を検討する必要がある。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

- ・スミス・ミッションセンターは、建学の精神の基本理念に由来するミッション・ステートメントに従い、建学の精神を具現化する活動を総合的に企画し、その実践を総括しており、四つのワーキンググループ（キリスト教の理解、ボランティア、平和の実現、地域社会との連携）による、毎日の礼拝(チャペルタイム)、講演会、ボランティア、クリスマス関係諸行事などの活動は、学生にキリスト教精神への理解を中心とした建学の精神を根付かせ、豊かに育むものであり、本学の理念・目的の実現に資するものである。
- ・厚別区との連携 CCRC 事業「キャンパスタウン厚別～おせっかいやきになろう！～」は、本学の「知と技」の還元による地域振興への貢献に加え、受講者有志によって同窓会が結成されるなど、地域の高齢者が生きがいを持ちながら健やかに暮らしていくことのできるコミュニティ形成につながっており、建学の精神の基本理念に掲げる「開かれた大学」の実現に資する取組みとなっている。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

[提出資料]5.学則 <https://www.hokusei.ac.jp/about/regulations/>第2条、

4. 情報の公表 | 大学公式ウェブサイト <https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/>、1.履修ガイド (p.97,pp.3-4)

[提出資料・大学規程集]なし

[提出資料・学園規程集]なし

[備付資料]22-1. (厚別区) 北星学園大学教育課程編成に関する意見書、22-2. (札幌副都心開発公社) 北星学園大学教育課程編成に関する意見書、23. 「短期大学部の将来構想検討について」(2021年12月29日答申)、24. 2017年度第1回教学会議(2018・2019カリキュラム改編に伴う3ポリシーの見直しについて)、25. 自己点検評価報告書

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学は、学科の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。

学科ごとの教育研究上の目的は、建学の精神に基づき、以下のとおり学則第2条に定め、確立している(提出-5)。

第2条 本学に次の学科を置く。各学科の教育研究上の目的については、次の各号に掲げるとおりとする。

1 英文学科

生きた英語とそれを支える文化、さらに英米文化のみならず広範な分野にわたる専門教育を実践的に教授するとともに、総合的な英語運用能力と豊かな国際感覚を養成し、広い視野と判断力及び適切なコミュニケーション能力を備えた人材の育成を目的とする。

2 生活創造学科

人の生活を総合的、複合的、科学的にとらえるための知識・技術を教授し、生活に存在する問題を発見して適切に表現する能力、そして新しい生活方法を発想、実践する能力を養成し、主体的、能動的に生活の知的創造ができる人材の育成を目的とする。

上述のとおり、英文学科では生きた英語能力とグローバルな感覚を養い、学んだ英語を活用して社会に貢献できる人材の育成を目指し、また、生活創造学科では、人の生活を総合的・科学的に捉えるための知識と技術を身につけ、生活を知的創造することのできる人材の育成を目指しており、各専門分野からのアプローチにより、教育目的及び建学の精神の基本理念の実現を目指している。

各学科の教育研究上の目的は大学公式ウェブサイトを通して学内外に表明しているほか、履修ガイド等の媒体を通して学生及び社会に対して周知している（提出・4）

（提出・1,p.97）。特に、新入生に対しては、入学直後に実施するオリエンテーションで丁寧に説明している。また、「教職員ホームページ」に学則を掲載し、教職員は学内外から常時閲覧可能な状態としている。

学科ごとの教育研究上の目的に基づく人材育成は、地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。2015年度及び2016年度には本学がキャンパスを置く厚別区及び札幌副都心開発公社から教育課程編成に関する意見を聴取した。その結果、両学科ともに実践力を身につけるカリキュラムとなっており、社会に出てから即戦力となる人材育成が期待できるとの評価を受けている。両学科ではこの意見を踏まえつつ、地域・社会のニーズにさらに応える教育課程を展開するために、2019年度にカリキュラム改編を実施した（備付・22）。

〔区分 基準Ⅰ-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅰ-B-2 の現状＞

短期大学としての学習成果は、以下のとおり、建学の精神に基づき定めている。

本学は、建学の精神を実現するため、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を以下のとおり定め、卒業認定・学位授与の方針に明示している。

〔短期大学部〕

1. キリスト教による人格教育を通じ、広い教養と、専門の知識・技術を深く修得し、社会において、知的、応用的能力を発揮することができるようになること。
2. 愛と奉仕に生きる自由な人間という、人間の基本的なあり方と姿勢を問い続け、自らの生き方を探求し、実践していくことができるようになること。
3. 知性と豊かな人間性を備え、社会の諸情勢や問題に深い関心を持ち、その発展と問題解決に関わる姿勢や心を持ち続けることができるようになること。

学科ごとの学習成果は、以下のとおり、教育研究上の目的に基づき定めている。

各学科において獲得すべき学習成果は、上述の全学的な方針及び各学科の教育研究上の目的を踏まえ、以下のとおり定め、卒業認定・学位授与の方針に明示している。

〔英文学科〕

1. 実践に重点を置いた「生きた英語」を身につけ、豊かな国際感覚を有している。
2. 世界に通じるコミュニケーション手段としての英語の基本的な能力である、「聴く・話す・読む・書く」を磨き、さらに「知る・使う」能力を身につけている。
3. 英語を通じ、様々な国の人々と心をひらいて交流し、国際的視野と判断力を養い、社会に奉仕・貢献することができる。
4. 社会人としての教養と実践的知識を身につけている。

〔生活創造学科〕

1. 人の生活を総合的・複合的・科学的にとらえる知識・技術を有し、生活に内在する問題を発見して適切に表現する能力、そして新しい生活方法を発想、実践する能力を持ち、主体的・能動的に生活の知的創造ができる。
2. 時代のニーズを敏感に察知する感受性と、社会人として求められる知識、他者と協調できる豊かな人間性と表現力を獲得する。

以上の方針は、大学公式ウェブサイト及び履修ガイド等を通して学内外に公表している（提出-1, pp.3-4）（提出-4）。

学習成果は、学校教育法第百八条「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成すること」に照らし、定期的に点検している。学科ごとの教育研究上の目的は、同条の短期大学の目的を踏まえて策定されており、この実現のために獲得すべき学習成果を定め、卒業認定・学位授与の方針に明示している。このようにして定めた学習成果は社会的要請を踏まえつつ、適宜見直しを行っている。「短期大学部の将来構想検討について」（2021年12月29日答申）では、卒業認定・学位授与の方針を含む3つの方針の見直しを2022年度から開始することを明示している（備付-23）。なお、2022年度からの抜本的な見直しに先駆け、2021年度3月には卒業認定・学位授与の方針に掲げる学習成果について、入学希望者がさらに理解しやすい表現となるよう文言修正を行った（提出-4）。

〔区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- （1） 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- （2） 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- （3） 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- （4） 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

本学は、3つの方針を関連付けて一体的に定めている。2009年度から入学者受入れの方針を、2010年度から卒業認定・学位授与の方針及び学位授与単位での教育課程編成・実施の方針を策定した。3つの方針は、〔基準 I-B-2〕で述べたとおり、社

会的要請を踏まえつつ適宜見直しを行っており、2019 年度カリキュラム改編にあたっては、教学会議において、各学科における 3 つの方針の改訂に係る基本的な考え方を設定した（備付-24）。まず、3 つの方針は一般社会、学生、高校からも理解しやすい内容とし、特に、入学者受入れの方針は高校生が十分に理解できる内容にすることとした。また、3 つの方針に一貫性を持たせ、特に主たる文言は、それぞれの方針において統一することを確認した。

3 つの方針は、以上の基本的な考え方に基づき、各学科、短期大学部、教学会議において組織的議論を重ねたうえで、評議会が承認している。

また、各学科においては 3 つの方針を踏まえた教育活動を行っており、その活動の適切性については、毎年度自己点検評価報告書の作成を通して検証している。（備付-25）

なお、3 つの方針は、大学公式ウェブサイトを通して学内外に公表している（提出-4）。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

なし。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

なし。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

[提出資料] 6.内部質保証に関する方針 <https://www.hokusei.ac.jp/hgu/wp-content/uploads/2021/02/dded502095178967d880b32d62a0a533.pdf>、7.自己点検評価・内部質保証に関する規程

4.情報の公表 | 大学公式ウェブサイト <https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/>、10.シラバス <https://pota.hokusei.ac.jp/campusweb/top.do>

[提出資料-大学規程集] 4.大学規程第 9 条、第 29 条、85.GPA 制度に関する規程、44.モデルティーチング顕彰制度実施要項

[提出資料-学園規程集] なし

[備付資料] 25.自己点検評価報告書、22-1.（厚別区）北星学園大学教育課程編成に関する意見書、22-2.（札幌副都心開発公社）北星学園大学教育課程編成に関する意見書、26-1.2019 年度外部評価、26-2.2021 年度外部評価、27.新入生アンケート、28.学生生活実態調査

<https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/gakuseiseikatsujittachosa/>、29.授業評価アンケート <https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/jugyohyokaenquete/>、30.卒業時アンケート、31.2021 年度モデルティーチング顕彰、32.中間点検評価報告書、33-1.2019 年度決算に係る本学の財務状況に関する点検評価結果について、33-2.2020 年度決算に係る本学の財務状況に関する点検評価結果について、34.監事による監査報告書 <https://houjin.hokusei.ac.jp/about/finance/>、35.監査法人による監査報告書、23.「短期大学部の将来構想検討について」（2021 年 12 月 29 日答申）、36.北星学園大学短期大学部 英文学科 TOPICS:「短期大学部」2017 年度 短期大学部英文学科 学科イベント 北星短大英文学科卒業生と在学生の交流会が実施されました http://eibun-jc.blogspot.com/2017/07/2017_26.html、37.卒業生メッセージ・リレー | 英文学科 <http://eibun-jc.blogspot.com/2022/01/70.html>、38.創立 70 周年記念アセンブリ | 生活創造学科 <https://hokuseijclife.hatenablog.com/entry/2022/01/22/223956>、12.学校法人北星学園中長期計画～グランドデザイン 2020-2040～ <https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/>

【区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学は、自己点検・評価のための規程を整備している。

内部質保証を推進するため、「内部質保証に関する方針」を定め、大学公式ウェブサイト及び「教職員ホームページ」を通じて学内外に公表している（提出-6）（提出-4）。

本学における内部質保証の基本的な考え方は、「その目的と社会的使命を果たすために、内部質保証システムを構築し十分に機能させ、大学教育の質保証及び向上を推進する」ことである。また、内部質保証の定義は、「自己点検・評価に基づく恒常的及び継続的な改善によって質の向上を図り、教育研究等及び管理運営財務等の状況が適切な水準にあることを学内外に公表し、もって本学の説明責任を果たすこと」としている。点検評価については、「短期大学部学則第 1 条の 2 に基づき、教育研究水準の向上及び活性化を図り、その目的と社会的使命を果たすために、教育研究活動等について点検及び評価を行う」とし、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という）については、「短期大学部学則第 1 条の 3 に基づき、授業の内容及び方法の

改善を図るため組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする」ことを方針に明示している。これらの基本的な考え方に基づいて推進する内部質保証に関する情報は、「その性質上開示に適さないものを除き、原則として学内外に公表すること」として

いる。

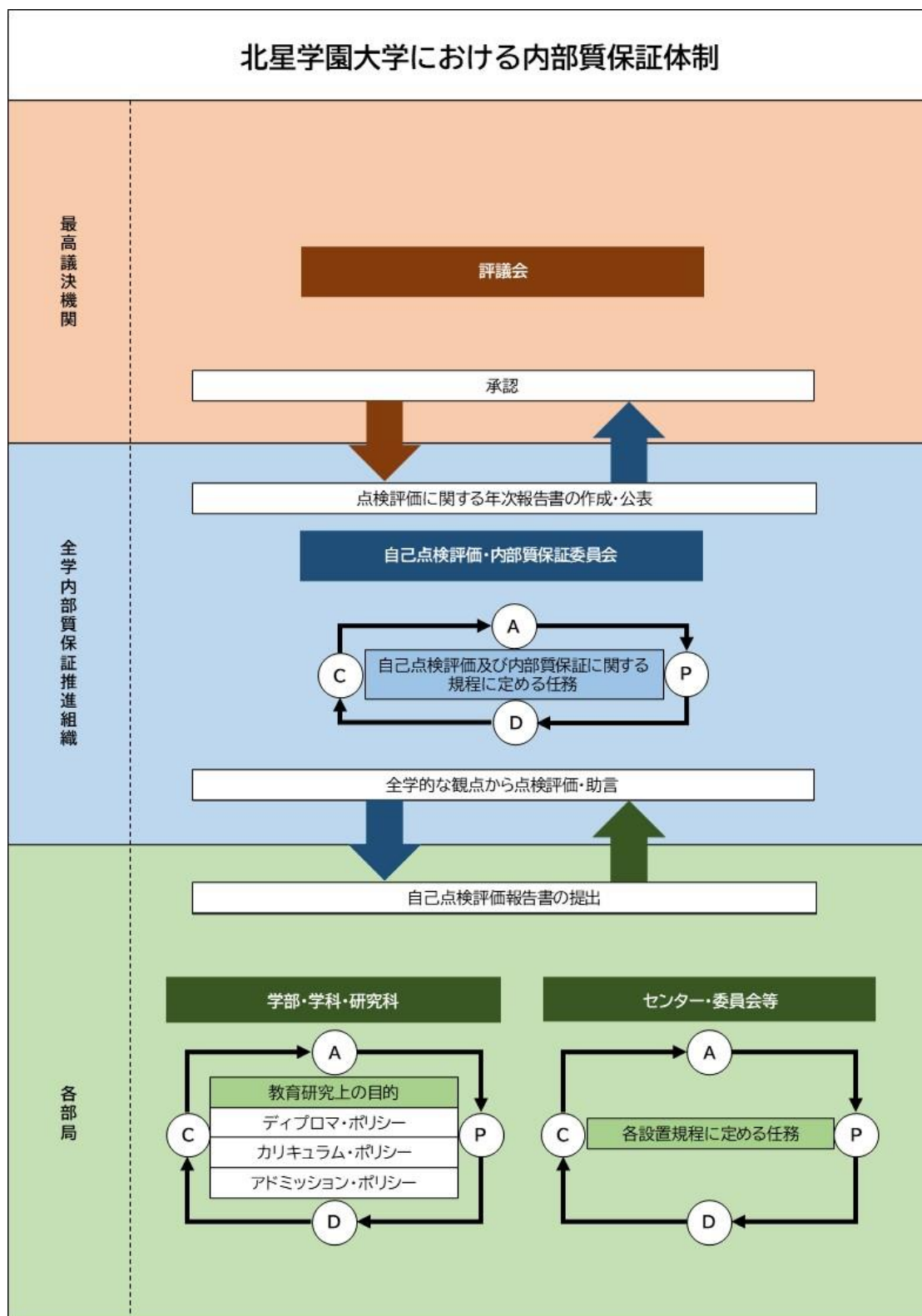
本学における全学内部質保証推進組織は、自己点検評価・内部質保証委員会である。本学の内部質保証の推進に責任を負い、その任務及び審議事項は「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」に定めることとしている（提出-7）。自己点検評価・内部質保証委員会は、短期大学部及び図書館その他の部局（以下「各部局」という）から提出される自己点検評価報告書に対して、全学的観点から点検評価を行うこととしている。さらに、自らの目的及び任務を達成するために、自己改善に努めなければならないことを方針に明記している。各部局は、自らの目的及び任務を達成するために、運営方法や活動内容に関する日常的な点検評価活動を行うものとし、各部局のうち、研究科、学部及び学科においては、自らの教育方針実現を目的として、授業内容や方法改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めるものとするにより、役割分担を明確にしている。

教育の企画・設計及び運用は、本学の中長期的総合整備計画である「学校法人北星学園中長期計画～グランドデザイン 2020-2040～」を指針としている（備付-12）。教学会議は、その計画に従い、教育及び研究部面に関する諸施策を総合的な観点から企画及び立案し、短期大学部及び各学科が実施する教育研究活動等は、教学会議が策定する諸施策を指針とする。また、センター及び委員会等の活動は、その設置規程に定められた目的及び任務を指針としている。自己点検評価・内部質保証委員会は、各部局の指針に基づく活動について、全学的観点から点検評価を行い、改善・向上のために必要な助言を行うこととしている。

上述のとおり、内部質保証のための具体的な手続きは、「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」に定めている（提出-7）。点検評価の実施及び公表は第 10 条及び第 11 条に定めるとおり、各部局がその所管事項について点検評価を毎年度実施し、報告書を自己点検評価・内部質保証委員会に提出するものとし、自己点検評価・内部質保証委員会は、この報告書に対して点検評価を行い、点検評価に関する年次報告書を作成し、評議会の承認を得て公表するものとしている。点検評価の結果への対応は第 14 条に定めるとおり、自己点検評価・内部質保証委員会が各部局の点検評価結果を踏まえ、必要に応じて改善方策を策定のうえ助言し、改善に努めるものとしている。助言を付された各部局は、状況の改善に努め、その内容について報告するものとしている。

つぎに、自己点検評価体制について、本学は 1991 年 7 月の大学設置基準改正によって大学の自己点検・評価が義務化されたことを受け、1993 年度に全学点検評価委員会（2005 年度に自己点検評価委員会へ名称変更）を設置し、全学的な観点による点検評価活動を開始した。2005 年度には運営財務点検委員会を設置し、本学の組織運営及び財務状況に関する点検評価を行い、教育研究活動及び管理運営財務の両面からの点検評価活動を推進してきた。そして、2019 年度には自己点検評価委員会が運営財務点検委員会の任務を継承し、全学内部質保証推進組織である自己点検評価・内

部質保証委員会として改組し、現在の内部質保証体制に至っている。



▲北星学園大学における内部質保証体制

自己点検評価・内部質保証委員会は、大学規程第 29 条に基づき設置している（提出・大学規程集 4）。その任務は「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」第 3 条に定めるとおり「本学における全学的事項についての点検評価及び内部質保証の基本方針を策定し、本学の教育研究、管理運営及び財務処理等が、法令及び大学諸規程に

則り適切に遂行されているか否かを公正かつ客観的な観点から点検評価を行い、内部質保証に努めること」であり、その目的の達成に向けた取組みを実施している（提出-7）。

自己点検評価・内部質保証委員会は、第5条に定めるとおり、学長、副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長、学生部長、事務局長、事務局次長、大学事務部長及びIR内部質保証課長で構成される。委員長は、第6条で「学長をもって充てる」こととし、学長の直轄組織として位置づけている（提出-7）。

なお、本学の最高議決機関である評議会の構成員は、大学規程第8条に定められており、IR内部質保証課長を除く自己点検評価・内部質保証委員会の構成員が含まれるほか、大学附属高等学校長、学部及び短期大学部教授会により選出された教員（助手を除く）各3人、大学事務局により選出された事務・用務職員5人により構成されている（提出-大学規程集4）。

本学は、上述の規程及び組織体制のもと、定期的に自己点検・評価を行っている。全学内部質保証推進組織である自己点検評価・内部質保証委員会は、「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」第3条に定める任務に基づき、「内部質保証に関する方針」を策定し、教育研究及び管理運営については「自己点検評価報告書」の作成を通して、財務処理については前年度決算に関する点検評価を通して、法令及び大学諸規程に則り適切に遂行されているか否かを公正かつ客観的な観点から点検評価を行い、内部質保証に努めている（提出-6）（提出-7）。

教育研究及び管理運営の点検評価は、毎年度各部局から提出される当年度の活動に係る自己点検評価報告書に対して全学的な観点から点検評価を行い、必要に応じて「評価点」「改善課題」「改善勧告」を付し、編纂した「自己点検評価報告書」を評議会の承認を経て学内外に公表している（備付-25）、（提出-4）。また、2020年度からは、各部局は、自己点検評価・内部質保証委員会による評価結果を確認するとともに、当年度の課題に対する年度途中の取組み状況を点検し、「中間点検評価報告書」として提出することとし、自己点検評価・内部質保証委員会は中間点検評価報告書を受けて課題取組状況を確認し、その取組みが促進されるよう適宜助言を付している（備付-32）。

財務処理の点検評価は、毎年度、前年度決算の予算執行率等に基づき点検評価を実施している。例えば2019年度決算に関する点検評価は、2020年8月に本学の財務状況について点検評価を実施し、2費目に対して改善勧告を行い、7費目について助言を付している（備付-33-1）。なお、2020年度決算については、新型コロナウイルス感染症の影響により緊急的支出や予算未執行となる費目が増加したことを考慮し、予算執行率の観点から抽出した83費目について、改善勧告及び助言を行わないこととした（備付-33-2）。

その他の内部質保証活動としては、学外者及び在学生による点検評価結果の検証が挙げられる。〔基準I-B-1〕で述べたとおり、2015年度及び2016年度には本学がキャンパスを置く厚別区及び札幌副都心開発公社から教育課程編成に関する意見を聴取した。その結果、両学科ともに実践力を身につけるカリキュラムとなっており、社会に出てから即戦力となる人材育成が期待できるとの評価を受けている。両学科では

この意見を踏まえつつ、地域・社会のニーズにさらに応える教育課程を展開するために、2019年度にカリキュラム改編を実施した（備付-22）。

自己点検評価結果、認証評価結果、財務諸表及び学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 号）に基づく教育研究活動等に関する情報等を、大学公式ウェブサイトを通して公表しており、その内容は毎年度最新の情報に更新している（提出-4）。また、財務諸表は、内訳表を含めた計算書類を全て開示して学校法人北星学園の監事及び監査法人による監査を受け、その内容が適正かつ正確であることが認められている（備付-34、備付-35）。なお、2021 年度に実施した大学公式ウェブサイトのリニューアルにおいては、トップページのスリム化がその目的のひとつであり、トップページ上部に配置していた「情報の公表」へのリンクを折り畳み式メニューアイコンに格納したが、これに加えて、トップページ下部にもリンクを配置するなど情報の得やすさに配慮している。

自己点検・評価活動には全教職員が関与している。自己点検評価報告書は、短期大学部、学科、センター等が、各会議体において作成しており、全ての教員が関与している。また、事務職員についても各会議体の構成員として点検評価に参画しているほか、自己点検評価資料の作成に事務職員が関与している（備付-25）。

自己点検・評価活動に高校等の関係者の意見聴取を取り入れている。具体的な取り組みは以下のとおりである。

2019 年度には学外者及び在学生による検証を「自己点検評価・内部質保証に関する規程」に明記し、地元経済界、北海道教育庁、近隣他大学、札幌市教育委員会から、「カリキュラムの内容・学修方法・学修支援又は学修成果」「社会との接続」「入学者選抜」「教員組織」「施設・設備」に関する評価を受けた（備付-26-1）。その評価結果については、自己点検評価・内部質保証委員会から関係部局に対して改善方策の検討を依頼し、改善に向けた取組みを進めている（備付-25-2）。また、2021 年度には外部評価に係る報告書様式を作成し、4 段階の評定基準 S・A・B・C を設定することで評価結果がよりわかりやすくなるよう改善を図っている（備付-26-2）。なお、在学生による検証は新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送っており、2022 年度に実施できるよう検討を進めている。

各部局による自己点検・評価の結果は、上述のとおり自己点検評価・内部質保証委員会が全学的な観点から評価・助言を行い、改革・改善に活用している。また、中間点検評価報告書等により、助言への対応状況を定期的に把握することにより、PDCA サイクルの実質化を図っている（備付-25）（備付-32）。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分 基準Ⅰ-C-2の現状＞

教育の質を保障するため、学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

2020年度から、卒業認定・学位授与の方針に掲げる学習成果と各学科の授業科目との関連づけを行い、シラバスに明記している（提出-10）。

また、GPA制度（提出-大学規程集 85）、毎年度作成する自己点検評価資料（表V-6 学籍異動状況（在籍者数、正規卒業者数、休学者数、退学者数、除籍者数）、表V-9 卒業時における単位認定状況、表V-18 授業科目別履修者数・成績評価状況・単位修得状況等一覧、表Ⅷ-12 卒業後の状況等を掲載）（備付-25）（提出-4）、新入生アンケート（備付-27）、学生生活実態調査（備付-28）（提出-4）、授業評価アンケート（備付-29）（提出-4）、卒業時アンケート（備付-30）等の学生調査といった査定の手法を有している。

しかしながら、全学的な「アセスメント・ポリシー」等の評価方針は策定しておらず、これらの査定手法を各学科・委員会が個別に改善・向上の取組みに活用している状況である。2019年度には教学会議の下に「教育の質保証・推進部会」が設置され、学習成果の可視化を含む検討結果の答申がなされたが、2019年度来の新型コロナウイルス感染症に関する対応により、検討の中断を余儀なくされている（備付-25-2）。

査定手法の定期的な点検について、卒業認定・学位授与の方針に掲げる学習成果と各学科の授業科目との関連づけは2020年度に実施したばかりであり、今後は教学会議を中心として点検を実施していく必要がある。

教育の向上・充実のためのPDCAサイクルの活用について、本学では併設大学と組織するFD委員会が主体となり、隔年で学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を授業科目担当者にフィードバックすることで授業改善に取り組んでいる。2014年度からはその新たな一方策として、授業評価アンケートにおいて総合評価結果が上位の授業科目を担当する教員を顕彰する「モデルティーチング顕彰制度」を発足させた（提出-大学規程集 44）。これは単に評価の高い者を顕彰するだけではなく、顕彰対象となった授業及び授業資料を公開することで、教員全体の教育内容・方法の改善に結びつくことを期待するものである。2021年度には3名の本学所属教員に対して顕彰を行った（備付-31）。

また、短期大学部及び各学科は、毎年度自己点検評価報告書を作成し、当年度の課題への取組状況を点検・評価するとともに、次年度への課題を策定している。また、自己点検評価・内部質保証委員会は提出された報告書に基づき、必要な評価、助言及び勧告を行っている（提出-25）。

そのほか、〔基準Ⅰ-C-1〕で述べたとおり、本学独自の外部評価を定期的の実施しており、2019年度には地元経済界、北海道教育庁、近隣他大学、札幌市教育委員会による外部評価を実施した。短期大学部に対しては「4年制大学や専門学校との違いの明確化」「本学の強みを活かした自治体との連携の在り方」「社会連携事業における

同窓会・後援会ネットワークの活用」に関する提言を受けている（備付-26-1）。これらの提言を踏まえ、2021 年度に短期大学部から学長宛に答申した「短期大学部の将来構想検討について」においては、改善・向上計画を以下のとおり示している（備付-23）。

○「4 年制大学や専門学校との違いの明確化」について

「北星学園」のブランドや、テレビ CM など大学のスケールメリットにより、短期大学単独では困難な広報活動が可能となっている。一方、今後は、大学や専門学校との違いを明確にするとともに、他の短期大学にはない本学の魅力を前面に打ち出し、認知度を高める広報が必要と分析した。そのため、短期大学の状況を熟知した事務スタッフを配置して広報活動を強化することとした。例えば、検索やアクセスをやすくするために本学独自のウェブサイトを開設したり、本学独自の学生募集イベントを実施したりすることが挙げられている。また、本学の国際性ブランドの要である海外プログラムは、今や決して目新しいものではなくなっており、一層魅力ある内容にする必要がある。学園内の強みを生かし、併設大学の持つ知的資源や教育資源と連携することで、例えば、本学在学中に派遣留学への参加を可能とするなどの国際教育の発展的方策を検討し、他の短期大学や専門学校との差別化を図り、学生募集環境を充実させたい。

○「本学の強みを生かした自治体との連携の在り方」について

両学科は、これまでも地域や地元企業と連携した取組を進めてきたが、文科省の補助金要件を満たす、より一段高いレベルの取組を行うために、両学科内の教員でチームを作るなどして文科省の事業に積極的に応募する。また、連携協定としては、〔基準 I-A-2〕で述べたとおり、2018 年度の北海道後志総合振興局とのグローバル人材育成に係る連携協定締結、2021 年度の JTB 北海道事業部と連携・協力に関する協定締結に基づき、地元産業界の理解と地域の課題解決に向けた連携事業の取り組みを推進する。

○「社会連携事業における同窓会・後援会ネットワークの活用」について

本学にとって最も心強い支援者は卒業生であると考えている。近年、卒業生の多くは、地域貢献に不可欠な存在として活躍しており、また、短期大学での学びを土台として、併設大学への編入学による継続した学びや海外留学等により、可能性を大きく開花させている。本学が持続的に発展するためには、社会で活躍する卒業生とのつながりを維持し、絆を深め、人脈形成を図る取組みがますます重要になると考えられる。2017 年度には英文学科専門教育科目「ホスピタリティと観光」において、学科卒業生と在学生の交流会を実施したほか（備付-36）、2021 年度には本学創立 70 周年を記念し、英文学科では卒業生メッセージ・リレーを（備付-37）、生活創造学科では卒業生を招いての記念講座を開催している（備付-38）。今後も卒業生の講演による在学生へのキャリアパス支援、多様な分野で活躍する卒業生紹介などを通じて、在学生の母校への愛着や帰属意識を深める取組を進める。さらに、こうした取組について学

外に情報発信することで、受験者や保護者等に対する PR に繋げる。特に、卒業後 10 年以内の 20～30 代の参加を促す取組みは、情報発信力強化の観点からも重要と考え、卒業生ウェブサイトやオンラインコミュニティの開設、本学同窓会室の利用（本学独自のホームカミングデーの開催）などの取組みについても検討することとしている。

本学は、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。理事会等法人組織及び大学組織の管理運営に関する諸規程については、関係法令に基づき整備しており、寄附行為や学則等の明文化された規程に基づいて管理運営を行っている。また、法令改正等があった場合には速やかに規程改正手続きを進めるとともに、必要に応じて文部科学省等の所轄庁との相談や届け出等を適切に行っている。そのほか、学則変更、役員変更、決算書等の文部科学省への届け出等を、学校教育法、同施行規則、私立学校法等に従っている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

課題として、各部局における自己点検評価活動の負担軽減が挙げられる。例えば、自己点検評価資料の点検評価項目については、1993 年度以来、追加した項目は多岐にわたるが取止めた項目は多くない。1993 年度にはその分量は 91 ページであったが、2019 年度には 497 ページにまで膨らんでいる。また、各部局においては国や社会の要請に応えた新たな取組みを行い、自己点検評価・内部質保証委員会においても外部評価、在学生評価の導入により、点検評価等に要する労力の増大は今後も避けられない見通しである。この負担増大によって取組みに必要な労力が削られ、PDCA サイクルが停滞することがないよう、国や社会の要請に対応しつつも、既存の点検評価活動の効率化、合理化を併せて推進する必要がある。

また、学習成果を測定するための適切な指標の設定は、2020 年度から卒業認定・学位授与の方針に掲げる学習成果と各学科の授業科目との関連付けを行ったものの、2019 年度に「教育の質保証・推進部会」が教学会議に対して提案した学習成果の可視化に関する議論は、新型コロナウイルス感染症に関する対応により検討の中断を余儀なくされており、実現に至っていない。学習成果の把握は 3 つのポリシーの根幹である卒業認定・学位授与の方針の達成と密接に関連することから、査定の手法の確立及びその点検については、その他の重要課題と並行して速やかに検討していかなければならない。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

なし。

<基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

- (1) 「建学の精神」について確認する機会として、教職員においては中長期計画の策定にあたり、本学の理念をどのように継承してきたかを確認し、現状を捉え、将来の展望を検討した。学生に対しては、各学科の宿泊オリエンテーションにおける DVD 鑑賞という形で本学の歴史を学ぶプログラムを組んでいる。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響下では宿泊形式のオリエンテーションが開催できず、また代替プログラム内においても時間的制約により実施できていない。
- (2) 建学の精神に基づいた教育を実施し、その学習成果を確認・自己点検していくなかで、教育の質保証に努めるため、2016 年度から自己点検評価報告書に各ポリシーを踏まえた点検評価欄を設け、卒業認定・学位授与の方針に基づく自己評価を実施している。
- (3) 「建学の精神」と「ミッション・ステートメント」を、よりわかりやすく簡潔に表現するため、2016 年度から「世にあって星のように輝く」という公式フレーズを用いることを決定し、今日に至るまで各広報媒体において広く発信している。
- (4) 英文学科：多様化する入学生への対応、「話す・書く」力を含む英語 4 技能の測定方法については、学科 5 カ年間計画の入試ワーキンググループによる検討を経て、自己・指定校推薦入試（現：総合型選抜・学校推薦型選抜）における 4 技能試験を導入した。また在学生については、2017 年度入学生から全学生を対象としたケンブリッジ英検を年 1 回実施し（2020 年度から TOEIC に変更）、学科 FD で結果の共有、学生の英語力について特徴等の分析を行っている。2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により外部試験を実施できなかった。2021 年は外部英語運用能力試験のうち、TOEFL ITP のみを実施したが、コロナ収束後を見据え、4 技能試験をどのように再開するか検討中である。
- (5) 生活創造学科：本学の歴史や建学の精神、教育の特性等を十分に理解しないまま入学する学生をいかにして減らすか検討し、学科教員全員がさまざまな機会を通して本学科の理念や特性を高校生に伝えることを意識して入試業務に関わってきた。オープンキャンパスでは、履修モデル制を具体的にイメージできるプログラムを展開し、参加者の興味・関心を高めるよう工夫した。また、基礎教養や生活学に関する学習成果の総合的な測定方法について FD を行い、入学前教育について課題変更の方針を定めた。入学後には、各履修モデルにおける卒業課題が一定レベルで完成されることをもって学習成果を確認しているほか、卒業時の学生による到達度自己評価をチェックし、特にゼミにおける指導レベルの向上を確認している。
- (6) 学習成果の機関レベルの査定については、教育の質保証推進部会の答申を受け、

教学会議において検討予定であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により検討を中断している。今後は、教学会議に付随する別の組織を設置することも視野に入れながら、その他の重要課題と並行して速やかに対応を検討していく。

(7) 2017 年度から自己点検評価報告書及び自己点検評価資料を、大学公式ウェブサイトを通して公表した。

(8) 外部評価の実施について、2015 年度及び 2016 年度には本学がキャンパスを置く厚別区及び札幌副都心開発公社から教育課程編成に関する意見を聴取し、短期大学部・学科において改善に向けた取組みを実施した。2019 年度には、地元経済界、北海道教育庁、近隣他大学、札幌市教育委員会から、「カリキュラムの内容・学修方法・学修支援又は学修成果」「社会との接続」「入学者選抜」「教員組織」「施設・設備」に関する評価を受けている。また、2021 年度には、高校関係者、産業界関係者の 2 名から「入学者選抜」及び「カリキュラムの内容、又は学修成果」に関する評価を受けた。評価結果については、自己点検評価・内部質保証委員会から関係部局に対して改善方策の検討を依頼し、改善に向けた取組みを進めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

(1) 社会連携・社会貢献について、新型コロナウイルス感染症の影響下においても実施可能な地域社会との連携を検討していく。

(2) 自己点検評価活動に係る各部局の負担軽減が課題であり、自己点検評価活動の効率化、合理化を推進していく。

(3) 学習成果を測定するための適切な指標設定は、教学会議において検討予定であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により検討を中断している。今後は、教学会議に付随する別の組織を設置することも視野に入れながら、その他の重要課題と並行して速やかに対応を検討していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

〔提出資料〕 1.履修ガイド(pp.3-4,表紙裏面,pp.27-56,pp.57-73,p.16,pp.78-89)、4.情報の公表 | 大学公式ウェブサイト <https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/>、8.GUIDE BOOK2022(p.6,p.62,pp110-112)、9-1.2022 年度入学試験要項 (一般選抜/大学入学共通テスト利用選抜/総合型選抜) (p.1,pp.36-37,pp.54-60,p.66)、9-2.2022 年度入学試験要項 (学校推薦型選抜)、9-3.2022 年度入学試験要項 (特別選抜 (社会人/帰国生徒/外国人留学生))、10.シラバス

<https://pota.hokusei.ac.jp/campusweb/top.do>、5.学則第 23 条,第 25 条,第 26 条,第 18 条、24-3.教授会議事録 (写し) (平成 3 (2021) 年度)

〔提出資料-大学規程集〕 84.授業科目の履修等に伴う試験等に関する規程、85.GPA 制度に関する規程、83.授業科目の履修等に関する規程、87.定期 (期末) 試験実施要領、44.モデルティーチング顕彰制度実施要項、63.入学試験実施規程

〔備付資料〕 39.TOEIC スコア表 (英文学科)、40.ループリック (「スタディ・スキルⅠ・Ⅱ」)、41.卒業課題 (生活創造学科)

<https://www.hokusei.ac.jp/seikatsu/works/index.html>、42-1.2020 年度 IR レポート、42-2.2021 年度 IR レポート、25-1.2019 年度自己点検評価報告書、25-2.2020 年度自己点検評価報告書、25-3.2021 年度自己点検評価報告書、29.授業評価アンケート <https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/jugyohyokaenquete/>、43.英文学科授業評価アンケート、44.生活創造学科学生満足度調査、45.プログレスシート、23.「短期大学部の将来構想検討について」 (2021 年 12 月 29 日答申)、45.「GPA 制度に関する規程」新旧対照表、46.シラバス作成の手引き、47.2019 モデルティーチング顕彰、48.北星学園大学短期大学部 英文学科 TOPICS: 短期大学部英文学科主催の「観光ガイドツアー」を実施しました！

http://eibun-jc.blogspot.com/2019/10/blog-post_23.html、49.北星学園大学短期大学部 英文学科 TOPICS: 観光・ホスピタリティ・航空業界セミナーが実施されました <http://eibun-jc.blogspot.com/2016/12/blog-post.html>、50.アクセシビリティ支援室について | 北星学園大学 CAMPUS GUIDE WEB

https://cgw.hokusei.ac.jp/accessibility_room/accessibility_about/、51.入試改革プロジェクト答申、52.「入学前教育」の実施について、53.Web Movie | 受験生 Web <https://entry.hokusei.ac.jp/news/78672/>、54.2022 年度生活創造学科パンフレット、55.オープンキャンパス | 受験生 Web

<https://entry.hokusei.ac.jp/opencampus/>、56.短期大学部ミニオープンキャンパス開催のお知らせ | 受験生 Web <https://entry.hokusei.ac.jp/news/74928/>、57-1.学費・諸納付金 | 受験生 Web <https://entry.hokusei.ac.jp/scholarship/tuition/>、57-2.奨学金制度 | 受験生 Web <https://entry.hokusei.ac.jp/scholarship/scholar/>、57-3.高等教育の修学支援新制度 (日本学生支援機構の給付奨学金) を利用予定の方へ |

受験生 Web <https://entry.hokusei.ac.jp/scholarship/shugakushien/>、58-1.入試 Q&A | 受験生 Web <https://entry.hokusei.ac.jp/faq/>、58-2.お問い合わせ | 受験生 Web <https://entry.hokusei.ac.jp/contact/>、26-1.2019 年度外部評価、26-2.2021 年度外部評価、59.カリキュラム・マップ・ナンバリング <https://cgw.hokusei.ac.jp/news/196068/>、60.2020 年度生活創造学科 FD、28.学生生活実態調査 <https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/gakuseiseikatsujittaichosa/>、61-1.企業アンケート、61-2.編入学アンケート、62.2020 年度短期大学部 FD 実施報告書

〔区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

卒業認定・学位授与の方針は、以下のとおり、それぞれの学習成果に対応している。

本学は建学の精神及び各学科の教育研究上の目的を踏まえ、短期大学全体及び学科ごとに学習成果を明示した卒業認定・学位授与の方針を定め、大学公式ウェブサイト及び履修ガイドに記載し、学内外に公表している（提出-1,pp.3-4）（提出-4）。また、卒業の要件は学則第 26 条に、成績評価は学則第 25 条にそれぞれ規定し、成績評価基準は「GPA 制度に関する規程」に明確に示している（提出-5）（提出-大学規程集 85）。

卒業認定・学位授与の方針

〔短期大学全体〕

1. キリスト教による人格教育を通じ、広い教養と、専門の知識・技術を深く修得し、社会において、知的、応用的能力を発揮することができるようになること。
2. 愛と奉仕に生きる自由な人間という、人間の基本的なあり方と姿勢を問い続け、自らの生き方を探求し、実践していくことができるようになること。
3. 知性と豊かな人間性を備え、社会の諸情勢や問題に深い関心を持ち、その発展と問題解決に関わる姿勢や心を持ち続けることができるようになること。

〔英文学科〕

1. 実践に重点を置いた「生きた英語」を身につけ、豊かな国際感覚を有してい

る。 2. 世界に通じるコミュニケーション手段としての英語の基本的な能力である、「聴く・話す・読む・書く」を磨き、さらに「知る・使う」能力を身につけている。 3. 英語を通じ、様々な国の人々と心をひらいて交流し、国際的視野と判断力を養い、社会に奉仕・貢献することができる。 4. 社会人としての教養と実践的知識を身につけている。 ※卒業の要件は、学則第 26 条において、一般教育科目について 4 単位以上、専門教育科目について 57 単位以上を含め 66 単位を修得しなければならないことを明記している。
〔生活創造学科〕 1. 人の生活を総合的・複合的・科学的にとらえる知識・技術を有し、生活に内在する問題を発見して適切に表現する能力、そして新しい生活方法を発想、実践する能力を持ち、主体的・能動的に生活の知的創造ができる。 2. 時代のニーズを敏感に察知する感受性と、社会人として求められる知識、他者と協調できる豊かな人間性と表現力を獲得する。 ※卒業の要件は、学則第 26 条において、一般教育科目について 14 単位以上、専門教育科目について 42 単位以上を含め 66 単位以上を修得しなければならないことを明記している。

短期大学全体の卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神及び本学の目的を踏まえ、キリスト教に基づく人格教育を通じた学習成果を明示している。また各学科の卒業認定・学位授与の方針は、教育研究上の目的を踏まえ、学位課程から短期大学全体の方針をさらに具体化した方針を策定しており、社会的・国際的に通用性がある方針となっている。

卒業認定・学位授与の方針は、社会的要請を踏まえつつ、教授会、学科会議及びFDを通して適宜点検を行っている。〔基準Ⅰ-B-2〕で述べたとおり、「短期大学部の将来構想検討について」（2021年12月29日答申）では、卒業認定・学位授与の方針の見直しを2022年度から開始することを明記している（備付-23）。なお、2022年度の抜本的な見直しに先駆け、2021年度3月には卒業認定・学位授与の方針について、入学希望者がさらに理解しやすい表現となるよう文言修正を行った（提出-4）。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している（提出-1, pp.3-4）（提出-4）。

〔英文学科〕

1. 全員が「英語と日本語で高い教養知識」を吸収し、「英語による自己表現力」を高めるよう科目を展開する。
2. 1年次に基本的な英語運用能力、「聴く・話す・読む・書く」能力を最大限に伸ばす科目を設置する。
3. 2年次には Anthropology（人類学）、Geography（地理）、Life Science（ライフサイエンス）、Ainu and Maori Studies（アイヌとマオリ研究）、Intercultural Communication（異文化コミュニケーション）、International Business（国際ビジネス）、Introduction to Sports Theory（スポーツ概論）等の「英語による講義科目」を展開する。
4. 「世界共通語」としての英語の様々な種類に触れながらコミュニケーション能力を高めることができるように、インターナショナル・チューター・プログラムを導入し、「人間と人間の触れあい」を大切にした学習環境を提供する。
5. それぞれの学生のニーズに合った学習を進めるよう、「スタディ・スキル」の科目を設置し、アカデミック・アドバイザーによる定期的な個別指導を実践する。

※4番目のインターナショナル・チューター・プログラムとは、地域で生活する外国人で、英語を第二言語や外国語として学んだチューターと、英語を使ってコミュニケーションすることを目的としている。チューターの出身地は、イタリア、イラン、インドネシア、シンガポール、トルコ、バングラデシュ、フィリピン、ポーランドなどさまざまであり、多様な文化的背景を持っている。

〔生活創造学科〕

1. 一般教育科目、専門科目に多様な分野の科目を開設し、現代の生活に関わる基礎的な事柄や問題を知り、生活を総合的、複合的、科学的にとらえること

ができるようにする。

2. 学生が興味や関心を持っている分野の専門知識や技術の学習を軸として、生活の問題を掘り下げていくことができるように、履修モデルを提示する。
3. 時代のニーズに合わせた履修モデルとして、生活心理、生活文化、生活福祉、経済・経営、情報システム、住居・インテリアデザイン、クリエイティブデザインの7つがある。学生は、履修モデルに共通する理解力、思考力、感受性、表現力をそれぞれの分野の学習を通して修得する。
4. 履修モデルの各分野の専門的知識や技術を修得すると共に、相互の関連する科目を自由に学ぶことが可能で、多角的なものの見方を養うことができるようにする。
5. 少人数制の講義や演習、実習を展開し、学生一人ひとりにきめ細かい支援を行う。
6. さまざまな問題を自ら解決する能力、そのプロセスにおいて他者と協調できる豊かな人間性と表現力を獲得することを目的とした科目を置く。
7. 社会人として求められる知識、自己のキャリア探求に必要な知識を教授する科目を置く。

上述の教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

各学科は、学習成果を明示した卒業認定・学位授与の方針を踏まえた教育課程編成・実施の方針に従い、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。

〔英文学科〕（提出-1,pp.27-56）

1年次に基礎的な英語運用能力、「聴く・話す・読む・書く」能力を最大限に伸ばすために、週4回の「オーラル・イングリッシュ」をはじめとし、「発音法」「リスニング・スキル」「リーディング・スキル」等を必修科目として設置している。

この基礎的な学習の上に、2年次には「英語と日本語で高い教養知識」を吸収することができるよう、「英語学」「日本語教授法」「ホスピタリティと観光」といった専門性の高い選択科目と、「Anthropology（人類学）」「Geography（地理）」といった「英語による講義」群を選択必修科目として配置している。

必修科目である「オーラル・イングリッシュⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の授業はインターナショナル・チューターが参加する仕組みをとっており、学生は World Englishes（世界のさまざまな英語）に触れる機会がある。

「スタディ・スキルⅠ・Ⅱ」の科目で、学生はアカデミック・アドバイザー（担任）から定期的に個人指導を受けることで、教育課程の理解を深め、効果的に学習する方法を学んでいる。さらに、成績評価は試験やレポートだけではなく、授業や課題への参加姿勢、プレゼンテーションなどにより多面的に評価されており、教育の質保証に向けて厳格に適用している。

〔生活創造学科〕（提出-1,pp.57-73）

一般教育科目の基礎教養科目群に、学内外の授業科目担当者による16科目を配置しているほか、外国語科目群、保健体育科目、キリスト教科目を展開し、学生が自身の興味関心に基づいて選択できるように工夫をしている。また専門教育科目には現代の生活に関わる基礎的な事柄や問題を知るため、1年次前期から「生活学基礎演習Ⅰ」

をはじめとする共通必修科目群を展開している。

履修モデルは生活心理、生活文化、生活福祉、経済・経営、情報システム、住居・インテリアデザイン、クリエイティブデザインの7つがあり、それぞれに資格・業績を基にして高い専門性を持った教員を配置している。前期末に履修モデルを決定し、後期以降に専門的な学びへと発展させ、履修モデルに共通する理解力、思考力、感受性、表現力を涵養している。

また、多角的視野を養うことができるよう、選択した履修モデルに示された授業科目以外の学科選択科目も履修できるよう配慮している。

少人数制の講義や演習、実習を展開しており、共通必修科目と選択科目における1クラスあたりの平均履修者数は30人以下を維持している（備付-25）。

各履修モデルには定員を設け、学生の希望に沿いつつも極端な人数の偏りが出ないように配慮しながら、それぞれの「生活学基礎演習Ⅱ」「生活創造専門演習」を通して問題解決力、表現力及び他者との協調性を涵養している。

キャリア支援科目・ビジネス系科目として、「アセンブリⅠ・Ⅱ」「日本語表現法」「簿記・会計」「現代女性とキャリア」等を段階的に配置している。

本学は、単位の実質化を図り、学生が年間において履修できる単位数の上限を定めている。

学則第23条に定めるとおり、「単位数算定の基準は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準」とし、さらに、講義及び演習については、「教室内における1又は2時間の授業に対して教室外における2又は1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週又は毎週2時間15週の授業をもって1単位」としている。実験、実習及び体育実技等の授業については、「実験室、体育施設等における2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の実験、実習又は実技をもって1単位」としている（提出-5）。

そのうえで、大学における単位制度の趣旨に鑑み、「授業科目の履修等に関する規程」第6条において、履修登録は学科及び学年ごとで下表の単位数を超えて履修登録を行うことができないことを規定し、単位の実質化を図っている（提出-大学規程集83）。

学科名称	1年	2年	計
英文学科	46	46	92
生活創造学科	44	48	92

「授業科目の履修等に関する規程」別表1を引用し一部改変

なお、科目の性質上、履修登録単位数の上限に含まない科目は履修ガイドに明記し、学生に周知している（提出-1,p.16）。

成績評価については、学習成果の獲得を短期大学設置基準に則り客観的かつ厳格に判定するため、学則第25条に「試験等の成績評価は、A+、A、B+、B、C、D及びFの

7段階をもって表わし、D 以上を合格」とすることを明記し（提出-5）、試験の実施、成績評価の基準及び GPA 制度については、別途「授業科目の履修等に伴う試験等に関する規程」「定期（期末）試験実施要領」「GPA 制度に関する規程」に明示している（提出-大学規程集 84、85、87）。成績証明書には、合格した科目及び累積 GPA のみ記載される。また、GP（Grade Point）は、「A+は 4.0、A は 3.5、B+は 3.0、B は 2.5、C は 2.0、D は 1.0、F（未受験等または無資格を含む）は 0.0」としている。2022 年度からは「GPA に関する規程」に成績評価に関する基準を明記し、例えば「A+」の評価基準は「到達目標に十分達し、極めて優秀な成果を修めている。」とするなど、客観性・厳格性を確保するための改善を図っている（提出-4）。

シラバスの内容は、授業の内容や進め方等が具体的にイメージできるよう、「担当教員名」「単位数」「開講時期」「備考（実務経験の有無など）」「授業の目的および概要」「授業方法」「到達目標」「授業計画」「成績評価方法及び課題に対するフィードバック」「事前・事後学習・必要時間」「教科書・参考書」「注意事項」「参照リンク・学位授与方針との関連/ナンバリング」で構成されている（提出-10）。

シラバス作成の際に教員に配布する「講義要項（シラバス）作成の手引き」には、到達目標や成績評価方法及び課題に対するフィードバック等の記載に関する留意点を明記している。例えば、到達目標は、目標に到達した結果、どのような知識・能力などを修得できるのかを、内容を知識・能力などに分けて可能な限り具体的に記述し、客観的に測定することが困難な「深める・理解」といった記述は用いないこととしている。また成績評価方法は、試験もしくはレポート実施の有無を明示することや各評価方法の割合には必ず数値を用いることとするほか、学生が提出したレポート等の課題に対してフィードバックする場合には、その旨を明記するよう求めている。なお、この手引きに基づき作成されたシラバスは、全学的な協力体制のもとで教職員が点検を行い、修正が必要と考えられる記載事項については担当部署である教育支援課から授業科目担当者に確認のうえ、必要な修正がなされている（備付-46）。

教育課程の見直しは、社会的要請を踏まえつつ、教授会、学科会議、FD を通して適宜実施しているほか、〔基準Ⅰ-B-2〕で述べたとおり、「短期大学部の将来構想検討について」（2021 年 12 月 29 日答申）では、教育課程編成・実施の方針の見直しを 2022 年度から開始することを明示している（備付-23）。なお、2022 年度の抜本的な見直しに先駆け、2021 年度 3 月には教育課程編成・実施の方針について、入学希望者がさらに理解しやすい表現となるよう文言修正を行った（提出-4）。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

教養教育の内容と実施体制は、以下のとおり確立している。

本学は、学則第 18 条に定めるとおり、授業科目を一般教育科目（基礎教養科目、外国語科目、保健体育科目、キリスト教科目）と専門教育科目とに区分している（提出-5）。一般教育科目では、短期大学の卒業認定・学位授与の方針に基づき、キリスト教による人格教育を通じ、広い教養と専門の知識・技術を修得することができるよう授業科目を展開している。このうち、キリスト教科目には「キリスト教学Ⅰ・Ⅱ」を配置し、生活創造学科では必修科目としている。英文学科で選択科目としているのは、英文学科専門教育科目の「イングリッシュ・バイブルⅠ・Ⅱ」を選択必修としているからである（提出-1,p.49）。また、幅広い教養の獲得に役立つように併設大学の大学共通科目のうち、本学にはない科目を単位互換協定に基づいて履修可能であり、英文学科では5単位まで、生活創造学科では10単位までを卒業認定単位に算入することが可能である（提出-1,pp.78-89）。

そのほか、本学独自の伝統的な科目として総合講義「アセンブリⅠ・Ⅱ」を学科専門科目に配置し、各学科にふさわしい内容で展開している。この講義は毎回、学内外講師や卒業生による講演、音楽コンサート、映画鑑賞などを取り入れることで通常授業とは異なるユニークな内容で構成し、学生に自身と社会や人生について深く見つめ直す機会を与え、真の意味で豊かな生き方を学ぶことをねらいとするオムニバス形式の必修科目である。現在はキャリア支援科目に位置付けられ、1年次は「アセンブリⅠ」、2年次は「アセンブリⅡ」として学年ごとに年間テーマを設定して実施している。年間テーマや講義内容の決定、ゲスト講師の選任など、授業全体の企画については学科の全スタッフが協力して作り上げ、運営している。キリスト教精神に基づいた学校であることを全ての学生に明確に伝えるカリキュラムであり、英文学科では「アセンブリⅠ」のクリスマス時期に、生活創造学科では「アセンブリⅠ」の初回の講義及び「アセンブリⅡ」のクリスマス時期にチャプレンが講師となって礼拝を実施している（提出-10）。

本学は教養教育と専門教育との関連を明確にしている。

英文学科では一般教育科目のうち、基礎教養科目4単位以上の修得を卒業要件としている。必要単位数が少なく設定されているのは、学科専門教育科目において、「Geography（地理）Ⅰ・Ⅱ」「History（歴史）Ⅰ・Ⅱ」「Life Science（ライフサイエンス）Ⅰ・Ⅱ」「Anthropology（人類学）Ⅰ・Ⅱ」「Introduction to Sports Theory（スポーツ概論）」等の教養科目を「英語による講義」として配置しているためで、「英語と日本語による教養」を身につけることを意図している（提出-10）。

生活創造学科では、〔基準Ⅱ-A-1〕で述べたとおり履修モデル制を取入れており、7つの異なる分野において、学科専門共通必修科目、学科専門選択科目及び一般教育科目の中から選択した履修モデル科目を系統的に学んでいくこととしている。例えば、「住居・インテリアデザイン履修モデル」では、美しく生き生きした生活空間をとほどのようなものかを探究するため、以下のとおり履修モデルを提示している（提出-1,pp.66-68）。

	生活創造専門演習（住）（卒業制作：住宅設計）
学科専門共通必修科目	◎生活学基礎演習Ⅱ（住）
学科専門選択科目	◎住生活論，◎住設計基礎実習，◎インテリアデザイン演習，◎住宅空間設計演習，◎生活創造と色彩，Web パブリッシング，グラフィックデザイン論，デジタルグラフィックス基礎 ◎カラープランニング，◎住設計応用演習Ⅰ，◎住設計応用演習Ⅱ，◎住宅 CAD 設計Ⅰ，◎住宅 CAD 設計Ⅱ，◎都市環境創造論，写真表現
一般教育科目	◎美術と文化

教養教育については、以下のとおり、効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

一般教育科目を含む授業科目については、隔年で学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を授業科目担当者にフィードバックすることで、授業改善に取り組んでいる（備付-29）。また、2014 年度から併設する大学と合同で実施している「モデルティーチング顕彰制度」では、授業評価アンケートにおいて総合評価結果が上位の教員を顕彰している（提出-大学規程集 44）。顕彰項目として「共通（大学共通・一般教育科目）」小・中・大人数部門を設定しており、2019 年度には本学の一般教育科目担当者 1 名が少人数部門及び中人数部門で顕彰されている。また、顕彰となった授業及び授業資料を公開することで、教員全体の教育内容・方法の改善に結びつくことを期待している（備付-47）。英文学科では「学科 5 ヶ年間計画」新カリキュラムワーキンググループの提案により、学生のニーズに合わせて 2018 年度から「Introduction to Sports Theory（スポーツ概論）」「Ainu and Maori Studies(アイヌとマオリ研究)」 「Perspectives in Literature(文学概論)Ⅰ」 「Perspectives in Literature(文学概論)Ⅱ」 「International Business（国際ビジネス）」の 5 科目を英語による教養科目として導入した（提出-10）。

〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

本学は、学科の専門教育と教養教育を主体とした職業への接続を図る職業教育の実施体制を、以下のとおり明確にしている。

〔基準Ⅱ-A-2〕で述べたとおり、キャリア支援科目として「アセンブリⅠ・Ⅱ」を学科ごとに開講し、オムニバス形式で展開している。自分自身と、社会、人生について深く見つめ直し、豊かな生き方とは何かを探る、短期大学のアイデンティティとも

いえる重要な授業科目となっている（提出-10）。

英文学科では、航空、観光、ホテル業界などに関心のある学生の向けに「総合講義ホスピタリティ」「Tour Guiding and Interpreting」等の実践的な授業科目を展開し、各分野で求められる知識やスキルを涵養している。正課外での取り組みとしては、2015 年度から英語の通訳案内士教育の一貫として「観光ガイドツアー」を実施し、地域の観光分野で活躍する人材育成を目指しているほか（備付-48）、2016 年度には観光・ホスピタリティ・航空業界セミナーを開催し、業界で活躍する当該学科卒業生との交流を通して在学生のキャリア形成を支援した（備付-49）。

生活創造学科では、キャリア支援科目・ビジネス系科目として、学科専門選択科目の1年次前期に「アセンブリⅠ」「日本語表現法」「簿記・会計」、1年次後期に「現代女性とキャリア」「ビジネスコンピューティング」「現代社会と企業」、2年次前期に「流通マーケティング論」「応用ビジネスコンピューティング」「セクレタリー実務」、2年次後期に「アセンブリⅡ」を段階的に配置し、学生の就職に対する動機付けに一定の成果をあげている（提出-10）。

職業教育については、以下のとおり効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

職業教育を含む授業科目については、隔年で学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を授業科目担当者にフィードバックすることで、授業改善に取り組んでいるほか（備付-29）、学科独自の学生満足度調査を実施し、学科会議や学科FDにおいて適宜検証している（備付-43）（備付-44）。英文学科では、卒業後、英語教育に携わる希望を持つ学生のニーズに応えるため、2019 年度カリキュラム改編から「英語教育入門Ⅰ・Ⅱ」を配置した。また、国際観光の発展により、北海道においても英語ガイドなどの需要が増え、これらの仕事に興味関心を持つ学生が増えたため、「通訳法Ⅲ」を「Tour Guiding and Interpreting」に変更した（提出-10）。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

入学者受入れの方針は、学習成果に対応している。

本学は、学習成果を明示した卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき、入学者受入れの方針を短期大学全体及び学科ごとに適切に設定している。

短期大学全体における入学者受入れの方針では、本学を支えるキリスト教精神を「自己を何によって育てるか、自己の一番深いところまで問い続け、考えること」と定義し、求める学生像は「豊かな人間性」を備え、「地域社会の諸情勢やその問題に深い関心」を持ち、「その発展と問題解決に関わりながら人々とともに生きる姿勢や心を持つような人」であることを明示している（提出-8,p.6）（提出-9-1,pp.36-37）（提出-4）。

各学科の入学者受入れの方針は、以下のとおり、短期大学全体の方針、各学科の卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針と連関するように策定されている（提出-8,p.62）（提出-9-1,pp.36-37）（提出-4）。

〔英文学科〕

英文学科では、生きた英語とそれを支える文化、さらに英米文化のみならず広範な分野にわたる専門教育を実践的に教授するとともに、総合的な英語運用能力と豊かな国際感覚を養成し、広い視野と判断力及び適切なコミュニケーション能力を備えた人材の育成を目的としています。

英語運用能力の「聴く」「話す」「読む」「書く」という基礎力を最大限に伸ばし、さらに、「知る」「使う」といった応用能力を身につけることを目指します。英米人の英語だけでなく、英語を国際語ととらえ、インターナショナル・チューターに接する機会を持ち、自分の意見を伝える力を備え、さまざまな英語や文化を理解し、寛容な姿勢を学びます。また、英語を通して、幅広い分野の学問を探究する姿勢や、社会で英語を使って仕事をするための知識や英語運用能力を育成します。

生きた英語そのものとそれを支える文化を学び、英語による自己表現力を高め、国際性を身につけたい人を求めています。

〔生活創造学科〕

生活創造学科では、人の生活を総合的、複合的、科学的にとらえるための知識・技術を教授します。生活の中に潜在する問題を発見し適切に表現する能力、新しい生活方法をのびやかに発想し実践する能力を養成することを目的としています。

生活の知的創造」をキーワードに、実践的な総合科学を追究し、自ら考え、行動し、他者と協働できる人材を育成します。その方法としては、文化、芸術、心理学、社会学、福祉学、経済学、住居・建築学、デザイン、情報技術等を切り口に、生活を論理的、多角的に検証していきます。また、演習・実習形式を活用した少人数教育によって、一人ひとりが主体的に学ぶことのできる環境を整えています。

2年という限られた時間の中で、食欲に学び、幅広い知識と技能を修得しようという志のある人、より豊かに生きていくために、個人と社会のあり方を真剣に考え、行動できる人を求めています。

入学者受入れの方針は、大学公式ウェブサイトのほか、GUIDE BOOK、「入学試験要項」（以下「入試要項」という）に明確に示している（提出-8,p.6,p.62）（提出-9-1,pp.36-37）（提出-4）。

入学前の学習成果の把握・評価は、「入学者選抜方法と基本方針」に明確に示している（提出-9-1,p.37）。

入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。多様な入学者選抜方法で、多元的な評価尺度を用いて志願者の能力・資質を適切に評価・判定するため、一

般選抜の他に、大学入学共通テスト利用選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜（Ⅰ期／Ⅱ期：自己推薦型）、社会人選抜、帰国生徒選抜、外国人留学生選抜を実施することを明示し、求める学生像に適合する入学希望者を受入れている。なお、総合型選抜（Ⅰ期）では、1次選考で学修計画書の提出を求め、計画課題として「志望する学科の卒業認定・学位授与の方針を読んだうえで、卒業したあと、学科の学修を通じて身につけた力を社会のなかでどのように活かしていきたいか」「教育課程編成・実施の方針を読み、専門教育科目リストから興味のある科目のシラバスを検索し、①あなたがこの科目で最も興味を持った点、②あなたがこの科目の学修を通じて何を学びたいか、③この科目の学修があなたの将来のヴィジョンとどのように結びつくか」についての記述を課し、求める学習意欲を持った学生を選抜している（提出-9-1,pp.54-60）。

高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定し、公正かつ適正に実施している。入学者選抜は「入学試験実施規程」に基づき入試要項に従って実施し、可否の判定は入学者選抜試験の結果及び調査書の内容に基づいて総合的に判断している（提出-大学規程集 63）。入試要項の決定手続きは第5条に定めるとおり、入学試験センター委員会（以下、「入試委員会」という）の審議を経たうえで、副学長を通して教学会議に付議され、学長が決定するものとしている。

入試問題は、本学の入試要項に基づいて作成し、出題者は、同一教科の他の出題者と協議し、本学の入学者選抜として最も適正な入学試験問題となるよう努力することを義務付けている。また、入学試験センター長（以下、「入試センター長」という）及び入学試験センター委員（以下、「入試委員」という）は、入学試験問題の適否について点検及び検討を尽くし、必要に応じて出題者と協議を重ねたうえで、最も適正な入学試験問題となるよう努力することを義務付けている。合格者の判定手続きは、採点者による正確かつ誠実な採点結果に基づき、入試委員会が受験者得点順一覧表を作成し、入試センター長が合格者決定案を決定したうえで、短期大学部長及び各学科長に提出する。この案を基に教授会は合格者名簿を作成し、学長が合格者を決定することとなっている。

身体機能の障害や疾病等により、受験に際しての特別な措置を必要とする志願者に対しては、原則として出願開始の2か月前までに入試課に相談するよう求めており、入試課と当該学科でその取扱いについて協議を行い、入試センター長が合理的な配慮の方法を決定することで、受験希望者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施体制を整備している（提出-9-1,p.1）。また、アクセシビリティ支援室においても、特別な支援を必要とする者から受験の希望があった場合には、入学後の合理的な配慮に基づく支援体制を説明しつつ、受験に際しては専門的な見解から適切な助言を行っている。入学試験で実施可能な配慮例として、拡大文字問題や拡大解答用紙の準備、解答方式変更（チェック式等への変更）、試験時間の延長、照明器具の準備、特製机の使用、拡大鏡等の持参使用、補聴器の持参使用、車椅子等の持参使用、松葉杖の持参使用、文書による伝達、窓側の明るい席の指定、トイレに近接する試験室に指定、別室の設定、介助者の付与、試験場への車での入構等が挙げられる（備付-50）。

2018年には国の高大接続改革に対応し、副学長のもとに入試センター長、大学事務部長、入試課長、高校勤務経験のある大学教員をメンバーとした「入試改革プロジ

ェクト」を組織し、高校教育、大学教育、大学入学者選抜を通じて学力の3要素を確実に育成・評価するという改革の主旨を踏まえ、「入試から選抜」に関する具体的な提言を行った。英語4技能については実施を見送ったものの、主な入試改革提言（主体性の評価、総合型選抜入試の導入、入学前教育、併設大学への編入学者増の取組み）等については、おおむね2021年度入学者選抜から実施している（備付-51）。入学前教育については、学科独自の入学前教育を実施するとともに全学的な観点による入学前教育を導入しており、受講者へのアンケート結果もおおむね好評である（備付-52）。

新型コロナウイルス感染症の影響下における学生募集及び入学者選抜は、例年とは異なる対応を迫られた。

学生募集における影響として、2021年度の総合型選抜に向けて、初めて企画した2019年度3月のオープンキャンパスが中止となり、その後も2020年度8月まで対面で実施する進学相談会やオープンキャンパスが相継いで中止となったため、代替手段として、オンライン方式による説明会の開催や相談会への参加、ウェブ動画を作成して本学独自の入試情報サイト「受験生 Web」での公開等を行った（提出 53）。このウェブ動画では、学長メッセージをはじめ、新入学者選抜制度や学科紹介、模擬講義などを配信し、対面での募集活動ができない中でも大きな役割を果たしてきた。また、生活創造学科では、公式インスタグラムを用いて履修モデルの特色を短時間で伝える「プチ講義」動画を配信したり、LINE 公式アカウントを活用して、受験を検討している者に対して入試に関する情報発信や質問の対応をするなど、さまざまな取り組みを実施している（備付-54,p.15）。なお、2020年9月には感染症の流行が一時収束したことから、オープンキャンパスを2日間に分け、それぞれ高校3年生と1・2年生を対象として開催した。2021年度は、感染症拡大の情勢を踏まえつつ、定員制限等による対策を講じて対面によるオープンキャンパスを3回開催したほか、本学独自の企画として、「短期大学部ミニオープンキャンパス」を開催し、募集活動を活発に実施している（備付-55）（備付-56）。

入学者選抜における影響として、学校推薦型選抜実施直前には札幌市への不要不急の往来自粛要請が出されたことに伴い、対面実施をやむなく中止し、試験を書類選考に変更して対応した。一般選抜では、感染者や濃厚接触者が発生した場合には、追試験又は別日程での選抜を行うよう文部科学省から通知があり、検討の結果、本学では追試験を別日程に設定し、実際に追試験での対応も発生した。2020年度及び2021年度は、新型コロナウイルス感染症予防対策及び罹患者や濃厚接触者への対応など例年にはない指示が多岐にわたり、入学者選抜の準備に多くの時間を費やしながらも問題なく実施することができた。

入学生の学費・諸納付金、奨学金制度及び修学支援制度については、入試要項、GUIDE BOOK、「受験生 Web」等において最新の情報を明示しているほか、オープンキャンパスや進学相談会において経済的支援を必要とする入学希望者や保護者に直接説明する機会を設けている（提出-9-1,p.66、提出-8,pp.110-112、備付-57）。

本学はアドミッション・オフィスを以下のとおり整備している。

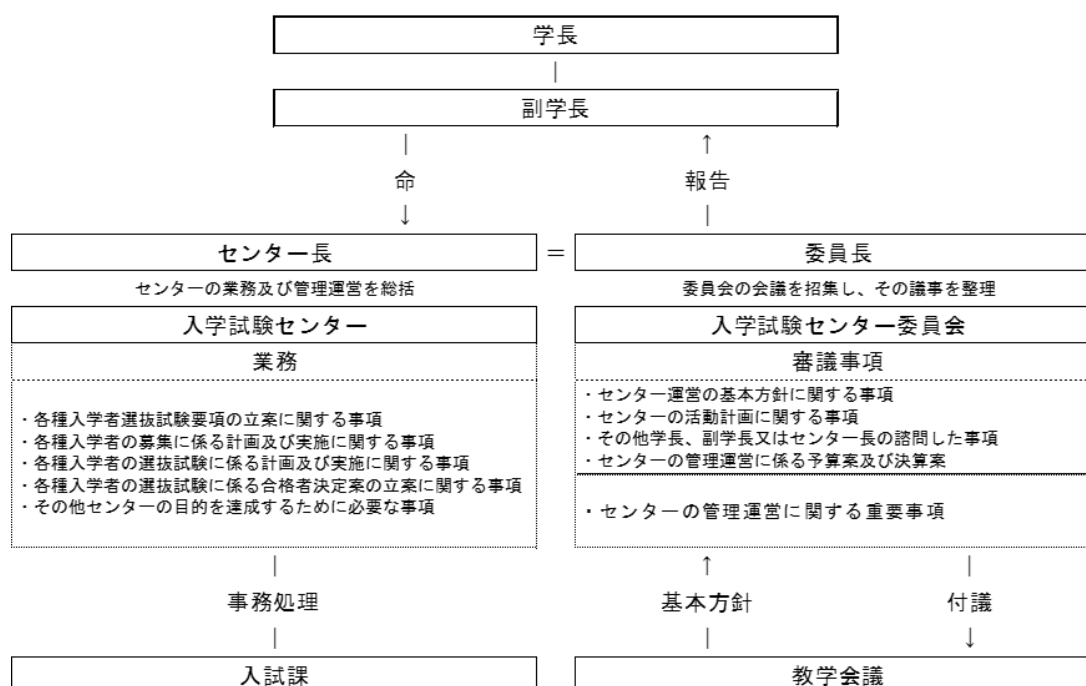
学生募集及び入学者選抜の実施体制については、教学会議のもとに設置される入学試験センター（以下「入試センター」という）が「入学試験センター規程」に基づき、

具体的な企画及びその実施を統括している（提出・大学規程集 63）。入試センターには入試センター長を置き、入試センター長は、副学長の命を受け、入試センターの業務及び管理運営を総括している。また、入試センターには入試委員会を置き、委員長は入試センター長をもって充て、委員会の審議の経過及び結果を副学長に報告している。入試委員会の構成は、入試センター長のほか、各学科に所属する教員から各1人、併設する大学の各学科、言語教育部門及び共通科目部門に所属する教員から各1人並びに入試課長からなり、入試センターの事務処理は入試課が行っている。

受験に関する問い合わせに対しては、「受験生 Web」に入試 Q&A や問い合わせフォームを設けているほか、オープンキャンパス、進学相談会などを実施しており、入試センターを中心とした全学的体制によって適切に対応している（備付-58）。

入学者受入れの方針は、高校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。2019年度及び2021年度には高校関係者による「入学者選抜」に関する外部評価を実施した。その評価結果については、自己点検評価・内部質保証委員会から関係部局に対して改善方策の検討を依頼し、改善に向けた取組みを進めている（備付-26）。なお、〔基準Ⅰ・B-2〕で述べたとおり、「短期大学部の将来構想検討について」（2021年12月29日答申）では、入学者受入れの方針の見直しを2022年度から開始することを明示している（備付-23）。なお、2022年度の抜本的な見直しに先駆け、2021年度3月には入学者受入れの方針について、入学希望者が理解しやすい表現となるよう文言修正を行った（提出-4）（提出24-3）。

入学試験センターの責任の所在及び体制



（図1）入学試験センターの責任の所在及び体制

〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-A-6 の現状＞

短期大学及び学科ごとの学習成果は、「何ができるようになるか」に力点を置き、学生が身に付けるべき資質・能力を具体的に明示している（提出-1,pp.3-4）（提出-4）。また、〔基準Ⅱ-A-1〕で述べたとおり、2021年3月に卒業認定・学位授与の方針に掲げる学習成果について、入学希望者がさらに理解しやすい表現となるよう文言修正を行った（提出-4）（提出 24-3）。

学習成果は2年間で獲得可能である。授業科目の位置付けは、オリエンテーション等において学科ごとに説明するとともに、履修ガイドにも必修科目、選択必修科目、選択科目を明示している（提出-1,p.39,p.51,p.69）。またシラバスに卒業認定・学位授与の方針に掲げる学習成果との関連付けを明記しているほか、カリキュラム・マップ及びナンバリングにより、カリキュラムにおける授業科目の位置付けを示し、修業年限内で体系的、順次的に獲得できるよう設計している（提出-10）

（備付-59）。

学習成果の測定について、英文学科では、2年間で全ての学生が TOEFL を定期的に受験し、スコアを確認することで、英語力の確かな伸びを実感しながら学習を進めている。また、結果はデータベース化されており、2年間の推移を客観的に見ること、学生の学習成果が測定可能である（備付-39）。必修科目「スタディ・スキル」ではグループプレゼンテーションやレポート作成を課し、全ての授業科目担当者が共通した基準で評価できるようルーブリックを活用している。このルーブリックを事前に学生に提示して到達目標を可視化している（備付-40）。また、「スタディ・スキル」において、アカデミック・アドバイザーが学生と1対1で面談し、TOEFLをはじめとする英語能力試験についての現状把握と目標に向けての励ましを行っている。そのほか、学科として「スーパー英語」というオンライン教材を活用しており、学生の学習マイレージや模擬試験の成績に関して、学生自身だけでなく教員も定期的に確認することができる。授業科目レベルでは、英検・TOEIC・IELTS等の英語技能試験へ取り組みや、シラバスに掲載されている評価方法によって学習成果を明確にしている。

生活創造学科の学習成果は、基礎教養科目並びに専門科目を通しての知識・技能の修得と応用力の獲得である。1年次前期の共通必修科目では、現代生活に関わる基礎的な事柄や生活文化、家族、生活心理、情報、福祉、消費生活、衣、食、住、芸術などについて、これらの現状課題を理解しているかどうかを、筆記試験、レポート作成等によって査定する。1年次後期以降は、その課題をいかに解決していくかの道すじを学ぶ。少人数制のゼミナールにおいて、議論、調査、論文作成、作品制作に関する指導を継続的に行い、それぞれの履修モデルにおける卒業課題（論文もしくは制作）の一定レベルの完成をもって、卒業認定・学位授与の方針に規定された学習成果を身

につけたことを確認している（備付-41）。2020 年度に実施した学科 FD では、卒業論文・卒業制作に基づいた評価方法の基本的な方向性を共有し、履修モデルによって成果バランスが偏らないよう改善に努めている（備付-60）。

〔区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

学習成果の獲得状況の測定は、GPA 制度、単位取得率、学位取得率などを活用している。

〔基準Ⅱ-A-2〕で述べたとおり、本学は 2013 年度から GPA 制度を導入している（提出-大学規程集 85）。成績評価を「A+、A、B+、B、C、D、F（未受験等または無資格を含む）」の 7 段階の GP に区分し、D 以上で合格としている。2022 年度からは「GPA に関する規程」に成績評価に関する基準を明記することし、授業科目レベルでの学習成果の測定について客観性を担保するための改善を図っている（備付-45）。なお、GPA 分布など評価結果は学外に公表していない。2019 年度に設置したインスティテューショナル・リサーチ委員会では、IR（データ分析）の試行的実施計画として、GPA に着目した本学学生の学業成績に関する傾向を分析した。分析結果は「IR レポート」として教学会議に報告しているが、全学的な議論には発展しておらず、今後の取扱いについて検討する必要がある（備付-42）。

毎年度作成する自己点検評価資料では、当該年度の教育研究活動に関するデータを集計し、公表している（提出-4）（備付-25）。例えば、表 V-6「学籍移動状況」では、入学年度ごとの正規卒業者数・正規卒業率（6 年度分）を集計している。2015 年度から 2020 年度までの入学生の正規卒業率は、英文学科は 85.2、90.2、93.0、86.9、91.5、87.8 であり、生活創造学科は 94.0、98.0、91.4、100.0、96.5、95.5 となっている。英文学科の正規卒業率がやや低いのは、在学中における私費留学のために休学を選択する学生が一定数存在するためである。また、表 V-9「卒業時における学科別単位認定状況一覧」では、当年度卒業生の認定単位数を集計している。2021 年度の修得平均単位は、英文学科 71.1（卒業生数 119 名）、生活創造学科 72.6（卒業生数 85 名）であり、いずれの学科においても卒業要件である 66 単位を 6 単位ほど上回り、学科間の差はほとんど見られなかった。表 V-18「授業科目別履修者数・成績評価状況・単位修得状況一覧」では授業科目ごとの平均 GP を算出し、学内にのみ公表している。

英文学科では、必修科目「スタディ・スキル」において、〔基準Ⅱ-A-6〕で述べたルーブリック評価を実施しているほか、いわゆる「学生ポートフォリオ」にあたるプログレスシートを導入している。学生はプログレスシートに学習目標や学習成果を記録し、これに基づいて、個別にアカデミック・アドバイジングを受けている。新型コロナウイルス感染症の影響下においては、プログレスシートを学内 LMS「Moodle」上で電子化し、Zoom などのオンラインツールを活用して、学生とアカデミック・アドバイザーとの面談を実施している（備付-45）。

学習成果の獲得状況については、毎年度の在学生を対象として実施する「学生生活実態調査」を活用して分析している（備付-28）。この調査は多様化する学生の個別ニーズや学修行動の特徴を把握し、学生支援体制や学習環境の充実に図るための基礎資料として活用することを目的としている。調査はインスティテューショナル・リサーチ委員会が実施しており、調査結果は大学公式ウェブサイトを通して学内外に公表している（提出-4）。また調査結果の分析を行い、IR レポートを教学会議に提出している（備付-42）。2021 年度の IR レポートにおいては、学生生活実態調査における「授業の予習・復習や課題を行う学習時間（1 週間あたり）」と GPA の関係を分析し、有意な相関であるものの、相関係数自体は小さいことが確認されている。しかしながら、その後の学生支援体制や学習環境の改善については、新型コロナウイルス感染症の影響による教学対応等もあり大きく進展していないため、PDCA サイクルを適切に機能させるための教学 IR 体制を確立していく必要がある。

そのほか、英文学科では外部機関による英語能力試験を実施し、その学習成果を学生にフィードバックしている（備付-39）。生活創造学科では卒業論文・卒業制作に基づいた評価を行い、学科サイトを通して公表している（備付-41）。また、〔基準Ⅰ-C-2〕で述べたように、両学科ともに隔年で実施する学生による授業評価アンケートの結果のフィードバックを受けて授業改善に取り組んでいる（備付-29）ほか、各学科独自の学生アンケートを実施している（備付-43）（備付-44）。

〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

卒業後の学生に対する評価への取り組みとして、就職支援課の事務職員を中心に企業から聞き取り調査を行い、結果をその後の指導に活用している。2021 年度には短期大学として主な就職先企業を対象に、以下のような卒業生の能力・スキルを 4 段階で評価するアンケート調査を実施した（備付-61-1）。

実施期間：2021 年 12 月～2022 年 1 月

アンケート実施方法：

アンケート協力依頼の文書を送付した。回答は書面又はグーグルフォームのいずれかを選択。

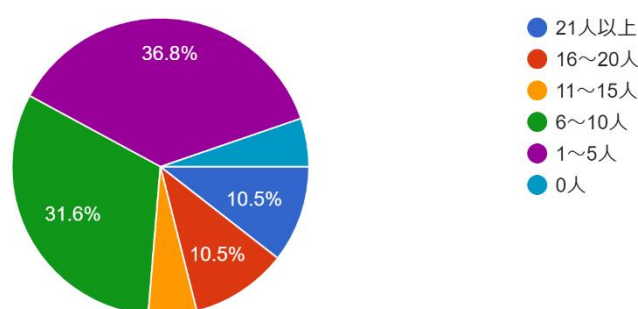
対象企業：

過去3年間に短期大学から卒業生を複数名採用した企業 55 社を対象とし、そのうち 19 の企業・事業書から回答が得られた。(回答率 34.5%)

アンケート結果の活用について、2022 年 3 月に短期大学部 FD を開催した（備付-62）。アンケートは記名式ということもあり、本学に好意的な企業が回答したと考えられる。現在雇用関係にある卒業生数は、「1～5 名」「6～10 名」と回答した企業がそれぞれ 3 割を超えている。本学卒業生の能力・スキルについて、ほとんどの項目で、「良い」又は「おおむね良い」となっており、記述部分では肯定的なコメントが多い。これは本学に好意的な企業の回答ゆえと考えることもでき、今回のアンケートで回答を得られていない企業に対するヒアリングなどを実施する必要がある。どのような人材を希望するかという問いに対しては、「コミュニケーション能力の高い人」「積極性のある人」を求めている様子が伺える。

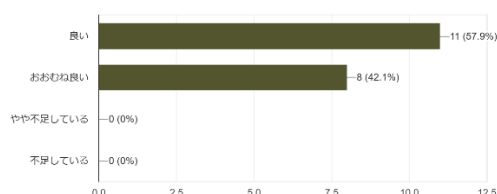
1. 現在、雇用関係にある卒業生数をお伺いいたします。

19 件の回答

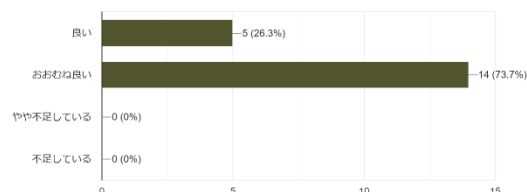


2. 本学卒業生の能力・スキル 15 種類について、それぞれ 4 段階で率直に評価してください。A. 個人的な能力 B. 対人的な能力 C. 知識 の順に並んでいます。

A 1. 常識・マナー
19 件の回答



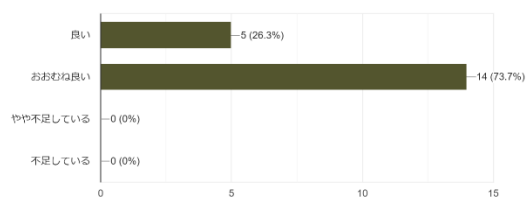
A 2. 自己管理能力
19 件の回答



北星学園大学短期大学部

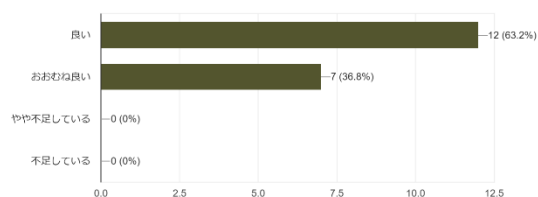
A 3. 継続的な学習力

19 件の回答



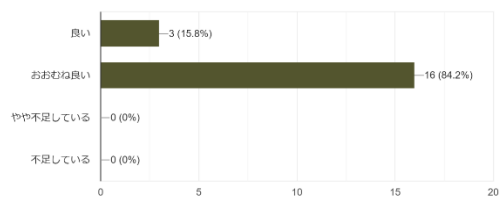
A 4. 倫理観

19 件の回答



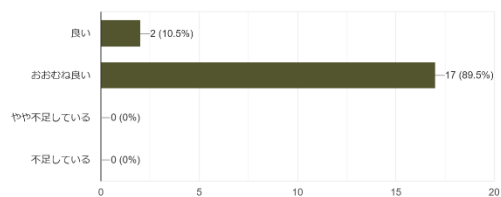
B 1. 問題解決力

19 件の回答



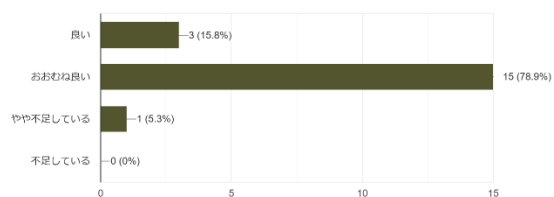
B 2. 感情・ストレスコントロール力

19 件の回答



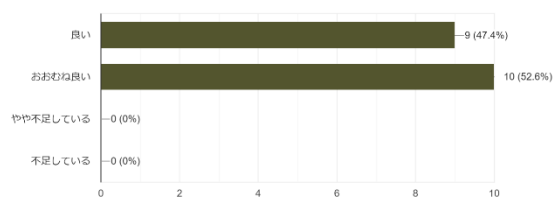
B 3. 口頭表現・プレゼンテーションスキル

19 件の回答



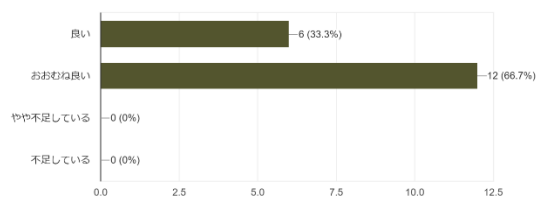
B 4. 傾聴力

19 件の回答



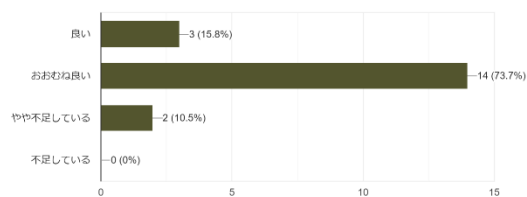
B 5. チームワーク力

18 件の回答



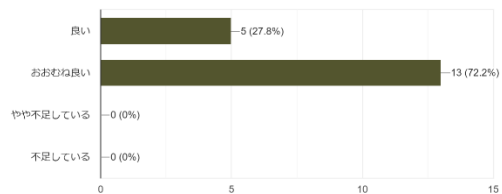
B 6. リーダーシップ力

19 件の回答



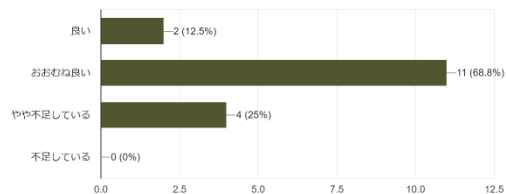
B 7. 日本語スキル

18 件の回答

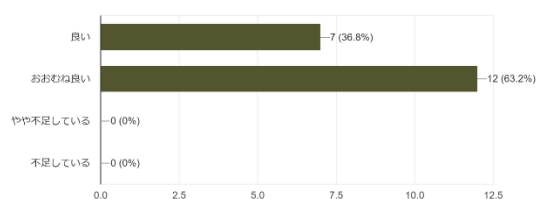


B 8. 外国語スキル

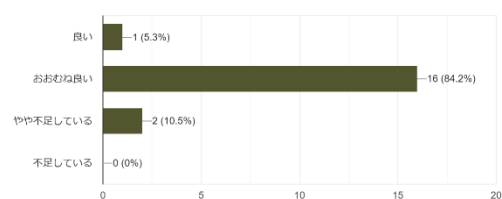
16 件の回答



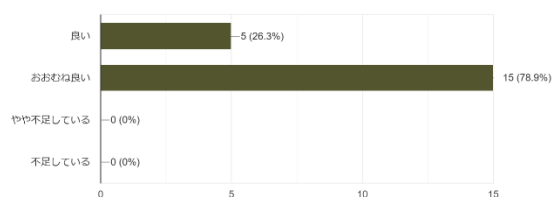
C 1. 一般教養・知識
19 件の回答



C 2. 計算・統計スキル
19 件の回答



C 3. パソコン・ICT操作スキル
19 件の回答



また、併設する大学の各学科長に対して本学からの編入学生に関するアンケート調査を、以下のとおり実施した（備付-61-2）。

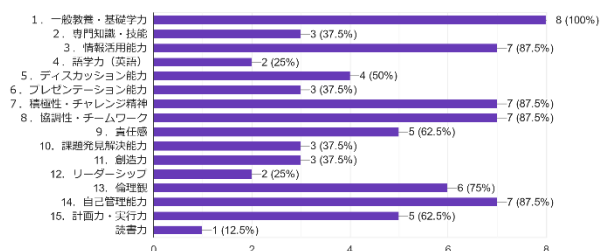
アンケート実施期間：2021 年 11 月～12 月

アンケート実施方法：

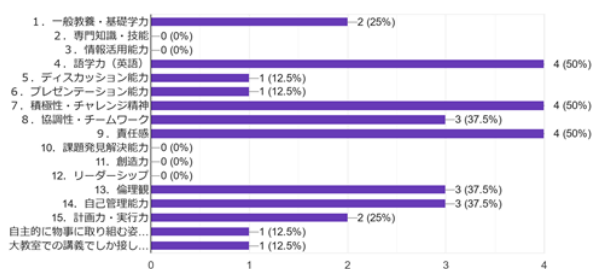
各学科長あてに、グーグルフォームで質問項目を作成し、回答を依頼した。

大学各学科で求められている編入学生の資質・能力として、「一般教養・基礎学力」「情報活用能力」「積極性・チャレンジ精神」「自己管理能力」が共通して挙げられた。一方、本学卒業生の優れた点として、「語学力（英語）」「積極性・チャレンジ精神」「責任感」が挙げられたが、「専門知識・技能」「一般教養・基礎学力」「リーダーシップ」は、不足している点とされた。本学卒業の編入学生の全般的な能力、学習意欲について、「どちらかという高い」が半数以上であるが、そのほかの回答が「どちらかという低い」や「学生によりばらつきがある」となっており、編入後の評価が低い卒業生もいる。編入学生の「出席」「学習」状況については、おおむね良好となっている。各学科からは、全般的に肯定的なフィードバックをいただいたが、引き続き、意欲の高い学生や、自ら学ぶ姿勢を持った学生が求められている。

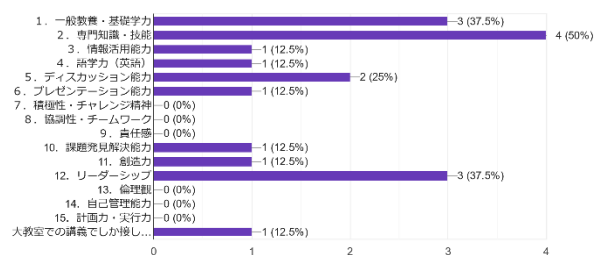
②貴大学の学部・学科が求める編入学生の資質・能力をお聞かせください。(複数回答可)
8件の回答



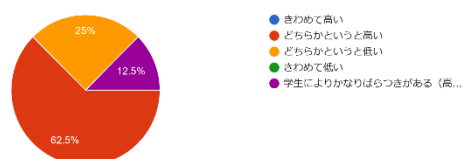
③本学部卒業生の“優れている”資質・能力は何ですか。(複数回答可)
8件の回答



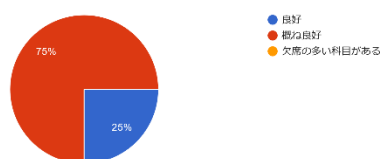
④本学部卒業生の“不足している”資質・能力は何ですか。(複数回答可)
8件の回答



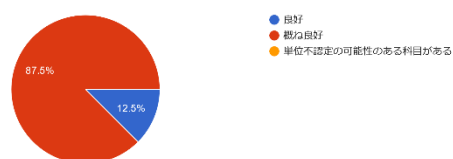
⑤本学部卒業生の全般的な能力・学習意欲は他の学生と比較してどうですか。
8件の回答



⑥本学部卒業生の出席状況をお聞かせください
8件の回答



⑦本学部卒業生の学習状況をお聞かせください
8件の回答



<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

- (1) 学生生活実態調査の分析結果について、その後の学生支援体制や学習環境への改善に十分に活かされていない。
- (2) 3つの方針の見直しを 2022 年度から開始する
- (3) 企業へのアンケートは記名式ということもあり、本学に好意的な企業が回答したと考えられ、アンケート回答を得られていない企業に対するヒアリングなどを実施する必要性がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

なし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

[提出資料]1.履修ガイド (p.26,pp.55-56,p.77,p.10)、11.GUIDE BOOK2021、8.GUIDE BOOK2022 (pp.71-72,pp.75-76,pp.81-82,pp.87-88)、12-1.2021 年度入学試験要項 (一般選抜/大学入学共通テスト利用選抜/総合型選抜)、12-2.2021 年度入学試験要項 (学校推薦型選抜)、12-3.2021 年度入学試験要項 (特別選抜 (社会人/帰国生徒/外国人留学生))、9-1.2022 年度入学試験要項 (一般選抜/大学入学共通テスト利用選抜/総合型選抜)、9-2.2022 年度入学試験要項 (学校推薦型選抜)、9-3.2022 年度入学試験要項 (特別選抜 (社会人/帰国生徒/外国人留学生)) 10.シラバス、3.ミッション・ポッシブル 2021ー スミス・ミッションセンター活動のしおりー

[提出資料-大学規程集]44.モデルティーチング顕彰制度実施要項、14.学生支援委員会規程、91.表彰規程、99.学生相談センター規程、4.大学規程第 160 条、19.学生支援連絡会議規程、119.アクセシビリティ支援室規程、101. キャリアデザインセンター規程

[提出資料-大学規程集]93. 北星学園有馬・安孫子・手島・時任・永澤奨学金規程

[備付資料]28.学生生活実態調査、61.企業アンケート、63.2021 年度入学手続要項、52.「入学前教育」の実施について、64.入学前教育 | 生活創造学科、65.オリエンテーション日程、66.学生カード、67.求職登録票、25-1.2019 年度自己点検評価報告書、25-2.2020 年度自己点検評価報告書、25-3.2021 年度自己点検評価報告書、42.IR レポート、29.授業評価アンケート、43.英文学科授業評価アンケート、44.生活創造学科学生満足度調査、68.GUIDE BOOK (提出資料 8,pp.71-72)、69.入学試験要項 (提出資料 9)、25-1.2019 年度自己点検評価報告書、25-2.2020 年度自己点検評価報告書、25-3.2021 年度自己点検評価報告書、59.カリキュラム・マップ・ナンバリング、70.定期試験等の答案及びレポート等の保存に関する取扱要領、71.図書館 蔵書検索 (OPAC)、72.学習・利用支援 | 北星学園大学図書館、73.学外からの学内ネットワーク接続について (VPN 接続サービス) | 北星学園大学図書館、74.図書の郵送貸出について | 北星学園大学図書館、75.郵送での返却について | 北星学園大学図書館、76.現在の図書館の利用について (学内者向け) | 北星学園大学図書館、77.ラーニング・コモンズ年報、78.非対面授業実施のための情報実習室 (CALL 教室) の利用について | 北星学園大学 CAMPUS GUIDE WEB (hokusei.ac.jp)、79.総合情報センター | 北星学園大学 CAMPUS GUIDE WEB (hokusei.ac.jp)、80.英文学科パンフレット (pp.5-6)、81.Campus Guide 2021、57-2.奨学金制度 | 受験生 Web、82.2020 年度通信環境整備等支援金支給実績、83.授業料等減免対象者及び給付奨学生の数、84.新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生に対する授業料等減免要領、85.新型コロナウイルスワクチン大学拠点接種が始まりました | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 (hokusei.ac.jp)、86.学生相談利用統計、87.教職員のための学生相談室利用の手引き、88.学生相談室だより「Lila」 | 北星学園大学 CAMPUS GUIDE WEB (hokusei.ac.jp)、50.アクセシビリティ支援室について | 北

星学園大学 CAMPUS GUIDE WEB (hokusei.ac.jp)、89-1.アクセシ便り（北星学園大学アクセシビリティ支援室通信）第6号 | CGW、89-2.アクセシ便り（北星学園大学アクセシビリティ支援室通信）第10号 | CGW、90.【短期大学部】本学学生がジュニアイングリッシュキャンプのボランティアを行いました | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 (hokusei.ac.jp)、91.第8回『みんなの！新さっぽろフォトコンテスト』に本学の学生が入賞・入選しました！ | 受験生 Web、92.新さっぽろ冬まつり／札幌市厚別区 (city.sapporo.jp)、93.「新さっぽろ街角アート♪トンネルペインティングプロジェクト」感謝状が授与されました！ | 受験生 Web、94.北星学園大学短期大学部 英文学科 TOPICS: 【短期大学部英文学科】「航空業界を目指す1年生向けエアラインセミナー」を開催 (eibun-jc.blogspot.com)、95.北星学園大学短期大学部 英文学科 TOPICS: 【短期大学部英文学科】「エアライン内定報告会」を実施しました (eibun-jc.blogspot.com)、23.「短期大学部の将来構想検討について」(2021年12月29日答申)

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-1の現状＞

教員は、〔基準Ⅱ-A-2〕で述べたように、シラバスに示した成績評価基準（「到達目標」「成績評価方法及び課題に対するフィードバック」）により担当授業科目における学習成果の獲得状況を評価している（提出-10）。

各学科の教員は、以下のとおり、学習成果の獲得状況を適切に把握している。

英文学科の教員は、アカデミック・アドバイジング（担任制）の取り組みをによって学習成果の獲得状況を把握しており、学生の学習目標設定から学習成果の確認まで、2年間を通して定期的に行っている。

生活創造学科の教員は担任制の特徴を活かし、入学から履修モデル決定までの期間は、クラス担任が一人ひとりの学生の動向や学習成果を把握することに努め、ほぼ隔週で開催する学科会議において報告を行っている。これにより、担任以外の教員が担当する講義で学生はどのような取り組みを行っているのか、その評価はどう位置付けられるかを共有することができる。

教員は、〔基準Ⅰ-C-2〕で述べたように、隔年で実施する学生による授業評価アンケートの結果についてフィードバックを受け、授業改善に取り組んでいる（備付-29）。2014年度からは「モデルティーチング顕彰制度」を導入し（提出-大学規程集 44）、顕彰対象となる授業及び授業資料を公開することで、教員全体の教育内容・方法の改善に結びつくことを期待している。さらに各学科では、学科独自の学生アンケートを行っており、学科専門科目等に関する学生の満足度を確認し、学生からのフィードバックを定期的に確認している。この結果は学科会議や学科FDなどでも共有し、授業・教育方法の改善に取り組んでいる（備付-43）（備付-44）。

授業内容については、学科会議や学科FDでの情報共有や非常勤コーディネーターと非常勤講師のミーティング等により授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

教員による教育目的・目標の達成状況の把握・評価について、全学的な取り組みとしては毎年度作成する短期大学部及び各学科の「自己点検評価報告書」を通して、3つの方針の自己評価を行い、その達成状況を把握・評価している（備付-25）。また、2020年度から卒業認定・学位授与の方針と各学科の授業科目との関連付けを行いシラバスに明記するとともに（提出-10）、カリキュラム・マップを作成し、カリキュラムの順次性を明確することで学生自身が現在の到達度を把握することが可能となっている（備付-59）。しかしながら、2021年度現在においては、これらの分析には至っておらず、今後の活用方法について検討する必要がある。

英文学科では、全教員が学科の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。特に必修科目「スタディ・スキルⅠ・Ⅱ」において、アカデミック・アドバイザー（担任）が個別指導を通して学科の教育目的・目標を学生と定期的に確認し、その達成状況を客観的な指標（英語能力試験等の結果）や学生からの報告を受けて、定期的に把握し評価を行っている（提出-10）。

生活創造学科では、卒業までの担任教員が必要に応じて面接を実施し、加えて、卒業論文や卒業制作の作成期間には個別の指導機会を増やすことで、学生一人ひとりの到達目標達成に対してきめ細かな支援を行っている。

各学科の教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を、以下のとおり行っている。

英文学科では、アカデミック・アドバイザー（担任）となる教員が、学生に対する履修指導に加えて、在学中の学習計画や卒業後の進路に向けての指導を行っている。

生活創造学科では、履修モデル決定後は、履修モデル担当者が卒業までの担任となり、「生活学基礎演習Ⅱ」「生活創造専門演習」及び履修モデルごとの推奨科目について、履修状況や学習成果を定期的に確認する仕組みが構築されている（提出-10）。

事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識し、学習成果の獲得に貢献している。教育支援課では学生の単位修得状況や成績評価について把握し、後述する履修指導等の対応により学習成果の獲得に貢献している。

事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。IR 内部質保証課では、短期大学部及び各学科が毎年度作成する「自己点検評価報告書」を通して、3つの方針の自己評価を確認し、その達成状況を把握している（備付-25）。

事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。教育支援課においては、前期・後期ともに開始5週目あたりを目途に、各授業科目担当教員から学生の出欠情報についての情報提供を受けている。この情報を集約し、必修科目や複数科目にわたって出席状況が芳しくない学生や単位修得率が極端に低いなどの学生を、修学指導対象者として抽出する。教務係は分担して該当学生との面談を行い、特別なケースについては学科長及び担任などに繋ぐ体制をとっている（提出-1,p.26）。

事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。教育支援課では、2007年度に定められた「定期試験等の答案及びレポート等の保存に関する取扱要領」に基づき、答案及びレポートの保管、廃棄を適切に行っている（備付-70）。

図書館に配置する司書課事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。一般的な図書貸出のほか、事項調査、文献の所蔵調査、文献複写や借用依頼、購入希望図書の受入れ、文献検索ガイダンス、ノートパソコンの貸出等多種多様な修学支援を行っている。本学図書館の蔵書検索(OPAC)で表示される書誌情報は、NII（国立情報学研究所）による最新の目録所在情報システム「CAT2020」に対応している（備付-71）。また、NACSIS-ILL（図書館間相互貸借サービス）に参加しており、本学学生及び教職員は本学図書館に所蔵されていない資料を他機関から取り寄せることが可能である。なお、ILLの利用希望者には、本学独自の講習会「文献検索サポートプログラム」の受講を義務付けている。本学学生及び教職員がILLを利用する前に、希望する資料が本学図書館又はオンライン上で入手可能かを自分自身で調べる力を養うことが目的であり、利用者の文献検索能力の向上及び事務処理の効率化を図っている。また、北海道地区大学図書館協議会に加盟しており、加盟大学の図書館において本学の学生証又は職員証による所蔵資料の閲覧、複写のサービス及び図書を借り（一部の図書館を除く）ことが可能となっている（備付-72）。

学生の利便性を向上させる取組みについてであるが、2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止策の一環として大学構内の入構が制限され、学生は図書館の資料

や学内専用データベースへのアクセスが困難となった。このような状況を踏まえて、図書館は総合情報センターと協同で VPN 接続を導入することで、学外から学内ネットワークに接続して学内専用データベースを利用できるように改善した。VPN を利用してアクセスできる学内専用データベースは、2021 年度に契約しているデータベース全体のおよそ 8 割である。そのほか、図書の郵送貸出導入、図書の置き置き予約等の取組みにより学術情報へのアクセスを保障した（備付-73、備付-74、備付-75、備付-76）。

そのほか、学生の自主的な学習を促進するための支援として、2015 年 4 月に学習サポートセンターを設置し、同年 10 月にはセンター棟を改修し、学生の主体的な学習や多様な学びを支援する施設としてラーニング・コモンズを設置した。施設整備については〔基準Ⅲ-B-1〕で後述するが、ソフト面では、常駐する学習サポートデスクスタッフによる学習に関する悩みや質問などに対応する相談体制を整備している。さらには、学生自身が必要と感じた際に自由に参加可能な「個別学習支援」や「学習セミナー」といった学習支援プログラムによる正課外での学びの機会を提供している。また、学生同士の学び合いや学びのサポートを目的として本学と併設大学の学生が組織する「北星ピア・サポーター」が、時間割作成、授業への向き合い方や課題の取り組み方に関する相談などに対応している。ラーニング・コモンズには Wi-Fi 環境を整備し、大型ディスプレイに画面を投影できるアプリを搭載したパソコン、スピーカー及びヘッドフォンなどの ICT 機器の貸出を行っている。新型コロナウイルス感染症の影響下においては閉館及び短縮開館を余儀なくされたため、北星ピア・サポーターによる相談や学習支援プログラムをオンライン方式で実施するなどの学習支援を展開し、学生の利便性を向上させている。（備付-77）。

教職員は、以下のとおり、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

教職員は一人一台以上のパソコンを利用している。教職員のみがアクセス可能な「教職員ホームページ」を設け、学校運営に関する情報の伝達に活用し、加えて、情報や様式等を電子的媒体で提供することでペーパーレス化にも貢献している。

総合情報センターではメーリングリストサーバも提供しており、学科ごとにメーリングリストを作成し、学科教員同士の連絡に活用している。

また各学科では、以下のとおり、教員が学内のパソコンを授業や学科運営に積極的に活用している。

英文学科では、英語専門科目において、CALL（Computer Assisted Language Learning）教室を活用する授業が多いだけではなく、学生が授業以外の時間でも CALL 教室で学習できるように、英語学習教材の提供を行っている。さらに、学生によるパソコンの利用促進に努めており、e ラーニング教材「スーパー英語」を導入による自学自習の奨励や多くの授業で e ラーニングプラットフォーム Moodle を活用したオンライン学習教材の提供をするなどオンライン学習システムを構築している。また、「情報入門」「情報活用」の授業科目を選択必修にして、パソコン利用技術の向上を図っている（提出-10）。

生活創造学科では、専門教育科目において、「ビジネスコンピューティング」「住宅 CAD 設計」「生活心理学研究法」等の授業を CALL 教室や情報実習室で行うなど、

履修モデルごとに修得が必要なスキルに応じてパソコンを使用して展開している。ほかにも、デザインを学ぶ授業科目では、プロが使用するものと同じ Adobe のグラフィックアプリケーションを導入し、教育効果を高めている（提出-10）。

学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進するための取組みとして、学生は、入学時に情報システムのアカウントが与えられる。全員が学内 LAN における教育用ファイルサーバの個人領域を利用することが可能となり、個人用メールアドレス（hokusei.ac.jp ドメイン）も付与される。クラウド型グループウェア（Office365）を導入しているため、学外からでもウェブブラウザを用いて簡単かつ安全にメールの送受信やアプリケーションの使用ができるようになっており、その利用を促進している。また、大学会館 2 階のオープンスペースには学生用にパソコンを 6 台設置しており、校舎等に限らずインターネットへのアクセスを可能としている。なお、情報実習室に限らず通常教室やラウンジにも Wi-Fi を整備し、教員や学生が個人のパソコンをインターネットに接続することができる。そのほか、総合情報センターでは教育課程及び学生支援を充実させるために、学生向けのサポートデスク業務を行っている。授業期間中は、実習室での機器トラブルや質問に対応する事務職員 3 名が平日の 8 時 30 分から 17 時まで常駐しており、夜間については学生アルバイト 1 名を 16 時 45 分から 21 時の閉館まで常駐させることで、授業期間中の支援に不足が生じないような体制をとっている。ただし、いわゆる夏休みと春休み期間については、16 時 45 分までの対応のみとしている（備付-79）。なお、新型コロナウイルス感染症の影響下においては、感染症対策として、サポートデスク業務時間を短縮して運営したほか、全学的な遠隔授業の実施に伴い、自宅のパソコンや通信環境が整わない学生向けに、情報実習室など（CALL 教室を含む）を開放した（備付-78）。教育課程及び学生支援を充実させるための、教職員のコンピュータ利用技術の向上の取組みとして、新型コロナウイルス感染症の影響下においては遠隔授業に係る FD・SD 研修会を企画し、2020 年度には「Zoom」説明会を 2 回、本学の LMS である「Moodle」説明会を 4 回、著作権に関する説明会を 1 回開催し、非常勤講師を含む全教職員のコンピュータ利用技術の向上を支援した。その後も継続的に研修会を企画し、授業内容の自動テキスト化に関する SD 研修会や「Moodle」の活用方法、遠隔授業における成績評価に関する FD 研修会を開催し、継続的な支援を実施している（備付-25-2）。2021 年度には、ハイフレックス型授業に関する FD を実施し、コロナ禍における教職員のコンピュータ利用技術の向上に努めている（備付-25-3）。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行してい

る。

- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

入学手続者に対する授業や学生生活に係る情報提供については、「入学手続要項」と同時に入学後のオリエンテーション日程を送付している（備付-65）。また、シラバスは在学生向けウェブサイト「Campus Guide Web」（2022 年度から新ポータルサイト「n☆star」に移行）に掲載しており、学外者も閲覧可能となっている（提出-10）。

そのほか、秋入学者選抜の合格者を対象とした「入学前教育」を実施している。「入学前教育」では、「学科独自の入学前教育」として学科特性に応じた学びの意識づけを行っている。

英文学科では、2020 年度に「English Central」を本格導入し、入学予定者が短期大学での学習をスムーズに進められるよう入学前教育を実施している。

生活創造学科では、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜による入学予定者に対しても入学前教育を実施しており、学科の学習に関連する約 30 冊の課題図書の中から 1 冊を選ばせ、レポート（表紙、要約、感想・意見を合わせて、A 4 レポート用紙で 3 枚以上 4 枚以内）を課している（備付-64-2）。なお、2021 年度をもって同プログラムは終了し、2022 年度は〔基準Ⅱ-A-5〕で述べたとおり、LINE 公式アカウントにて、短期大学での学びのために必要な準備学習などについての情報配信や、入学予定者の疑問に答えるなどの取組みを通してスムーズな高大連携を実現している（備付-64）。

加えて、2021 年度入学生からは「全学共通の入学前教育」として、本学での入学後の学びに関連したテーマの長文を読み、文献やニュースを調べ、自分の考えをまとめる課題を課し、添削を受けることで、大学での初年次教育につながる「読解力」「調べ学習」「表現力」を育成している（備付-52）。

入学者に対する学習、学生生活のためのオリエンテーションは、毎年度 4 月に実施している（備付-65）。

短期大学全体としては、学科・年次ごとの履修方法の説明、「新入生スタートアップガイダンス」（1 年次対象の授業、履修登録、学生生活、図書館、スミス・ミッションセンター等に関する説明）、学生相談センター講演会、学生生活関係講演会、奨学金関係説明会、オープンユニバーシティ講座説明会を実施している。

また、英文学科では、1 年次対象の TOEFL 受験及び海外プログラム説明会を、生活創造学科では、1 年次対象英語プレースメントテスト及び北星ピア・サポーターによる新入生歓迎会をそれぞれ実施している。これらのプログラムに加えて、新入生が

スムーズに学生生活をスタートできるよう、各学科は宿泊オリエンテーションを実施しているが、新型コロナウイルス感染症の影響下においては、代替プログラムを実施している。

各学科は、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を以下のとおり行っている。

各学科は、4月実施のオリエンテーション時に、履修ガイドを利用しながらガイダンスを行っている。また、学生はアカデミック・アドバイザーや担任以外にも、上述の北星ピア・サポーター（先輩学生）や後述するオフィスアワーを設けている教員などから、適宜アドバイスを受けることができる体制になっている。生活創造学科では、「生活学基礎演習Ⅰ」において、7つの履修モデルに関連する授業を1回ずつ全て受講できる機会を提供している（提出・10）。さらに、クラスミーティングを半期に2度実施し、学生の学ぶ姿勢や動機を担保できるよう工夫しているほか、1年次の7月には上級年次の学生による履修モデルの紹介を行い、学生の立場から学科課程を紹介する機会を確保している。こうした取り組みは学生の意欲を高め、履修モデル選択のミスマッチを防ぐことに有効である。

学習支援のための印刷物として、履修ガイドを毎年度発行し、冊子を配布するほか、学生向けポータルサイト「Campus Guide Web」（2022年度から新ポータルサイト「n☆star」に移行）においてウェブ公開している（提出・1）。

各学科は、以下のとおり、基礎学力が不足する学生に対して補習授業等を行い、修学上の悩みをはじめとした相談に対応し、適切な指導助言を行う体制を整備すると同時に、理解進度の速い学生や優れた学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

英文学科では、基礎学力が不足する学生に対しては、アカデミック・アドバイザー（担任）を中心に科目担当教員が連絡を取り合い、学習をサポートしている。また、必修科目である「スタディ・スキルⅠ・Ⅱ」の授業終了後などの時間を利用し、学科教員が、個別に学生の学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。さらに、理解進度の速い学生や優れた学生に対する学習上の配慮や学習支援については、さらなる向学心を満たし、英語に接する機会を持てるように、ライティング・ラボの活用やイングリッシュ・ランチ（昼休みに食事をしながら英語で会話する）への積極的な参加を奨励している（提出・1, pp.55-56）。また「リーディング・スキル」や「エクステンシブ・リーディング」のクラスでは、このような学生がさらに多くの英文に接することができるように多読の授業を取り入れている。「ボキャブラリー・ビルディング」や「International Business（国際ビジネス）」ではオンライン教材を活用しており、理解進度の速い優れた学生は自分のペースで学習を進めることが可能である。そのほか、オンライン英語学習教材「スーパー英語」を学科として導入するなど多くの教材を提供している。

生活創造学科では、近年、入学者の出身課程が高校普通課程にとどまらず、商業科、総合学科、流通経済科、情報処理科など多様化している。さらには全日制だけではなく、定時制や通信制課程からの入学者もあり、中等教育修了段階における個々の学びの経験や学びの体系の差異は広がる傾向が見られる。そのような背景を把握し、学生

一人ひとりが短期大学における学びを順調に始動できるよう、本学科では初年時の学習支援を丁寧に行っている。

学生の基礎学力をアセスメントする方法として、生活創造学科では個別指導により学生一人ひとりの基礎学力を把握している。上述のとおり、全ての入学予定者を対象として実施する入学前教育において必要に応じた個別指導を行うほか、1年次前期必修科目「生活学基礎演習Ⅰ」では、クラスごと（10人程度）の少人数授業を実施することで一人ひとりに目が届き、きめ細かな個別指導が可能になっている。

また、入学時には英語のプレースメントテストを実施し、その結果に基づき、必修科目である「英語Ⅰ、Ⅱ」は3段階のレベル別クラスを編成している（提出・10）。同じく必修科目である「基礎情報処理」も、自己申告制により初級・中級のクラスに分けて授業を展開している（提出・10）。さらには、専任教員は自身の担当授業科目のみならず、履修モデルに関連する授業科目に関する学生の出席状況や進度などを把握するため、非常勤講師とも連携する体制をとっている。さらに高度なことを学びたいという学生のニーズや、理解進度の速い学生への対応、一方では、学びに遅れや困難がある学生の情報は、こうしたネットワークの中で共有され、丁寧な個別指導が可能な環境を整えている。

留学生の受入れについては、いずれの学科においても外国人留学生選抜を設けているが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現在留学生は在籍していない（提出・9-3）。留学生の派遣については、英文学科では単位認定型のプログラムである「海外事情」（海外短期留学制度）、教員が引率する団体プログラム「海外研修 A/B」（約2、3週間～）、国内外のグローバル環境下で就労体験を行う「グローバル・インターンシップ」（海外インターンシップ）など幅広い選択肢を提供している（提出・10）。2018年度から、短期大学としては全国で初めて、ディズニーワールドと連携したバレンシア国際カレッジプログラムを開始し、これまで4名の学生が合格を果たし、現地フロリダで研修を行っている（提出・1,p77）。なお、いずれのプログラムも新型コロナウイルス感染症の影響下では、オンライン方式による海外プログラム等に変更又は中断を余儀なくされている（提出・8,pp.71-72）（備付・80,pp.5-6）。生活創造学科では「海外の生活と文化」という科目において、海外研修を実施している。これは研修先の文化・生活様式などを講義形式で学んだ後に、10日間程度の海外研修を行うものであるが、新型コロナウイルス感染症の影響下においては開講していない（提出・10）。

本学は、学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。2020年度には、インスティテューショナル・リサーチ委員会が分析した学習時間とGPAの相関を考察し、遠隔授業の実施によって学生の学修行動がこれまでとは異なる傾向であることが確認されたため、その把握に努め、学修時間の伸長と質的な向上を図るためのきめ細かな支援を行った。また、自律的な学びを保障するうえでのアドバイスや個別面談を各教員が定期的の実施し、特に初年次の学びが軌道に乗るよう改善を図っている（備付・25-2）。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

学生の生活支援のための組織として併設大学と合同で「学生支援委員会」を設置している。教職員7名、事務職員2名で運営し、学生の修学指導、生活指導、課外活動、福利厚生、奨学金及び授業料減免等を所掌している（提出・大学規程集 14）。また2020年度からは学生部を設置するとともに学生部長を配置し、これまで副学長が担っていた学生支援委員会の議長を学生部長が担当することで学生支援体制のさらなる強化を図っている。

学生自治会活動及びサークル活動は、全て併設大学と共同である。学生自治会活動への支援については、本学では学生が自主的に運営する学生自治執行委員会（旧組織）が2006年度をもって継続不能となり、2007年度より学生自治会評議会・自治委員会へ移行した。これに伴い、学生自治活動の機会を組織的に残し、自主性と社会性のある学生が運営を引き継ぐまで、学生生活支援課長が事務的な支援を行っている。また、自治委員会の下にある大学祭実行委員会に所属する学生たちの支援も行っている。これらの活動支援を通して、学生自治会の存在意義やその活動の担い手であるべき学生たち自身の意識の再確認を促している（備付・81,p.80）。

サークル活動への支援については、学生の課外活動を充実させるため、総床面積2,515㎡で4階建てのサークル棟を整備している（備付・81,p.81）。2021年5月1日現在で58のサークルが活発に活動しており、サークル加入者延べ数は5年間平均で約113.4人となっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により2021年度の加

入者延べ数は 2019 年度と比較して半数以下に減少している（備付-25-3）。学生支援委員会では、設立・継続ほかの諸手続きを適切に遂行するよう指導助言をするとともに、学生会館（サークル棟部室）の適正な使用、学生交流会館 kirari（合宿所）の利用活性化と適正化、日常の活動及び遠征や練習試合等に掛かる諸費用への支援などを行っている。また、構内にバーベキューコーナーを完備した学生交流会館 kirari（合宿所）を整備しているのが本学の大きな特長であり、体育系サークル、文化系サークルともに積極的に活用している（備付-81,p.82）。一般的なサークルと性質を異にする、キリスト教的色彩をもつ学生活動については、スミス・ミッションセンターの下で支援している。ミュージック系ではハンドベル・クワイア、チャペル・クワイア（聖歌隊）、ゴスペルレッスンがあり、ランゲージ系では English だべり場、またボランティア系では北星ネットがある。北星ネットは主に被災地ボランティアの企画や運営、その活動を通じての経験を伝える活動をしており、東日本大震災に見舞われた東北地方のほか、熊本、北海道（南富良野、厚真）の被災地で、多くの学生が支援活動をしている。なお、新型コロナウイルス感染症の影響下においては、組織としてボランティア活動を行うことが出来ず、オンライン上でメンバーが今まで参加してきたボランティア活動の発表を行う「共有会」を開催するなど新たな方向性を模索している（提出-3）。

課外活動や社会活動において他の模範となる顕著な功績を挙げ、本学の名誉を高めたと認められる学生・団体に対して、北星学園大学賞を毎年度表彰（5 件以内）している（提出-大学規程集 91）。また、学生の主体的活動に対する支援のひとつとして、生活創造学科では 2009 年度から「スポーツフェスティバル」を毎年開催している。これは、スポーツを通じて 1、2 年次学生の団結力や絆を深めたいという趣旨で学生が自発的に企画・運営している行事で、生活創造学科としてもバックアップしている。学生が選出した実行委員で構成される実行委員会の主催により、学科の学生全員と専任教員が一堂に会し、履修モデル対抗のスポーツ競技を行う。こうした行事を定例にすることで、学生が自らリーダーシップをとり、周囲のメンバーの協力を仰ぎ、企画を計画、実行、評価していくという経験を通して、一人ひとりの社会性や問題解決力が育まれていくものと考えている。なお、新型コロナウイルス感染症の影響下において、これらのイベントは開催できない状況が続いているが、少人数のゼミ単位では学生の企画によるイベントがさまざまに催されている。不自由な状況の中で可能な範囲を見極めながら計画を立てるなど、以前とは違う形で学生の主体性が培われている。

学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティについては、学生の厚生施設として 3 階建ての学生会館がある。1 階は北星学園生協が運営する購買となっており、パンやおにぎり等の軽食、飲料、文房具、書籍を販売しているほか、旅行カウンターで旅行の手配を行っている。2 階はオープンスペース型のホールとなっており、授業の合間のひとときを自由に過ごす場所として利用されている。3 階は北星学園生協が運営する学生食堂で、座席数 800 席のカフェテリア方式となっている（備付-81,p.62）。そのほか、2014 年度末に完成した C 館と A 館の接続部には 2 階、4 階～7 階にラウンジを設置し、学生のフリースペースとして開放している。また、2015 年度に改修したセンター棟の 1 階には学生からの要望が多かったカフェ「NORTH

STAR CAFE Sarah」と、在学生在が異文化に触れ、留学生との交流の場となる「国際ラウンジ」を設置している（備付-81,p.63）。

宿舍が必要な学生には、北星学園生協において下宿・アパート等を紹介しており、住まいの質の確保や学生の生活拠点としてふさわしい居住環境の提供を行っている。

通学のための便宜については、基礎資料で述べたように、本学は札幌市営地下鉄大谷地駅から徒歩5分の距離にあるため通学バスは運行しておらず、交通安全の観点からも自動車通学を認めていない（身体に障害がある場合等は除く）。駐輪場については十分なスペースを確保している。また、学生の多くが大谷地駅から隣接するサイクリングロードを利用して通学していることから、2015年度には敷地内通学路としてカバードウォークを設置し、一般市民との交錯の緩和を図っている（備付-81,p.75）。

奨学金等、学生への経済的支援のための制度は、日本学生支援機構によるもののほか、北星学園大学同窓会による「同窓会奨励生」があり、学業やサークル活動、ボランティアなど、学内外で活躍する学生の支援として、意欲のある学生に奨励金（10万円）を給付している。短期大学部からも定期的に採用され、〔基準Ⅱ-B-2〕で述べた「バレンシア国際カレッジプログラム」参加学生にも支給実績がある。また学校法人北星学園による男子学生対象の「有馬・安孫子・手島・時任・永澤奨学金」や北星学園女子中学校同窓会による女子学生対象の「スミス・モンク・エバンス奨学金」が設けられており、本学学生を含む学園の生徒及び学生が対象者となっている（提出・学園規程集 93、備付-57-2）。減免制度による経済的支援としては、留年生、外国人留学生、社会人選抜者、障害者への授業料減免等、幅広い層への経済支援制度を整備し、大学公式ウェブサイト等を通して周知している（備付-57-2）。

2020年度には、新型コロナウイルス感染症の影響による全学的な遠隔授業の展開に伴い、北海道内の大学でいち早く「通信環境整備等支援金」の支給を決定し、申請した学生（在学生のうち98.0%）に対して一人当たり一律50,000円を給付している（備付-82）。

2020年度から導入された国の高等教育の修学支援新制度の対象校となっている。2021年度における授業料等減免対象者及び給付奨学生は合計78名であった（備付-83）。また、高等教育の修学支援新制度の支援対象から漏れた学生で、新型コロナウイルスにより家計が急変した学生に対する支援として、「新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生に対する授業料減免要領」を制定して支援体制を整備した（備付-84）。

学生の健康管理体制として、本学では学生の健康増進及び病気や傷害に係る医療費を給付するために学生医療互助会を組織しているのみならず、学生の正課及び正課外活動等のキャンパスライフで発生した傷害をカバーするための学生教育研究災害傷害保険と、学生本人が他人の身体や財物に損害を与えた際に発生する損害賠償をカバーするための学研災付帯賠償責任保険に全学生が加入する仕組みを整えている（備付-81,pp.51-52）。

また、本学の医務室は学生生活支援課の所管のもとにあり、現在、専任保健師1名、看護師1名、事務職員1名、契約学校医（健康相談医を近隣の病院から予約制により派遣）1名で構成されている。昼休みも閉室することなく授業期間中は8時45分か

ら 18 時まで、授業期間外は 8 時 45 分から 17 時まで開室し、スタッフの増員、開室時間の拡大、広報誌発行などで、多様化する学生の健康管理及び健康教育に対応するため機能の充実を図ってきた（備付-81,p.44）。健康診断受診者は 2021 年度までの 5 年間平均（併設大学との合計）で 3,986.2 人であり、受診率は 96.3%であり（備付-25-3）、診断結果に所見のある学生には保健指導を行っている。感染症予防対策として、新入生に対して麻疹、風疹、水痘、流行性耳下膜炎のワクチン接種状況調査を行い、未接種者には受診を奨励するとともに、麻疹に関しては抗体検査費用の助成も行っている。また、禁煙指導や啓蒙についても積極的に取り組んでいる。なお、2021 年度には新型コロナウイルス感染症ワクチンの「大学拠点接種」として、本学の学生会館において、希望する在学生へのワクチン接種を実施した（備付-85）。

本学では 2011 年度に敷地内を全面禁煙とし、たばこの自動販売機と敷地内にある全ての灰皿の撤去を行った。しかしながら、見過ごせないほどの喫煙マナーに反する問題が発生したため、暫定的な措置として敷地内に吸い殻入れを設置した経緯がある。しかし、この措置が分煙化や喫煙の容認への後戻りとならないよう、大学安全衛生委員会を中心に、喫煙に関する健康被害について多くの情報提供を行ったほか、オリエンテーション期間に 1 年次学生に対し実施される講演会、構内巡回指導及び通学路通行指導などによる継続的な禁煙啓発を推進している（備付-81,p.33）。その甲斐もあって、医務室のアンケート調査によると、本学学生の喫煙率が年々下がっていることが判明した。また、改正健康増進法の施行を踏まえ、構内の吸い殻入れの撤去を段階的に実施しているが、大学周辺での喫煙やポイ捨てという問題は発生せず、禁煙啓発の効果が徐々に現れているものと評価できる。今後も引き続き禁煙の啓発活動に努めたい。

本学では、学生生活から派生する諸問題について、その解決のために相談に応じると同時に、学生の人間形成や自己実現への支援を図ることを目的として、併設大学と合同で学生相談室を設けている。その相談室業務は「学生相談センター規程」に基づいており、大学生活、進路、自分に関すること、対人関係、恋愛関係、発達障害に起因する二次的障害などの諸問題に関する相談援助や、学生相談に関わる調査と資料収集、ケース研究、管理運営、教職員に対しても学生相談に関する講演等による啓蒙活動を行っている（提出-大学規程集 99）。2005 年度からカウンセラーのうち 1 名を専任で配置し、2021 年度現在、専任カウンセラーのほかに臨床心理士の資格を持つ非常勤カウンセラーが交替で担当曜日に勤務している。また、精神科医による「心の健康相談」も実施し、希望者には月 2 回、予約制で診察と助言を学生に行っている（備付-81,p.53）。そのほかにも、2005 年度から設けた総合相談窓口に配置する事務職員（学生相談専門委員兼務）が、日常的に受ける各種相談の中で、必要に応じて学生相談室等と連携を取りながら対応している（備付-81,p.35）。

学生相談室は、学生相談センター長を長とする「学生相談専門委員会」において、年度の運営方針や活動計画の検討を行っている。また、学生相談室において学生への支援を行うカウンセラーと相談員の学生支援力の向上のため、スタッフミーティングを行った（2021 年度は 8 回実施）。このミーティングでは、学内の各部署との協働・連携、心理面接やケースマネジメントについて討議を行い、カウンセラーと相談員の

技量向上につながったものとする。さらに、学生相談スタッフの資質向上を目的とし、専任カウンセラーによる継続的な指導、学生相談センター長が出席する月例ケース検討会、学会等を含む学外研修会への年1回以上の派遣を行っている（備付-25）。

学生相談室の延べ相談件数（利用者実数）は、2019年度54件（20名）、2020年度89件（8名）、2021年度68件（15名）であり、この数年の利用者実数はほぼ横ばい状態であったが、新型コロナウイルス感染症の影響下では特定の利用者による相談件数が増加傾向にある（備付-86）。

2020年度からは学生部を置き、学生部長を議長とする学生支援連絡会議において、学生支援委員会、学生相談センター、アクセシビリティ支援室、学習サポートセンター、キャリアデザインセンターが定期的に情報を共有している。組織間における連絡調整が円滑に進み、また、特段の配慮が必要な学生や個別事例などについて情報交換を行うことで、これまで縦割りになりがちだった学生支援体制の強化、充実を図っている。（提出-大学規程集4）（提出-大学規程集19）。

また、学生相談室の基本的な機能や連携する際に教職員が留意すべき点などを要約した教職員向けのリーフレット「教職員のための学生相談室利用の手引き」を作成して、「教職員ホームページ」上で公表している（備付-87）。学生相談室が主催する広報・啓蒙活動として、学生を対象とする講演会と、教職員を対象とする講演会を年1回実施している。学生に対しては、主にカルト被害防止を目的とし、専門家やこの分野に詳しい弁護士などを招き新入生オリエンテーション時に実施した（備付65）。教職員に対しては、年度ごとにテーマを定めて講演会を開催している。2021年度は「学生の自死予防について考える」をテーマとして、学習サポートセンター助教及び学生相談室カウンセラーによる講演を実施している（備付-25-3）。また、「学生相談室だより」を年4回発行している（備付-88）。

2005年度からは当時の学生支援課内に総合相談窓口を設け、学生の多岐にわたる相談に対応できるように専任スタッフを1名配置している。修学上の悩みや経済的な相談はもとより、精神的な悩みが持ち込まれることもあり、学内の適切な部署や教員と情報を共有したり引き継いだりすることで、学生の相談に最後まで寄り添う体制になっている（備付-81,p.35）。修学支援に関する取組みについて、正課外における学生への相談体制としては、全教員にオフィスアワーを設定し、教員が学生からの授業や学生生活に関する質問や相談に応じる体制を整備している（備付-81,p.53）。

学生生活に関する学生の意見や要望については、上述の総合相談窓口のほかに、意見や質問を寄せることができる「大学に対する意見箱」を設置している。内容に対応する部署で確認し、学長も必ず目を通したうえで回答を公開している（提出-1,p.10）。

本学には、日本語で授業を受ける能力をもった外国人を受入れる外国人留学生入試制度はあるが（提出-8,別冊 p.29）（提出-9-3）、海外大学と交換留学協定を結んでおらず、いわゆる日本語教育等が必要な留学生は受入れていない。

本学では社会人入学試験を実施しており、社会人学生の受入れを行っている（提出-8,別冊 p.29）（提出-9-3）。その支援体制として特別な組織を設置していないが、担任制を導入していることから、密な支援を行うことができる体制になっている。

障害者への支援体制として、アクセシビリティ支援室を設置している。アクセシビ

リティ支援室では、アクセシビリティ支援室規程に基づき、障害のある学生及び特別な支援を必要としている学生の障害の種別及び程度に応じ、十分な教育の質を保証するために必要な合理的配慮に基づく支援を実施している（提出・大学規程集 119）。入学前及び入学試験に関する配慮は、〔基準Ⅱ-A-5〕で述べたとおり、入学試験センターや入試課と連携して対応している。授業における情報保障は、個々人の状況に応じた支援計画を策定し、授業担当教員に対して授業における配慮を依頼することなどで、当該学生にとって必要な支援が得られるよう環境を整備している。具体的な支援策として、パワーポイント原稿の配布、座席位置配慮及び話し方の工夫等の担当教員による支援、ノートテイカーやチューター配置等の支援者配置による支援、ICレコーダー、拡大読書器の持込及び大学で準備する補聴システムの活用等の支援機器使用による支援、使用教室の変更や設備変更等の環境変更による支援のほか、試験における情報保障として、時間延長、別室支援、座席位置の配慮などを実施している（備付-50）。ノートテイカーは、アクセシビリティ支援室が開催する「ノートテイカー養成講座」を受講した学生が複数名一組となって授業に入り、授業時間内の音声情報をパソコン入力等による要約筆記として伝えることで情報保障を図っている。また、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）が実施している「聴覚障害学生支援に関する実践事例コンテスト」では、本学から併設大学に編入した学生を含むノートテイカーが「グッドプラクティス賞」や「新人賞」を受賞しており、本学の障害学生支援の取組みが他大学の参加者に伝わるとともに、ノートテイカーとなる学生の学びを深め、人間性・社会性を涵養する機会となっている（備付-89）。

なお、本学は長期履修制度を導入していない。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）については、上述のとおり、スミス・ミッションセンターでの活動やボランティア系サークルを実施している。英文学科では、正課では「海外事情 A」においてボランティア等の個人研修計画を作成し、現地で活動を行っている（提出-10）。正課外では、〔基準Ⅰ-A-2〕で述べたサンピアザ水族館のパンフレットの英訳ボランティアや、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川で幼児から小学4年生とその保護者を対象として行われる「ジュニアイングリッシュキャンプ」に2017年から英文学科の学生がボランティアを行っている（備付-90）。生活創造学科では、正課では「地域社会論（生）」において、地域における多様なボランティア実践を学び、社会の構成メンバーの一人として、地域社会の中でどのような立場を築いていくべきかを考えるきっかけとし、その一環として、ボランティア活動への参加を講義の中で呼びかけている（提出-10）。また、「写真表現」を履修する学生等が、〔基準Ⅰ-A-2〕で述べた、写真を通して厚別区の魅力を再発見し、まちづくり活動につなげていくこと目的とする「新さっぽろフォトコンテスト」に参加している（備付-91）。そのほか、「生活創造専門演習（ク）」では毎年、厚別区役所主催のイベント「新さっぽろ冬まつり」などにポスター・フライヤーデザインという形で協力し、地域振興に貢献している（備付-92）。正課外では、2018年度に厚別区が企画した、落書きが点在するトンネル内を明るく快適な空間に一新する「新さっぽろ街角アート♪トンネルペインティングプロジェクト」に、クリエイティブデザインゼミの学生及び教員が参加した（備付-93）。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職支援のための教職員の組織として、本学は、キャリアデザインセンターを設置し、「キャリアデザインセンター規程」に基づき、学生の就職等の進路選択を支援するための活動を企画し、その実施を総括するとともに、学生の就職先を広く開拓し、学生がその資質や能力に適した就職先を確保するための支援を行っている（提出・大学規程集 101）。また、「大学規程」第 160 条に基づき、大学事務局に就職支援課を置き、キャリアデザイン支援やエントリーシートの添削及び面接練習等の就職相談、求人者の開拓などの業務を担っている（提出・大学規程集 4）。

本学は全学的な合意のもと、毎週水曜日Ⅲ講目をキャリアデザインプログラム専用時間として位置付け、正課外でのプログラムを通年開講しており、インターンシップ説明会や SPI 対策講座、航空業界、公務員に関するガイダンス等、実際の就職活動に欠かせない情報をタイムリーに提供している（提出・8,pp.75-76）。

新型コロナウイルス感染症の影響下における対応としては、以下のとおり、オンライン方式による就職支援の強化と対面による就職支援における感染防止策を実施した（備付-25-2）。オンライン方式による就職支援としては、電話やメールでの相談や「Zoom」などのウェブ会議システムを利用した面接指導を積極的に導入したほか、オンライン方式による学内企業説明会、面接・ウェブ面接対策ガイダンス、ウェブ集団面接、ウェブテスト対策講座、動画面接対策講座、SPI 解き方講座等を開催した。対面による就職支援においては予約制かつ短時間での対応とし、就職支援課事務室内のカウンターに飛沫感染防止シールドを設置して、都度の除菌消毒作業を徹底したほか、事務室・資料コーナーは 1 時間に 1 回の一斉換気、就業時間前後の除菌消毒を徹底している。また、2019 年度まで大学内で開催していたキャリアデザインプログラムは、ほぼオンライン方式に代えて実施したほか、自宅における通信環境等に不安を持つ学生のために、空き教室を利用し、ノートパソコンやマイク、照明等を備えてオンライン方式の就職活動に特化した“スタジオ”を設置し、面接試験本番のみならず模擬面接や入社式、内定者研修等の受講にも活用されている。

就職支援のための施設としては、上述のとおり、就職支援課事務室がある。2019 年度には大学後援会からの予算支援を得て事務室を改修し、老朽化していた机椅子などを一新したほか、プライバシーに配慮して個別相談が行える相談カウンターも設置している。また、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン方式での面接を

採用する企業が増えていることを踏まえ、通信環境や機器等の関係で、自宅で面接を受けることが難しい学生のためにパソコン、マイク、照明機材を備えたスタジオを準備している。



▲リニューアル後の就職支援課事務室

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援として、キャリアデザインプログラムでは公務員ガイダンスを実施しているほか、各種公務員講座も開講されており、本学の学生は後援会からの補助を受けて安価に受講できる（提出・8, pp.81-82）。

就職支援課では日常的に学科ごとの就職状況を分析・検討し、部局長会議や教授会に報告している。内定率の推移が低調である場合には、教授会において各教員から就職支援課の利用を促すよう声掛けを依頼するなど、その結果を学生の就職支援に活用している。

各学科では卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

英文学科では、これまでの多くの学生が航空業界をはじめホテルや観光産業を希望していることを踏まえ、学科の専門科目に「観光ホスピタリティ関連科目」を 2011 年度より導入したほか、〔基準Ⅱ-A-2〕で述べたとおり、学生のニーズに合わせ、「英語教育入門Ⅰ・Ⅱ」「Tour Guiding and Interpreting」等、学生のキャリアプランを意識したカリキュラム改編を実施している（提出・10）。これらの科目では企業から専門家を招き、実践的な教育を実施している。この他にも、英文学科の特色を活かした学科独自の授業科目「グローバル・インターンシップ」を配置している。これは、海外でインターンシップを行うだけではなく、国内においてもグローバルな職場環境での研修を通じて、求められるスキルや知識、仕事のやりがいを理解し、同時に英語でのコミュニケーションスキルを高め、将来のキャリアデザインに活かすことを目的としている。正課外では、本学を卒業した客室乗務員や空港グランドスタッフによる「エアラインセミナー」や、航空業界から内定を得た2年次学生による「エアライン内定報告会」等を開催し、航空業界を目指す1年次学生のキャリア形成を支援している（備付・94、備付・95）。

生活創造学科では、就職を希望する学生は、おおむね卒業時までに就職先が決定する。各履修モデルの担任教員が、学生一人ひとりの就職状況を細かく把握してまとめたデータを学科会議で共有し、得られた結果はさらに各教員が次年度の就職支援に活

用している。生活創造学科の場合は、主な就職活動期間となる2年次において講義や演習が入っており、学業との両立が求められることを学生自身が理解して遂行することが課題となる。さらには、内定先を得ることがゴールとなり、就職後に比較的早期に離職する学生も少ないながら存在することから、就職することを目標とするのではなく、自分らしく、生き生きと働き続けるための準備が在学中に必要と言える。すなわち、ライフステージを展望してのキャリア設計を考えるための学びを支援するという点が期待されている。1年次学生に関しては、早期からの意識づけ及び支援へのスムーズなアクセスの実現のため、キャリアデザイン関連科目での指導、とりわけ臨時講師やゲストスピーカーとして招かれた本学科卒業生との交流の機会を設けている。そのほか、〔基準Ⅱ-A-2〕で述べたとおり、学生のニーズを踏まえ、キャリア支援科目・ビジネス系科目を各年次に配置し、キャリアデザインの形成を支援している。

本学の進路支援の特長として挙げられることは、学生に寄り添い、学生のさまざまなニーズに応えることのできる「顔の見える個別相談」を徹底して行っている点である。社会に巣立つ卒業生の一人ひとりが納得のいく進路を選択するためには、自らが自己に向き合い、客観的に分析を行って自己理解を深めることが必要であることはいうまでもないが、これらの作業は現在の多くの学生にとって決して簡単なものではなく、途中で立ち止まってしまう学生も多い。また、実際の就職活動においては数回の失敗で無力感にさいなまれ、活動そのものを放棄しようとする学生が多数存在しているという現状もある。本学では学生一人ひとりに丁寧に向き合い、彼らの個々のニーズに対応し、適切な支援をするため、学科や就職支援課、学生支援連絡会議等による情報共有を密にすることで全学的支援体制を整備している。

さらに、もっと学びたいという学生の希望に応えるため、進学に対する支援も手厚く行っている（提出-8, pp.87-88）。例えば、併設する四年制大学への編入学の支援については、より専門性の高い四年制大学での講義に備え、編入学後に役立つカリキュラムを用意しているほか、豊富な資料を揃えた関連情報コーナーの設置や最新情報の提供など、さまざまな面から編入学を支援している。また、前期に編入学ガイダンス及び推薦編入学説明会を開催し、11月の北星学園大学編入学者選抜に向けて、早期からバックアップしている。なお、「短期大学部の将来構想検討について」（2021年12月29日答申）では、一般編入学試験での複数学科受験機会の拡大等、編入学支援の工夫・改善を図ることとしている（備付-23）。

卒業後に留学を希望する学生については、英文学科では、留学先の学校の選定から出願準備まで学科教員が支援を行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

- （1）シラバスと卒業認定・学位授与の方針との関連付けやカリキュラム・マップ等、学習成果や教育目的・目標の達成状況を把握するツールを作成しているが、それらの分析には至っていない。
- （2）学習成果を測定するための適切な指標の設定は、2019年度に「教育の質保

証・推進部会」が教学会議に対して学習成果の可視化に関する提案を行ったものの、新型コロナウイルス感染症に関する対応により検討の中断を余儀なくされており、実現に至っていない。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

なし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

- (1) 建学の精神に基づく3つ方針の点検について、2019年度から自己点検評価報告書に「各ポリシーを踏まえた点検評価」欄を設け、S、A、B、Cの4段階で自己評価を付し、教育課程の質保証に努めている。
- (2) 新C館の完成、センター棟改修によるラーニング・コモンズの開館などの学習支援環境整備に加え、新型コロナウイルス感染症の影響下では、LMS「Moodle」やZoomの整備・拡充を行い、遠隔授業に関する体制整備を適切に行っている。
- (3) 基準Ⅱ-B-3で述べたように、2016年度にアクセシビリティ支援室を設置し、障害のある学生及び特別な支援を必要としている学生の障害の種別及び程度に応じ、十分な教育の質を保証するために必要な合理的配慮に基づく支援を実施している。
- (4) キャリアデザインプログラムへの参加率向上のため、学生のニーズを継続的に分析し、プログラム変更や告知方法の工夫など改善活動に取り組んでいる。新型コロナウイルス感染症の影響下においては、ほぼ全てのプログラムをオンライン方式で開催したが、リアルタイムでの参加率がコロナ禍以前と比較して減少している。要因のひとつとして、アーカイブ視聴が可能であることが考えられるが、キャリアデザインプログラムは就職活動スケジュールを踏まえて編成しているため、アーカイブ配信を視聴した学生にとって時宜を得た情報であるかは不透明であり、課題として残されている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

- (1) PDCAサイクルを適切に機能させるための教学IR体制を確立する。
- (2) 学生生活実態調査の分析結果について、学生支援体制や学習環境への改善に活かす。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針の見直しを2022年度から開始する。
- (4) 企業へのアンケートについて、回答のない企業に対するヒアリングなどの実施

を検討する。

- (5) シラバスと卒業認定・学位授与の方針との関連付けやカリキュラム・マップ等、学習成果や教育目的・目標の達成状況を把握するツールを活用した学習支援体制の仕組みを確立する。
- (6) 学習成果を測定するための適切な指標の設定は、学習成果の把握は3つのポリシーの根幹である学位授与方針の達成と密接に関連することから、その他の重要課題と並行して速やかに検討していかなければならない。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

＜根拠資料＞

〔提出資料〕 1.履修ガイド (pp.31-37,pp.28-30,pp.43-49,pp.61-64)、10.シラバス、
<https://pota.hokusei.ac.jp/campusweb/top.do>、5.学則第3条

〔提出資料-大学規程集〕 142.求める教職員像及び人材育成の目標・方針、24.教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程、143.教育職員組織の編成方針、86.ティーチング・アシスタント規程、109.総合研究センター規程、145.教育研究等環境の整備に関する方針、46.個人研究費取扱要領、48.研究業績記録要項、47.個人研究費傾斜配分のための研究業績評価取扱要項、50.特定研究費取扱要領、132.研究倫理指針、18.研究倫理委員会規程、53.公的研究費の運営・管理に関する規程、135.研究活動における不正防止の責任体系、136.コンプライアンス教育と啓発活動、134.北星学園大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針、137.公的研究費不正防止計画、54.研究活動における不正防止規程、133.人を対象とする研究倫理指針、58.研究倫理審査手続要領、59.研究倫理情報保管庫取扱要領、57.学術情報リポジトリ運用要項、56.ワーキングペーパー取扱要項、60.紀要「北星論集」刊行要項、42.教育職員国内外研修規程、45.教育職員のサバティカル制度に関する規程、51.バイアウト制度取扱要領、43.ファカルティ・ディベロップメントに関する規程、4.大学規程

〔提出資料-学園規程集〕 50.北星学園大学非常勤講師雇用内規、25.北星学園事務組織、職務及び事務分掌規程、28.北星学園事務職員配置換委員会申合せ事項、29.北星学園事務職員採用選考委員会申合せ事項、47.北星学園就業規則、27.北星学園スタッフ・ディベロップメントに関する規程、49.北星学園特任職員雇用内規、50.北星学園大学非常勤講師雇用内規、52.北星学園臨時職員雇用内規

〔備付資料〕 教員個人調書〔様式 21〕(令和 4 (2022) 年 5 月 1 日現在)、教育研究業績書〔様式 22〕(過去 5 年間(平成 29 (2017) 年度～令和 3 (2021) 年度)、非常勤教員一覧表〔様式 23〕、96.2022 年度専任教員の年齢構成表、97-1.2019 年度北星学園大学学術情報リポジトリ (nii.ac.jp)、97-2.2020 年度北星学園大学学術情報リポジトリ (nii.ac.jp)、97-3.2021 年度北星学園大学学術情報リポジトリ (nii.ac.jp)、98.2022 年度大学事務職員一覧、99-1.2019 年度自己点検評価資料表 VI-20、99-2.2020 年度自己点検評価資料表 VI-20、99-3.2021 年度自己点検評価資料表 VI-20、100-1.SD 実施状況 2019、100-1.SD 実施状況 2020、100-1.SD 実施状況 2021、101.チューター名簿、102.教育職員組織〔任用配置計画〕一覧表、103.専任教員募集要項、104.研究倫理のポイント-調査活動、レポート・論文作成の心得-、105.研究支援課からのお知らせ (p.2)、106.各種委員一覧、107.自己申告書、自己分析・自己評価シート、108.北星学園課長・事務長研修会プログラム、109.北星学園研修会 教育職員部会プログラム、110.学園事務職員のための基礎 (BASE) 研修会開催要項、111.大学 SD 研修会プログラム、112.本学の予算編成に係る SD、113.非対面授業に係る SD-授業内容の自動テキスト化-開催案内、114.国内外大学視察研修制度、

115.六大学包括的連携協定書、116.大学間職員短期派遣研修 案内文書、117.北星学園広報

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は「求める教職員像」に基づき、本学の理念を深く理解し、3つの方針の実現に貢献できる教員を募集するとともに、「教育職員組織の編成方針」に基づき、本学の理念及び目標を実現するにふさわしい組織を目指し短期大学及び各学科の教員組織を編成している（提出-大学規程集 142）（提出-大学規程集 143）。

短期大学及び学科の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。2022年5月1日付の専任教員数は、英文学科 10 名、生活創造学科 7 名の計 17 名で、短期大学設置基準に基づき算定された専任教員数 16 人を充足している（基礎データ 11）。

専任教員の職位の決定は、「教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」に基づき厳格に行われており、短期大学設置基準 第七章 教員の資格の規定を充足している（提出-大学規程集 24）。

専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）の配置は、「教育職員組織の編成方針」に基づき、各学科において教育上主要と認められる授業科目については専任教員が担当している（提出-大学規程集 143）。2021年5月1日現在の学士課程における授業科目の担当状況は、基礎データ（様式 15）のとおりである。各学科の学科専門教育科目で、講義形式による授業科目は専任教員のほかに非常勤講師が担当し、より幅広い専門知識が身につくように授業科目担当者を配置しているが、学科専門分野の担任制による必修科目（英文学科「スタディ・スキルⅠ・Ⅱ」、生活創造学科「生活学基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「生活創造専門演習」）など学科の核となる専門教育科目においては、専任教員のみを授業科目担当者として配置している（提出-1,pp.31-37,pp.43-49,pp.61-64）。

非常勤講師として採用を希望する者に対しては、「北星学園大学非常勤講師雇用内

規」に定める手続きに従い、履歴書、研究業績書等の提出を求めている。採用の可否は、提出資料に基づき学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を考慮し、教授会において慎重に審議している。なお、雇用が決定した場合は、学長が理事長に雇用の決定を上申している（提出・学園規程集 50）。

授業の補助教員としての TA は、英文学科専門教育科目「情報入門」「情報活用」と生活創造学科専門教育科目「基礎情報処理」に配置している（提出・10）。その業務内容及び採用資格等は「ティーチング・アシスタント規程」に定めている（提出・大学規程集 86）。また、英文学科においては学生の英会話及びライティングスキル向上のために、カンパセーション・チューター（2021 年度前後期 8 名）と、ライティング・チューター（2021 年度前後期 3 名）を配置している（備付・101）。なお、英文学科資料室、英文学科教材開発室及び生活創造学科建築資料室にはそれぞれ事務職員を配置している（備付・25・3）。

教員の募集、採用及び昇格は、適切性及び透明性を担保するために「教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」に基づき厳格に行われている（提出・大学規程集 24）。

欠員状況は、部局長会議構成員の引継ぎの際に「教育職員組織〔任用配置計画〕一覧表」により退職者を把握することで、採用人事計画を円滑に検討できる体制を整備している（備付・102）。採用による欠員充足は、学科長が学科会議の議決に基づき学部長に要請し、学部長は、教授会による議決に基づき、主たる担当学科科目及び人数等を明示して広く一般にその採用を公募するとともに、本学の教員にその推薦を要請するものとしている。公募及び推薦手続きについては、その期限を定め、募集要項には応募資格として、キリスト教（プロテスタント）に精神的基盤を置く本学の教育方針に賛同できることを明記している（備付・103）。

選考基準は、「教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」に教授、准教授、専任講師、助教及び助手それぞれに必要な学位、教育研究上の業績及び能力を列記している。応募者及び被推薦者（以下「採用候補者」という）に対して、その履歴書、業績調書その他必要な資料の提出を求め、採用候補者があれば、教授会に学部長を委員長とする「採用者選考小委員会」を設置し、委員は無記名投票により教授 2 人及び准教授、専任講師又は助教の内から 1 人の合計 3 人を委員として選出している。採用候補者は、採用選考小委員会の選考結果報告に基づき、教授会の無記名投票により決定される。学部長はその決定を学長に内申し、学長は学校法人北星学園の理事長にその採用を上申するものとしている（提出・大学規程集 24）。

昇格の手続は、短期大学部長が短期大学部の准教授、専任講師、助教及び助手に対して、毎年一定の期限を定め所定の履歴書、業績調書その他必要な資料の提出を求め、所定の昇格基準を満たしていると思料される者（以下「昇格候補者」という）がある場合には、教授会を招集し、昇格候補者 1 人についてその都度昇格者選考小委員会を設置することで進められる。昇格者選考小委員会は、学部長が委員長となり、委員長及び 3 人の委員をもって組織する。昇格者選考小委員会の委員は、昇格候補者において昇格が予定される職位以上の教員 3 人がその都度教授会における無記名連記投票によって選出される。昇格者の選考は、昇格選考小委員会が規程に基づき、昇格候補者が職位ごとに規程に明示された資格を有しているかを選考基準に照らして判断される。

その選考の経過及び結果は教授会に報告され、教授会は、無記名投票によりその可否を決定する。学部長は、その昇格を学長に内申し、学長は学校法人北星学園の理事長にその昇格を上申するものとしている（提出・大学規程集 24）。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員は日々の研究活動を通して、研究業績を積み重ねており（基礎データ様式 16）、その成果によって各担当授業科目における教育の質の向上を試みている。

教育課程編成・実施の方針に基づいた成果という観点では、特定研究費取扱要領において複数の学内研究者による共同研究活動を支援し、研究成果の発表を促進している（提出・大学規程集 50）。近年の採択課題による研究成果としては「英文学科における国内インターンシップ実践と海外インターンシップの可能性」（森越他,2016）、「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）による日本人英語学習者の英語力及び技能別の特徴に関する研究」（白鳥,2017）、「観光ホスピタリティ学とジェンダー— 女性の労働とリーダーシップ教育 —」（森越,2018）、「英語教育改善のための英語力調査」及び「ケンブリッジ英語検定：B1 Preliminary」を利用した日本人英語学習者の英語力・技能別の特徴、及びテスト仕様がテスト結果に及ぼす影響に関する研究」（白鳥,2018）等が本学紀要に投稿され、カリキュラム改善や到達目標測定の検討に活用されている（備付・97）。

なお、共同研究費制度によるものではないが、生活創造学科においても、各担当教員による共同研究がなされている。近年の研究成果としては、クリエイティブデザインゼミと生活心理ゼミの担当教員との共著である「「影の運動による色の捕捉現象」の紹介、解釈、および実験観察によるその検証」（中村他,2022）、「歩行速度が異なるポイント・ライト・ウォーカーに対する対面バイアス」（中村他,2022）等が本学紀要に投稿され、学際的な研究活動を通して各分野における専門性を研鑽し

ている（備付-97）。

専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している（基礎データ様式 17）。外部資金獲得のための支援については、文科省科学研究費助成事業（以下「科研費」という）の採択支援を中心とすることを 2019 年度に教員評価委員会で確認している。これを受けて総合研究センターは、同年度に民間 URA（University Research Administrator）による科研費申請書添削サービスを導入し、一定の効果があるという調査結果が出たことから実施を継続している。また、科研費申請説明会を 9 月開催から 6 月開催に変更し、7 月から開始される申請書添削サービスと継続性のある内容とするほか、添削サービス利用料や科研費申請補助要員の人件費を大学が負担している（備付-25）。

専任教員の研究活動に関する規程は次のとおり整備している。研究活動の支援体制として総合研究センターを設置し、「総合研究センター規程」に基づき、教員の学術研究活動の活性化と研究水準の向上を推進するための活動を行うとともに、事務局に研究支援課を置き、総合研究センターの事務、研究費の支出及び管理などの日常的な研究支援を行っている（提出-大学規程集 109）。

本学は専任教員の多様な研究活動の活性化を図るため、「教育研究等環境の整備に関する方針」に従い、研究費制度を下表のとおり整備している（提出-大学規程集 145）。

制度	種類	配分時期	金 額
個人研究費	基礎額	4 月 1 日	通常専任 50 万円
			嘱託及び特別専任教育職員 30 万円
	大学院加算額	5 月中旬	原則 0.5 コマにつき、2.5 万円
	科研費加算額 (研究代表者〔2 年目以降〕)	4 月 1 日	当該年度の採択者に 配分される 直接経費の 10% (千円未満切り下げ)
	科研費加算額 (研究代表者〔新規採択〕)	7 月中旬	
	科研費加算額 (研究代表者〔A 判定不採択者〕)	5 月中旬	基盤研究(S)(A)(B) 挑戦的研究(開拓) 30 万円
			基盤研究(C) 挑戦的研究(萌芽) 若手研究 20 万円
			研究活動スタート支援 10 万円
	傾斜配分額 ※科研費研究代表者として採択・応募者のみ	4 月中旬	申請上限 30 万円
	繰越額(5 万円以内) ※学部長の承認による	4 月中旬	千円単位で申請 傾斜配分と合計 50 万円まで支給
	繰越額(5 万円超) ※教員評価委員会の承認による	4 月下旬	
	若手支援加算	4 月下旬	申請上限 20 万円
特定研究費	共同研究費	6 月上旬	共同研究 申請上限 50 万円
			プロジェクト研究 申請上限 100 万円
	学会活動支援研究費	都度	1 年度総額 50 万円まで 1 件あたりの支出上限 国内開催 10 万円 国外開催 25 万円
	日本私立学校振興・共済事業団による 学術研究振興資金に採択された研究活動	公募要領による	1 年度につき支出上限 1,000 万円
	科学研究費助成事業の 応募申請補助要員		勤務時間 1 日 5 時間 勤務日数 5 日まで 全額補助
	ハイレベル研究支援費		バイアウト最少額相当額

個人研究費の配分を受ける教員は、「個人研究費取扱要領」に定めるとおり、教員情報システムにより研究計画を教員評価委員会に提出し、「研究業績記録要項」に従い研究活動研究業績等を記録するとともに、年度の終わりに研究活動自己点検評価報告を教員評価委員会に提出している（提出・大学規程集 46）（提出・大学規程集 48）。また、傾斜配分制度を導入し、「個人研究費傾斜配分のための研究業績評価取扱要項」に基づき加算希望者の研究業績を点数化し、財源の範囲内で評価点が高い教員から順に比例配分している（提出・大学規程集 47）。そのほか、「特定研究費取扱要領」を定め、学内教員による共同研究や学会発表活動等を支援する特定研究費制度を整備している（提出・大学規程集 50）。

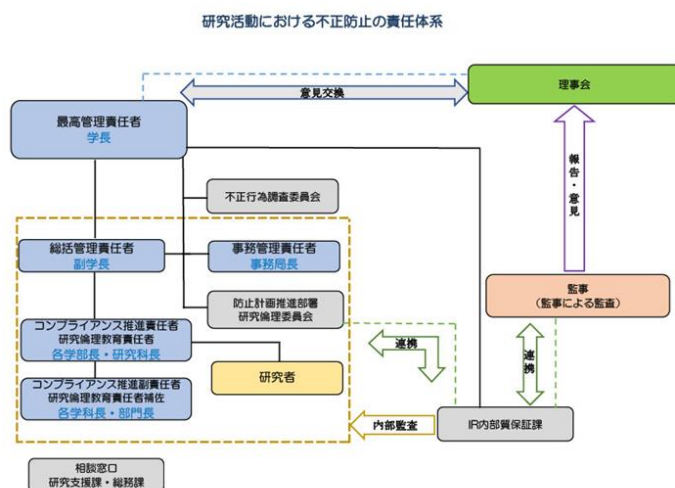
専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを以下のように実施している。

本学は、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和 3 年 2 月 1 日改正）」を順守し、研究倫理及びコンプライアンスを推進するために、本学における研究活動及び公的研究費の取扱いに係る不正行為の防止に関して諸規程を整備するなどして対応している。

まず、研究に携わる全ての者が遵守すべき規範として「研究倫理指針」を定めている（提出・大学規程集 132）。また、研究倫理委員会を設置し、「研究倫理委員会規程」に基づき、学長を議長とし、副学長、学部長及び事務局長による構成のもと、コンプライアンスを含めた研究倫理に関する事項について審議、調査、検討を行っている（提出・大学規程集 18）。

また、「公的研究費の運営・管理に関する規程」（提出・大学規程集 53）を制定し、公的研究費等に関する「研究活動における不正防止の責任体系」「コンプライアンス教育・啓発活動」を明確にし（提出・大学規程集 135）（提出・大学規程集 136）、必要な事項を定めている。加えて、「北星学園大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針」（提出・大学規程集 134）を策定し「公的研究費不正防止計画」（提出・大学規程集 137）を立て、その取り組みを進める中で不正を発生させる要因の把握と検証を進め、必要に応じて計画の見直しを行っている。

さらに、「研究活動における不正防止規程」（提出・大学規程集 54）を制定し、不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について定め、責任体制を明確にし、学内外に公表している。また、この規程で公益通報時の取り扱いについても規定している。



そのほか、人を対象とする研究を遂行するうえで求められる研究者の行動及び態度を「人を対象とする研究倫理指針」に定めるとともに、本学の研究者が人を対象とする研究を実施する場合は、研究倫理委員会に対し研究倫理審査を申請するよう推奨している（提出・大学規程集 133）。研究倫理審査の手続きは「研究倫理審査手続要領」に定め、研究倫理委員会は申請者から提出された「研究倫理審査申請書」の内容に基づき審査を実施し、承認、条件付承認、変更の勧告、不承認、非該当のいずれかによ

り判定を行っており、条件付承認や変更の勧告を行う場合は、丁寧な説明を心掛け、研究者の研究倫理意識の向上を図っている（提出・大学規程集 58）。なお、学内に研究倫理情報保管庫を設置し、「研究倫理情報保管庫取扱要領」に基づき、終了した研究の情報を保護している（提出・大学規程集 59）。

本学は、研究倫理教育やコンプライアンス教育を、研究費の配分を受ける教員のほか、研究費の管理に携わる事務職員を対象として毎年度実施しており、研究倫理意識の維持向上は相応になされてきたといえる。2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、公正な研究推進のための研修会を開催できなかったため、2021 年度はオンライン方式で開催し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施した（備付・25）。在学生への全学的な研究倫理教育は、2019 年度から実施しており、全学生に配布する履修ガイドに研究倫理上の義務と責任、研究倫理のポイント、研究活動における「特定不正行為」、本学における不正行為防止の取組みを解説し、必要に応じて、演習などのゼミナールや、卒業論文、卒業研究の指導において担当教員から直接指導しているほか、リーフレット「研究倫理のポイント・調査活動、レポート・論文作成の心得」を作成し、オリエンテーション等の機会に学生及び教職員に配布している（提出・1,pp.28-30、備付・104）。

専任教員の研究成果を発表する機会の確保については、以下のとおりである。

本学に所属する研究者の研究成果物を公開する機関リポジトリは、2013 年度の学位規程改正への対応を機に、NII が提供する「JAIR Cloud」を使って構築することを決め、2014 年 9 月に「北星学園大学学術情報リポジトリ」として公開を開始した。管理運用について、コンテンツの収集に関しては総合研究センター（研究推進委員会）が行い、コンテンツの登録などシステムの維持管理は図書館が行うという分担を「学術情報リポジトリ運用要項」に定め、紀要論文、学位論文、科学研究費助成事業研究成果報告書などのコンテンツを登録している。その他「ワーキングペーパー取扱要項」「紀要「北星論集」刊行要項」などの規程を整備しており、研究成果を発表する機会を確保している（提出・大学規程集 57）、（提出・大学規程集 56）、（提出・大学規程集 60）。

専任教員が研究を行う研究室は次のとおり整備している。研究棟の利用時間は 7 時から 22 時までとし、守衛が玄関の解錠及び施錠を行っている。土曜日は授業開講期間のみ解錠し、それ以外の休校日は A 館 1 階守衛室においてカードキー（シリアルナンバー付）の貸出及び返却の対応をしている。研究室は専任教員 1 人につき 1 室を割当て、研究室の鍵は各教員が管理するとともに、退室時の施錠徹底を要請している（備付・105,p2）。

専任教員の研究、研修等を行う時間は次のように確保している。

原則として、週に 1 日は授業が入らないように時間割を編成しているため、研究・研修等を行う時間が確保されている。そのほか、国内外研修制度、サバティカル休暇制度及びバイアウト制度を整備している（提出・大学規程集 42）、（提出・大学規程集 45）、（提出・大学規程集 51）。バイアウト制度は研究費を財源とし、担当授業科目を非常勤講師に一部委嘱することで研究時間を確保する制度であり、文部科学省による競争的研究費制度の改善に併せて導入した。そのほか、採択された研究課題の直接経

費が 500 万円を超える研究代表者に対して、バイアウト制度の利用によって支出した個人研究費又は科研費の一部を補填するハイレベル研究支援費制度を導入している（提出・大学規程集 50）。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程の整備については、留学、海外派遣に関する規程として、「教育職員国内外研修規程」及び「教育職員のサバティカル制度に関する規程」を整備し、教員の学術研究の促進及び資質の向上に寄与している（提出・大学規程集 42）、（提出・大学規程集 45）。また「特定研究費取扱要領」において、全国的又は国際的規模で、学術的な権威を有する学会への発表等の職責を伴う参加を奨励することを目的とする学会活動支援研究費制度を設けている（提出・大学規程集 50）。

本学は FD 活動に関する規程を整備している。まず、学則第 1 条の 3 において、授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究の実施に努めることを明示している（提出・5）。また、「ファカルティ・ディベロップメントに関する規程」を定め、FD 委員会を設置している。FD 委員会は全学的な FD の基本方針の策定及び推進並びに全学的観点から本学の FD 実施体制及びその内容について点検評価、助言及び指導を行っている（提出・大学規程集 43）。本学の FD に関する基本方針は、「学位授与単位で毎年行うこと」及び「全ての FD には本来の FD 機能（教授力の向上）を必ず含めること」とすることを FD 委員会で確認している。

全学的な FD については FD 委員会が点検評価を行い、上述の FD に関する基本方針の確認や授業評価アンケート及びモデルティーチング顕彰の実施、FD 参加への啓蒙及び周知活動等を行っている。また、短期大学部及び各学科においては、年度内に 1 回以上の FD 研修会を開催している（備付-99）。

新型コロナウイルス感染症の影響下においては、2020 年度前期開講のの授業科目について、原則としてオンライン方式での展開を決定したことに伴い、遠隔授業の円滑な導入と教育の質を保証するための全学的な FD 研修会を、非常勤講師を含む授業科目担当者向けに重点的に開催した。前期には、4 月にオンラインミーティングアプリケーション Zoom の利用及び活用に関する FD 研修会を 2 回、本学のラーニングマネジメントシステム（LMS）である Moodle の利用及び活用に関する FD 研修会を 2 回、著作権に関する FD 研修会を 1 回、6 月と 7 月に非対面授業に関する FD 研修会を各 1 回開催した。また、後期には、9 月に授業科目担当者による意見交換会を開催し、前期末に実施した「前期末教員一斉調査」及び「前期末学生一斉調査」の調査結果を踏まえたオンデマンド FD 動画を配信した。11 月には学習支援推進委員会が外部講師を招き「大学における援助要請」FD を開催した。2021 年度には対面授業における感染予防や情報保障、ハイフレックス型授業の実施などに関する FD を実施しており、コロナ禍における教育の質保証及び授業方法の改善に努めている。

専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。本学の最高議決機関である評議会には、短期大学部長のほか短期大学部教授会により選出された専任教員 3 名が構成員となっている。また、企画運営会議では学長指名により短期大学から 1 名、教学会議には学部長及び各学科長が構成員として参画している。そのほか、国際教育推進委員会、学習支援推進委員会、研究推進委員会、総合情

報センター運営委員会、図書館運営委員会等の構成員には、短期大学から1名を選出しており、各委員は教授会において情報共有に努めている（備付-106）。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

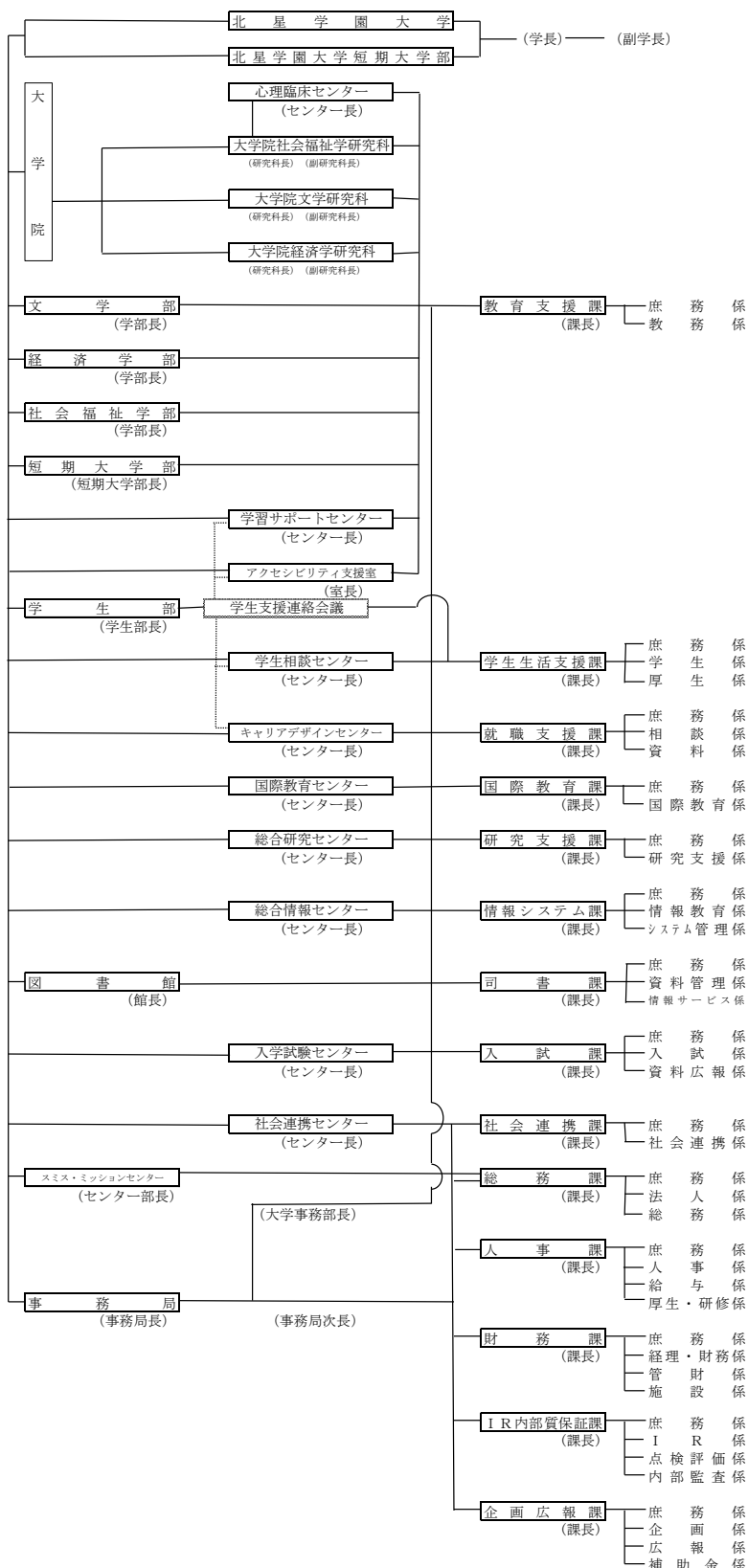
- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制について、本学は2016年度に事務局次長の2名体制を廃止して、事務局次長及び大学事務部長の各1名体制とする事務組織改編を行った。各職務について、事務局長は、常務理事の命を受け法人の事務を、短期大学部学長の命を受け北星学園大学規程に定める事務を掌理し、事務職員及び用務職員を監督している。事務局次長は、事務局長を補佐し、法人の事務並びに北星学園大学規程に定める事務を掌理し、事務職員及び用務職員を統括している。大学事務部長は、事務局長を補佐し、北星学園大学規程に定める事務を掌理し、事務職員を統括している。以上のように事務組織の責任体制を明確にしている（提出-大学規程集4）。

なお、2021年度の事務組織・機能図は以下のとおりである。

大学運営の事務組織・機能図 [2021年4月1日実施]



事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。上図のとおり、本学は併設する大学と同一の事務組織により運営しており、広く大学事務職員としての知識・技能を得る機会に恵まれている。また、ひとつのキャンパスに法人・大学・短期大学を置き、2022年5月1日現在 142 名の事務組織体制で運営しており（基礎デー

タ様式 13)、部署間の日常的な情報共有を図ることで、全学的な動向を踏まえつつ、専門的な職能を涵養している。

事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境整備のため、本学は全ての専任事務職員が「自己申告書」を毎年常務理事に提出し、その申告内容を踏まえて学園事務職員配置換委員会において配置換えを決定している。自己申告書の主な記入項目は、健康状況、今後の異動希望及び自由意見等となっており、2012 年度からは一般職向け自己申告書で事務局長等との面談希望の有無を確認し、現在では、常務理事・事務局長・事務局次長・大学事務部長のいずれかとの面談希望に対応している（備付-107）。

事務関係諸規程の整備については、北星学園規程に「北星学園事務組織、職務及び事務分掌規程」（提出・学園規程集 25）、「北星学園事務職員配置換委員会申合せ事項」（提出・学園規程集 28）、「北星学園事務職員採用選考委員会申合せ事項」（提出・学園規程集 29）、「北星学園就業規則」（提出・学園規程集 47）等を整備している。

事務室は、IR 内部質保証課・企画広報課・人事課・総務課・財務課の管理運営部門が C 館 3 階のワンフロアに集約されている。また、教育支援課・学生生活支援課は A 館 1 階のワンフロアに配置し、学生の利便性に配慮している。その他の社会連携課、国際教育課、就職支援課、研究支援課、情報システム課、司書課、入試課はそれぞれ単独の事務室を設置している。各事務室には複合機を設置しているほか、パソコンについては専任、兼任の区別なく事務職員全員に 1 台ずつ割り当てられており、打ち合わせや出張時に使用することができる共用のノート型パソコンやタブレット端末を数台用意している。そのほか、机、書棚、個人ロッカーなど必要な備品などを整備している。

また、本学教職員のみアクセス可能な「教職員ホームページ」によって教職員全員による情報共有が可能である。加えて、学内ネットワーク内に事務職員のアクセス権限を付与したドライブ領域を整備し、バックアップ機能によるデータ消失等の防止や他部署とのデータファイル共有について、安全かつ利便性の高い環境を整備している。

SD 活動に関する規程の整備については、2017 年度に「北星学園 スタッフ・ディベロップメントに関する規程」（提出・学園規程集 27）を制定した。学園 SD を推進する組織として、北星学園 SD 委員会を設置し、常務理事、事務局長、事務局次長、大学事務部長、人事課長、課長・事務長のうちから常務理事によって指名された者各 1 人の計 7 人により、学園新任職員基礎研修会、学園新任職員研修会、学園研修会事務用務職員部会及び課長・事務長研修会等の研修計画を立案及び実施している（備付-108）（備付-109）。

学園新任職員基礎研修会は、「北星学園（学校法人・大学）の事務職員としての基礎知識を習得することの必要性を鑑み、事務職員個々人あるいは組織として解決すべき課題や問題を捉え、さらにその解決のために取り組むことが出来るようになること」を目的としている（備付-110）。

2022 年度には大学の SD 組織として、「FD・SD 委員会」を発足した。大学・短期大学部門としての教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教職員に必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質の向上を目的とした研修を行うこととしている。主な SD としては、通算で 50 回以上開催している「大学 SD 研修会」

（併設大学と合同で実施）がある（備付-111）。本学は 2002 年度のキャンパス移転後から参加している。当初は「事務伝達研修会」という名称で、事務職員が参加した研修等の報告を主としていたが、2014 年度からは、プログラムの約半分をその時宜を得たテーマに関する発表を事務職員が行う形式に変更した。

これら以外にも、各部署で SD を企画・実施している（備付-100）。その最たるものが予算編成に係る SD で、毎年ほぼ 8 割以上の教員と全事務職員が参加している。予算編成に係る内容以外にも、年度によっては「補助金制度」「認証評価制度」「人件費問題」などをサブテーマとして加えて実施している（備付-112）。

新型コロナウイルス感染症の影響下においては、遠隔授業や交代勤務等の実施により会議や研修会の対面開催が困難となり、2020 年度における「大学 SD 研修会」と「学園研修会」を中止したほか、多くの研修会がオンライン方式による開催となった。また、遠隔授業サポートチーム主催の SD 研修会「非対面授業に係る SD－授業内容の自動テキスト化－」では、授業や会議等の記録補助ツールなどの活用情報を教職員に発信している（備付-113）。

文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会、日本私立大学協会北海道支部及びキリスト教学校教育同盟等の学外団体等が開催する各種研修会にも積極的に参加しており、さまざまな情報収集や事務職員個々の能力開発に寄与している。なお、研修会参加後には出張報告書の提出を義務づけ、大学 SD 研修会では一部の研修参加者による口頭報告がなされている。そのほか、自己研鑽を啓発する目的で、自分で研修計画を立案し、受入れ先大学との調整も自ら行う「国内外大学視察研修制度」を設けているが、2008 年度を最後に近年では活用する者がいないため、活用の促進や制度の見直しなどが課題である（備付-25）、（備付-114）。

また、1998 年 11 月以降、毎年度続けている六大学事務局長懇談会を機に「戦略 GP」に取り組むとともに、「戦略 GP」補助終了後の連携継続・発展を協議した結果、「連携大学間の各分野における積極的な交流を通して連携・協力することにより、教育・研究上の目標を達成し、連携大学の発展に資すること」を目的とした「六大学包括的連携協定」を 2012 年 8 月 28 日付けで取り交わしている。この包括的連携協定に基づく事業を積極的に進め、事務職員の意欲・資質の向上を図る一助として有効に活用することとしている（備付-115）。そのほか、2018 年度から「大学間職員短期派遣研修」に参加し、教育支援課において北海道大学の事務職員 1 名を 2018 年度に受入れ、また 2018 年度及び 2019 年度に教育支援課の事務職員各 1 名を玉川大学に派遣した。派遣先では、教育の質保証や単位の実質化などの教学マネジメントに係る研修を受け、その概要については上述の「大学 SD 研修会」において報告し、実際の業務改善等にも役立てているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年度以降は中断を余儀なくされている（備付-116）。なお、以上の取組みは併設大学によるものであるが、本学は併設大学と同一事務組織であるため記載するものである。

日常的な業務の見直しや事務処理の点検・評価、改善の取組みのひとつとして、2020 年度から一般職に対しては「自己分析・自己評価シート」の提出を求め、それをもとにした直属の上司である管理職との面談を導入した。専任職員は各担当業務に係る自己分析と評価、それに伴う今後の課題等を、上司との面談によって共通認識と

することを目的としている。内容は「現在の業務・職場・自身のキャリアプランについて」及びその他の業務に係る「自己評価」であり、「自由記述欄」には、日常的に感じている意見及び提案等を記入することができる。また管理職については所管部署の「現状分析・目標管理シート」を作成し、常務理事との面談を 2019 年度から導入している（備付-107）。

事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。近年、管理職・一般職あるいは教員・事務職員の枠にとらわれずにワーキンググループを組織して答申を作成し、それを上位組織で受け、実施案を検討することが行なわれている。最近の具体例としては、「センター棟改修ワーキンググループ」「学生支援・応援ワーキンググループ」「教育課程の質保証ワーキンググループ」「障害学生支援ワーキンググループ」「業務改善ワーキンググループ」等がある。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業については「就業規則」を始めとする諸規程を整備している。加えて、専任教職員以外の就業に関しては「北星学園特任職員雇用内規」「北星学園大学非常勤講師雇用内規」「北星学園臨時職員雇用内規」等の規程を整備している（提出・学園規程集 47）、（提出・学園規程集 49）、（提出・学園規程集 50）、（提出・学園規程集 52）。その他休暇、休職、懲戒、給与、退職手当等、人事・労務管理に関する規定についても北星学園規程集に整備している。

教職員の就業に関する諸規程は教職員に周知している。学校法人北星学園規程集及び大学規程集については、各会議室及び事務室に設置され自由に閲覧できる状態になっているほか、教職員のみがアクセスすることが可能な「教職員ホームページ」においても閲覧可能となっている。規程が改正された場合、大学関係規程は「教職員ホームページ」で周知し、学校法人関係規程は「学園広報」で周知している（備付-117）。

教職員の就業は上述の諸規程に基づいて適正に管理している。また 2019 年 4 月から順次施行された働き方改革による労働時間に関する法的規制及び年次休暇 5 日取得の法制化にも適切に対応している。2022 年度からは勤怠管理システムを順次導入し、従来の紙媒体による管理よりも正確かつ効率的な労働時間の把握に努め、教職員全体の働き方改革を進めている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

FD の実施体制について、近年は FD 委員会の任務である FD 実施組織に対する助言及び指導は果たされておらず、FD 開催状況の集約にとどまっていた。そのため、2022 年度以降は「ファカルティ・ディベロップメントに関する規程」を廃止し、「FD・SD に関する規程」を制定した。新たに組織する FD・SD 委員会は学長を委員長とし、部局長を構成員とした全学的組織として、授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究の実施を推進していくこととしている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

- ・ 予算編成に係る SD を毎年度実施し、大学構成員全体で予算編成方針の内容及び財政状況を学内で広く深く理解できるように努めている。
- ・ 急激な社会変化や、次々と打ち出される文部科学省施策等に、ワーキンググループを設置して教職協働で対応を検討するなど、柔軟な体制作りをする風土が確立されている。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

[提出資料] 10.シラバス <https://pota.hokusei.ac.jp/campusweb/top.do>

[提出資料-大学規程集] 138. 情報セキュリティポリシー

[提出-学園規程集] 94.北星学園経理規程、95.北星学園固定資産及び物品管理規程、96.北星学園固定資産及び物品調達規程、97.北星学園図書管理規程、98.北星学園リース取引に関する取扱要領、99.北星学園資金の借入及び償還に係る諸手続きに関する内規、100.北星学園資産運用に関する取扱要領、101.北星学園有形固定資産及びソフトウェアの改良・補修に係る支出の取扱要領、102.北星学園における有価証券の時価評価に関する取扱要領、103.北星学園クレジットカード決済に係る取扱要領、37.北星学園防火管理規程

[備付資料] 81.Campus Guide (pp.75-76,p.63,p.64,p70,p.47)、118-1.2020 図書館年報 (p.15)、118-2.2021 図書館年報 (p.1,p.13)、総合情報センター年報、119.バリアフリーマップ、120.文科省「私立学校施設整備費補助金 (ICT 活用推進事業)」、121.北星学園大学図書館資料収集方針、97. 北星学園大学学術情報リポジトリ (nii.ac.jp)、25.自己点検評価報告書、122.消防計画、123.北星学園大学危機管理マニュアル、124.大学防火・防災訓練実施要領、125.2021 年度 夏期省エネルギー対策の実施について、126.C 館について

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、

その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ・B-1 の現状>

校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。〔基礎データ 11〕のとおり、校地の面積は 112,283 m²であり、短期大学設置基準の規定に基づき算定した基準面積 4,000 m²を充足している。

また、本学は適切な面積の運動場を有している。運動場用地の面積は 38,852 m²であり、野球場、夜間照明のある多目的グラウンドとテニスコート（6 面）を設けているほか、徒歩 10 分の大学隣接地に、第 2 グラウンドを有している（備付-81,pp.75-76）。

校舎の面積は、次のとおり、短期大学設置基準の規定を充足している。校舎の面積は 51,033 m²であり、短期大学設置基準の規定に基づき算定した基準面積 4,150 m²を充足している。校舎及び施設の構成は、校舎棟（A 館・B 館・C 館及び 50 周年記念ホール）、図書館、体育館、研究棟（第 1・第 2）、センター棟（ラーニング・コモンズ、国際ラウンジ、カフェを併設）、大学会館（学生ホールと購買・食堂）、学生会館（サークル棟）、学生交流会館（通称 kirari、留学生、引率教員の宿泊及び正課・課外活動における研修・宿泊施設として多目的に利用）、チャペル、屋外運動施設及びゲストハウス（短期招聘教員の宿泊施設）となっている（備付-81,pp.60-76,pp.81-82）。

校地と校舎は障害者のアクセシビリティにも対応している。バリアフリー化の取組みとして、校舎等及び図書館の接続にスロープを採用しているほか、C 館は全教室に引き戸を採用している。また、バリアフリーマップを大学公式ウェブサイトに掲載し、構内の身障者用のエレベーターやトイレ、スロープ等の位置情報を公開している（備付-119）。なお構内の主要通路にはロードヒーティングを敷設して、冬期間でも車椅子等による移動がしやすいように整備している。

教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。教室等の規模は、講義室 54 室、演習室 32 室、実験・実習室等 14 室、情報処理学習室 13 室、語学学習施設 4 室のほか、講堂 2 室となっており、教育課程の実施に十分な規模を有している（備付-25）。

教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。C 館 4 階から 7 階には、アクティブ・ラーニング（参加型授業形式）に対応したデジタル AV 機器を備え、ゼミ室を含む全ての教室にプロジェクターを設置しているほか、A 館及び B 館講義室の映像・音響設備装置についても、2019 年度の文科省「私立学校施設整備費補助金（ICT 活用推進事業）」により、障害学生支援にも対応したデジタル機器に更新している（備付-120）。

本学は適切な面積の図書館等を有している。本学図書館は、延面積 5,134 m²、閲覧座席 448 席、書架収容能力 98 万冊で、館内には通常の閲覧テーブルのほか、個人キャレル、話せる学習エリア、情報検索コーナー、蔵書検索コーナー、コピー機、AV ブース、パソコンコーナー、ガイダンスルーム 1 室、休憩室 1 室、グループ学習室 3 室があり、多様な学習・研究活動に対応可能な環境を整備しているほか、全館において無線 LAN に対応しており、本学の教職員及び学生が自由にアクセス可能である（備付-118）。2018 年 9 月の北海道胆振東部地震では 3 階図書に 7,351 冊の落下があり、その後は安全対策として書架上部 2 段に落下防止装置「書籍落下防止装置ブックキーパーⅡ（感震式）」を導入している（備付-25）。開館時間については、平日は 8 時 45 分から 22 時まで、土曜日は 8 時 45 分から 20 時までとし、日曜日及び祝日は 12 時から 17 時までの特別開館としている。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時閉館のため 2020 年度の総開館日数は 233 日となり、前年度より 79 日減少し、感染状況を踏まえた特別短縮開館を行ったほか、閲覧席の利用制限や休憩室の閉室などの感染防止対策を実施した（備付-118-1,p.15）。なお、2021 年度の総開館日数 252 日となり、総開館時間は前年度と比較して 230 時間増加した（備付-118-2,p.13）。

図書館の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等は適切である。図書館の資料は、学生の学修、教員の教育研究活動の発展及び支援に資するよう、「図書館資料収集方針」に明示した選定の基準や要領に基づき教員及び司書課事務職員によって収集され、学生からの希望資料も受入れている（備付-121）。図書資料等の状況は「基礎データ様式 11」のとおりである。図書 634,383 冊、学術雑誌 4,671 種を所蔵しているほか、オンラインデータベース 13,673 種を契約している（備付-118-2,p.1）。本学紀要（北星論集）は、北星学園大学学術情報リポジトリで蓄積・保存している（備付-97）。

体育館の面積は 5,657 m²を有しており、教育課程の実施において適切な面積である（備付-25）。

多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で行う授業を実施するため、上述のとおり、情報処理学習室 13 室、語学学習施設 4 室を整備している。また、本学の教職員及び学生（研究生、科目等履修生等を含む）は、学内の特定エリアで Wi-Fi に接続することが可能である。現在の Wi-Fi 接続可能エリアは下表のとおりであり、

利用案内を学生向けポータルサイト「Campus Guide Web」（2022 年度から新ポータルサイト「n☆star」に移行）で周知している。

1. Wi-Fi 接続可能エリア

A館	4階～7階	ラウンジ、教室 ※8階短期大学部関係の部屋及び7階心理・応用コミュニケーション実験室は除く
	3階	教室
	2階	ラウンジ
B館	1階	就職支援課内
	3階～6階	教室 ※3階はB301教室のみ
C館	4階～7階	教室
	1階～2階	講堂、ホワイエ
図書館	1階～4階	全エリア
センター棟	1階～2階	全エリア
大学会館	2階	全エリア
第1研究棟地下	地下1階	全エリア

※情報実習室及びCALL教室ではWi-Fiは利用できません

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

本学は施設設備の維持管理のため、「北星学園経理規程」「北星学園資産運用に関する取扱要領」「資金の借入及び償還に係る諸手続きに関する内規」「北星学園固定資産及び物品管理規程」「学園固定資産及び物品調達規程」「学校法人北星学園 有形固定資産の改良・補修に係る支出の取扱要領」「北星学園リース取引に関する取扱要領」「北星学園図書管理規程」等の財務諸規程を整備している（提出・学園規程集 94～103）。

これらの規程に基づいて、施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。また、構内の施設・整備等の維持・管理については、特殊建築物としての点検・整備が義務付けられていることから、定期的に専門家の診断を受け、不良個所の確認を行って対処するとともに、各種法定点検、日常の清掃業務を専門業者と保守契約を締結して行っており、学生や教職員の日々の利用に支障がない状況を保っている。

火災・地震対策、防犯対策のための諸規則の整備については、北星学園規程において「防火管理規程」を定めるとともに、併設大学と合同で「消防計画」を策定し、災害の予防、災害への応急対策などについて明記している（提出・学園規程集 37）（備付-122）。「防火管理規程」については「教職員ホームページ」で常に関連することができるようになっている。また、短期大学では併設大学と組織する全学危機管理委員会において「北星学園大学危機管理マニュアル」を作成しており、教職員に配布している（備付-123）。

火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練については、毎年度防火防災訓練を実施しており、通報訓練、地震初期対応訓練、避難誘導及び避難訓練、重要物品の搬出訓練、消火訓練、消防設備・避難器具の操作方法説明及び消防設備の実地操作確認を行っている。2019 年度には、講義中に地震・火災が発生したと想定し、学生や教職員等の防護措置及び迅速な避難・誘導訓練を行った。2020 年度及び 2021 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から人的移動・集合などでの密を避けるため、消防署の指導により、集合形式ではなく、図上訓練を含む部分訓練などが推奨されたことから、規模を縮小した訓練を実施している（備付-124）。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、〔基準Ⅲ-A-3〕で述べたとおり「情報セキュリティポリシー」（提出・大学規程集 138）に従い各部署で実行している。例えば、情報システム課では、ウィルス対策ソフトについてはライセンスを一括購入し、学内で使用するパソコンにインストールしている。学外からの迷惑メール対策として Office365 の導入も効果があり、詐欺・なりすましメール等をできるだけ排除できるようにしている。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮については 2010 年 4 月の省エネ法の改正を受け、本学も学園として特定事業者の指定を受けたことから、エネルギー統括者（常務理事）とエネルギー管理企画推進者（財務課長）を選任し、学園全体としてエネルギー使用の抑制について通知を行い、毎年 7 月末までにエネルギー使用状況を定期報告している。クールビズ及びウォームビズを奨励し、夏季のエアコン使用抑制や冬季の暖房温度抑制などに取り組むとともに、設備の経年劣化や老朽化による更新時には、高効率の照明機器等を採用している（備付-125）。設備面では照明の LED 化を計画的に進めているほか、C 館では都市ガスエネルギーシステムの導入による電力利用の抑制、トイレの洗浄水に井戸水を利用するなどランニングコスト抑え、災害時にも自家発電装置により 48 時間自立可能な建物となっている（備付-126）。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

なし。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

なし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

[提出資料] なし

[提出資料-大学規程集] なし

[提出資料-学園規程集] なし

[備付資料] 127.学内での Wi-Fi の利用について | 北星学園大学 CAMPUS GUIDE WEB (hokusei.ac.jp)、81Campus Guide、128.正門が完成しました！ | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部、129.北星学園大学における授業支援（遠隔授業含む）について（教員向け）

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を 獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

技術サービス、専門的な支援の向上・充実について、総合情報センターでは、教育研究を支援するため、実習室での学生の機器トラブル対応及び研究室等での教員のパソコンに関わるヘルプ対応として、サポートデスクを常設してスタッフを3名配置している。

施設設備の向上・充実としては、2014年2月には旧耐震基準の校舎の建替えを含めた「安心・安全なキャンパスの整備工事」に着手し、施設の耐震化率を100%にするとともに、C館の改築、A館の改修及び正門周辺の歩車分離工事を行い、利用者の安全性及び快適性の向上を図っている（備付-128）。さらにはセンター棟を改修し、学生たちの自発的な学習を支えるラーニング・コモンズ機能、国際ラウンジ及び学生の憩いの場となるカフェを新設した（備付-81,p.63）。また、A館の改修時に各階にラウンジを設け、学生がくつろげるスペースを確保している（備付-81,pp.64-70）。そのほか、駐輪場、教職員及び来訪者用駐車場を整備するとともに、学生の多くが札幌市営地下鉄大谷地駅から隣接するサイクリングロードを通して通学していることが

ら、2015 年度には敷地内通学路にカバードウォークを設置し、一般市民との交錯の緩和を図っている（備付-81,p.47）。そのほか、2019 年 2 月には就職支援課事務室を改修するなど教育課程編成・実施の方針に基づく教育研究活動が円滑に展開されるよう、施設整備の向上・充実を図っている。

学生への情報技術向上に関するトレーニングの提供については、英文学科では選択必修科目として「情報入門」「情報活用」を配置し、生活創造学科では必修科目「基礎情報処理」を配置している。いずれも 1 年次配当の授業科目であり、パソコンを使用した基礎的な情報処理スキルを涵養している（提出-10）。

教職員への情報技術向上に関するトレーニングの提供については、特に、新型コロナウイルス感染症の影響下においては、Moodle、Zoom、Office365 等の利活用に関する研修会を開催することで、遠隔授業の円滑な展開に努めている。研修会資料及び撮影動画を Moodle 又は「Campus Guide Web」（2022 年度から新ポータルサイト「n☆star」に移行）に掲載することで、複数回の視聴希望者や欠席者への情報保障を行っている（備付-129）。

技術的資源の維持、整備については、サポートデスクの人員体制を定期的に点検し、退職等による欠員が発生した場合は、採用人事を適切な人数を保持している。

設備の維持、整備については、上述のとおり、計画的に「安心・安全なキャンパスの整備工事」に着手するなどして適切な状態を保持している。

技術的資源の分配を常に見直し、活用している。例えば無線 LAN の拡張等によって大幅に増加している通信量に対応するため、2019 年度にダークファイバを活用し、回線増強を実施した（備付-25）。

教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。2021 年度の整備状況は下表のとおりである。なお、2021 年度末には第 11・12 実習室のパソコンを更新するなど良好な情報環境を維持している。

【パソコン（Windows）】

実習室	第 1	第 2	第 3	第 4	第 5	第 6	第 7	第 8	第 9	第 10
台数(台)	25	31	31	31	73	61	61	25	51	51
O S	Windows 10 Enterprise LTSC 64bit									
機種	機種：Lenovo ThinkCentre M700z All-in-One CPU：Intel Core i5-6400T (2.20GHz) メモリ：8GB ハードディスク：500GB									
プリンタ	RICOH SP6430									
カラープリンタ	RICOH SPC751（サポートデスク内設置）									
スキャナ	EPSON ES-H7200（第 1～第 4 実のみ）									

【パソコン（Mac）】

実習室	第11実習室	第12実習室
台数(台)	41	45
機種	機種：iMac Z0PD OS：MacOS 10.10 Yosemite CPU：Intel Core i5 (2.7GHz)	機種：iMac Z0PD OS：MacOS 10.10 Yosemite CPU：Intel Core i5 (2.7GHz)

	メモリ：16GB ハードディスク：1TB	メモリ：8GB ハードディスク：1TB
キーボード(台)	Keystation49(33)	
スキャナ(台)	EPSON DS-5500(4)	EPSON DS-5500(4)
プリンタ(台)	Canon LBP8710(2)	Canon LBP8710(2) Canon LBP9660Ci(1)

【パソコン（教員用）】

場 所	機 種	台数	OS,ソフトウェア
研究資料室	Lenovo ThinkCentre CPU：Intel Core i5-6400T (2.20GHz) メモリ：8GB ハードディスク：500GB	3	第3・4・6・7・ 8・9・10実習室 と同様
	スキャナ：EPSON GT-S600	1	
	カラーレーザーフプリンタ：京セラ LS-C8600DN	1	
	モノクロレーザーフプリンタ：京セラ LS-6970DN	1	

学生の学習支援のために必要な学内 LAN については、上表の実習室を含む全ての教室に整備されており、インターネットへのアクセスが可能となっている。

教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。特に新型コロナウイルス感染症の影響下においては、一部の授業科目ではスピーカーマイク等の活用によりハイフレックス型授業に対応し、対面方式とオンライン方式を同時併用した授業を実施している。

コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室は、上述のとおり、実習室 12 室を整備しているほか、言語教育用の CALL 教室として 3 室を整備している。言語教育の実習室には CALL システムを導入しており、授業での利用のほか、学習者のペースや能力に合わせて時間外学習・自学自習を行うための多様な語学学習教材を用意している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

なし。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

なし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

[提出資料] 13.「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式 1]、14.「事業活動収支計算書の概要」[書式 2]、15.「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式 3]、16.「財務状況調べ」[書式 4]、17-1.計算書類（決算書）（令和元（2019）年度）、17-2.計算書類（決算書）（令和2（2020）年度）、17-3.計算書類（決算書）（令和3（2021）年度）、17-1.計算書類（決算書）（令和元（2019）年度）、17-2.計算書類（決算書）（令和2（2020）年度）、17-3.計算書類（決算書）（令和3（2021）年度）、17-1.計算書類（決算書）（令和元（2019）年度）、17-2.計算書類（決算書）（令和2（2020）年度）、17-3.計算書類（決算書）（令和3（2021）年度）、17-1.計算書類（決算書）（令和元（2019）年度）、17-2.計算書類（決算書）（令和2（2020）年度）、17-3.計算書類（決算書）（令和3（2021）年度）、18.事業報告書（令和3（2021）年度）、19.事業計画書／予算書（令和4（2022）年度）

[提出資料-大学規程集] なし

[提出資料-学園規程集] 100.北星学園資産運用に関する取扱要領、3.北星学園常任理事会規程

[備付資料] 130.北星学園大学サポーターズ寄付金、131.北星学園大学短期大学部70周年記念寄付、132.財産目録及び計算書類、過去3年間（令和元（2019）年度～令和3（2021）年度）、35.監査法人による監査報告書、133.予算編成方針（学園）、134.予算編成方針（大学）、12.学校法人北星学園中長期計画～グランドデザイン2020-2040～、23.「短期大学部の将来構想検討について」（2021年12月29日答申）、135.短期大学の環境の変化と学生募集の今後、136.財政計画、112.予算編成に係るSD

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算

- を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準Ⅲ・D-1 の現状＞

法人全体としては、資金収支では 2019 年度末に 568,150 千円であった翌年度繰越支払資金が、2020 年度末に 877,374 千円、2021 年度末に 1,271,827 千円と着実に増加している。借入金に係るキャッシュフローで、毎年およそ 200,000 千円の資金が流出しているなかで、支払資金が増加しており、資金収支は良好に推移している（提出-13）。

事業活動収支は、基本金組入前当年度収支差額が 2019 年度に 24,751 千円の支出超過を計上したものの、2020 年は 278,126 千円の収入超過、2021 年度は 191,469 千円の収入超過となった。2019 年度の支出超過は、大学・短期大学の建物の大規模な修繕を行ったことが要因であり、一時的なものである。学園の事業活動収支は、事業活動収入全体の約 70%を占める北星学園大学が、安定的に収容定員を充足していることにより、堅調に推移している（提出-14）。

貸借対照表は、2019 年度末と 2021 年度末の比較で、総資産が 58,681 千円増加し、総負債が 410,915 千円減少（内、借入金が 395,860 千円減少）したことにより、純資産が 469,596 千円増加した。また、運用資産（現金預金＋有価証券＋特定資産）は、12,748,392 千円から 722,676 千円増加し、13,471,068 千円となった。以上のとおり、資産の増加と負債の減少が同時に進んでいることにより、負債比率が 22.3%から 20.2%、総負債比率が 18.3%から 16.8%に低下し、財産状態は正常化に向かっている（提出-15）。

本学園では、キャンパスごと（大学・短期大学、女子中学高等学校、大学附属高等学校、余市高等学校）に収支状況を把握している。短期大学と大学は、校舎等の施設設備を共用しているほか、毎年一定数が編入学するなど財政的な結びつきが強い。また、学内組織が一体となっているほか、教職員の給与や研究費の配分額が同一である。

事業活動収支では、短期大学と大学の合計では基本金組入前当年度収支差額の収入超過を確保しているものの、短期大学単独では、2019 年度に 75,688 千円、2020 年度に 15,215 千円、2021 年度に 42,567 千円と、連続して支出超過となっている（提出-14）。短期大学は、2019 年度と 2020 年度に収容定員を充足していても支出超過となっていることから、収入と支出のバランスに欠ける財政構造であることが明らかである。この恒常的な支出超過は、人件費が高止まりしていることが要因であり、人件費比率は 2019 年度が 76.5%、2020 年度は 65.5%、2021 年度は 71.4%となっている（2020 年度より開始の高等教育の修学支援制度に係る補助金収入を除いた人件費比率は 2020 年度 70.6%、2021 年度は 77.2%）。今後、18 歳人口の減少と大学進

学率の鈍化により学生確保も一層厳しくなることから、短期大学として財政の自立に向けた取組みが必要である（提出-16）。

退職給与引当金は、退職金の期末要支給額の 100%を基に計算しており、その 50%を退職給与引当特定資産として積立てている。この他、減価償却引当特定資産、第 3 号基本金引当特定資産などを有価証券(債券のみ)で保有している。学園全体の資金は、「北星学園資産運用に関する取扱要領」に基づいて、学園で一括して適切に運用管理している（提出-学園規程集 100）。

教育研究経費は、経常収入に対して 2019 年度は 31.2%、2020 年度は 30.9%、2021 年度は 30.3%となっている（2020 年度より開始の高等教育の修学支援制度に係る補助金収入を除いた教育研究経費比率は 2020 年度 33.3%、2021 年度は 32.8%）（提出-16）。施設整備では、2013 年度から 2015 年度に大規模な施設改修を行っており、海外留学生と日本人学生の交流によって異文化交流を促進する「国際ラウンジ」、障害学生の学生生活を支援する「アクセシビリティ支援室」、学生の主体的な学びの場である「ラーニング・コモンズ」を新設した。教育研究に対する支出は、大学と一体的に運営しているスケールメリットを活かして、十分に確保されている。

公認会計士からの監査意見に適切に対応しており、会計処理の適正化と計算書類の適正な表示を行っている（備付-35）。

入学に関する寄付金は募集していない。「北星学園大学サポーターズ寄付金」のほか、本学創立 70 周年を記念して「グローバル人材育成のための教育活動の充実」を目的とした寄付金を募集しており、いずれも適切に行っている（備付-130.）（備付-131）。

学校債の発行による資金調達はしていない。

収容定員充足率は、2019 年度及び 2020 年度が 1.08、2021 年度が 1.00 で妥当な水準となっている（基礎データ様式 12）。ただし、2021 年度の入学定員充足率は例年を下回り 0.84 となった。短期大学部は、定員を充足しても収支が均衡しない状況となっているため、収入規模に合わせた支出の適正化が求められる。

本学園では、中長期計画及び事業計画並びに予算について、キャンパスごと（学校ごと）に検討されていることから、短期大学を含む各学校の意向が十分に反映される運営体制となっている。

予算編成は、例年 9 月に理事長名で学校長に対して方針を通知し、各学校において予算案を策定している。最終的に、補正予算は 12 月、当初予算は 2 月の理事会と評議員会を経て決定する（備付-133）（備付-134）。

事業計画や予算は、一般に公開しているものとは別に、教職員向けの詳細な資料により提供している（提出-19）。

予算執行は、事業計画に基づいて適正に行われており、予算外の支出に係る承認手続きも徹底している。予算の執行状況は、会計システムにより申請部署と財務課が適時確認しており、出納業務は円滑に行われている。

有価証券を含む資産及び資金は、現金出納簿、有価証券台帳、債券一覧等に記録し、適切に管理されている。毎月末には現金預金の有高の実査をしたうえで、資産及び預金の残高、有価証券の時価情報を会計責任者と理事長に毎月報告している。

財務諸表は、会計責任者に対しては毎月、理事長には 9 月と 3 月に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

短期大学の将来像は明確になっている。〔基準Ⅰ-A-1〕で述べたとおり、2020 年度には本学の理念を実現するための中長期計画を策定し、以下のとおり、併設大学と共に本学が目指す姿を明示している（備付-12）。

大学・短期大学の目指す姿【北星ブランドの確立】～2040 年に向けて

- ◎「北星でなければならない」と、高校生・社会から必要とされる（選ばれる）大学・短大を目指す
- ◎全国から入学志願者を集められるような、知名度をもった大学・短大を目指す
- ◎北海道・札幌と、世界・全国を結ぶハブ(拠点)大学・短大を目指す
- 目指す姿を踏まえ、これまでの北星学園(大学・短期大学)の教育エッセンス〔キリスト教に基づく人格教育、人間性・社会性・国際性の育成〕を基礎にして、情報や理数（STE(A)M）教育も加味した、新たな人文社会系の総合大学を目指す。
 - 【具体的検討事項】
 - a. 北星ブランドの復興
 - b. 教育、研究の見直し
 - c. 人間性・社会性・国際性の実質化

d. 人文科学・社会科学＋ α の強化

e. 社会の変化に対応し乗越える人財の育成

○高齢化及び人口減少、格差の拡大する中、持続可能な社会をつくり支えることができる人財の輩出を目指す

○リカレント教育・生涯教育の実践を目指す

さらに、2021年度に短期大学から学長宛に答申した「短期大学部の将来構想検討について」では、学園の建学の精神にある「Shine like stars in a dark world」を具現化する地域の高等教育機関としての役割を持続的に果たす責務があるとしている。また、2021年度に本学創立70周年を迎えるなか、さまざまな課題を乗り越え、実効ある取組を進め、短期大学としての新たな存在価値を示し、選ばれる教育の場を創出するために求められるのは、短期大学教員の覚悟と見識、行動力であると結論付けている（備付-23）。

短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。本学は併設大学と共にコンサルティング会社との契約を締結しており、定期的に客観的な環境分析を行っている。2021年11月には「短期大学の環境の変化と学生募集の今後」として、道内他短期大学の動向や大学・専門学校との差別化について分析データの提供を受け、短期大学を取巻く状況が厳しいものであるとの認識を共有している（備付-135）。

本学園は、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標において「A3」を継続しており、「正常状態」を維持している。学園として、黒字幅（経常収支差額比率）は5%が適正な水準と考えており、経常収支差額比率10%以上で位置づけられる「A1」「A2」は追求しない。

財政計画（2021年度～2030年度）は、大学・短期大学の合計と学校別に策定した（備付-136）。2030年度の達成目標は、大学・短期大学の合計は「経常収支差額比率5%」、短期大学は「経常収支差額比率の均衡」とした。

計画では、現在の入学定員と学科を維持することを前提に、学生数は入学定員、教職員数と経費は現状水準で計算し、経常収支の均衡のために必要な改善額を明らかにした。経常収支の均衡に向けた取組みとして、経費削減を中心とする収支改善の具体的な施策を検討する。このほか、学園が「新給与制度作業部会」を設置し、人件費の削減に向けて、給与の見直しを進めている。学生生徒等納付金の改定は、支出の削減状況をみながら検討を進める。なお、本学の授業料等学費は、併設の大学や札幌圏の私立短期大学の額よりも低いことから、見直しの可能性は十分にあると考えている。

施設設備は、現状で充実していると考えている。今後は、保全と維持を基本として、ICTなどの教育環境の発展に対応しながら、必要な整備を進めることとしている。

外部資金の獲得に向けては、補助金の活用と資産運用のほか、寄付金の拡大に注力する。具体的には、広報の強化、返礼品の充実などによって寄付者の満足度を向上させる取組みを進める。また、遊休不動産の活用による収益確保を検討する。

学科の定員管理は、当面は現在の入学定員を維持し、定員確保に努めることとしている。ただし、定員確保が困難と判断される場合には、改組や規模の縮小などの検討をする可能性もある。収入と経費の関係では、定員どおりの学生数で収支が均衡するように見直しを進める。

教職員向けの財務情報の公開は、一般に公表しているものとは別に、詳細な資料と説明を付した予算書、決算書にて行っている。また、〔基準Ⅲ-A-3〕で述べたとおり、予算編成に関する SD を毎年開催している。2021 年度は「2021 年度本学の予算編成及び財政と人件費問題に係る SD」と題して、予算や決算の状況を参加者に対して提示することによって、本学の財政状況について教職員の理解を促している（備付-112）。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

本学の財政上の課題は、「入学定員の確保」と「収容定員を充足しても収支が均衡しない財政構造」の 2 点である。

本学は、2019 年度と 2021 年度において入学定員を充足できず、定員確保の見通しが不透明な状況となっている。また、財政構造の問題は、収入に対する人件費率の高さが要因であることから、給与や人員配置の見直しなどにスピード感を持って取組まなければならない。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

なし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の行動計画から給与制度の見直しが実現できず、人件費の水準を引下げることができなかった（退職金及び退職給与引当金繰入額を除く人件費は、2018 年度 367,617 千円、2021 年度 370,518 千円）。人件費比率（2021 年度は経常収入から高等教育の修学支援制度の補助金額を除く）は、学生数の減少によって学生生徒等納付金が減少し、2018 年度の 75.1%が 2021 年度に 77.2%となった。

財政運営は、2020 年 3 月に策定した「学校法人北星学園 中長期計画」に基づき、計画（施設整備計画・財政計画・予算）と結果（決算）の顛末を点検・評価し、計画を更新する仕組みを構築した。さらに、財政健全化に向けた実効性のある PDCA サイクルを確立し、財政基盤の強化に努める。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

- (1) 2022 年度から FD 委員会の後継組織である FD・SD 委員会が発足する。新委員会の任務のひとつである「授業の内容及び方法の改善を図るため組織的な研修及び研究の実施」が適切に行われるよう、自己点検評価活動を通して定期的に検証する。
- (2) 財政の健全化に向けては、入学定員の確保が最も重要である。2023 年度から学園内の高校からの入学者を対象とした奨学金制度を開始するほか、学校推薦型選抜入試の推薦枠の拡充、オープンキャンパスの実施回数増、広報の充実など、学生確保に向けた対策を強化する。
- (3) 入学定員を充足しても収支が均衡しない財政構造については、「新給与制度作業部会」（学園）による人件費削減に加えて、経費削減を中心とする収支改善の具体的な施策を検討し、支出の適正化を図る。支出の削減目標額は、財政計画で設定しており、PDCA サイクルによる管理を徹底する。
- (4) 定員確保と財政構造の問題は、密接な関係にある。財政に余裕を持つことによって、教育の質の向上や学生募集のための政策的資金を確保し、定員充足につながる好循環を生み出すことができると考えている。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ〕

＜根拠資料＞

〔提出資料〕 20.寄附行為 <https://houjin.hokusei.ac.jp/kifukoui/>、21-1.理事会議事録（写し）（令和元（2019）年度）、21-2.理事会議事録（写し）（令和 2（2020）年度）、21-3.理事会議事録（写し）（令和 3（2021）年度）、5.学則

〔提出資料・大学規程集〕 4.大学規程、20.学長の選挙に関する規程、35.評議会及び教授会規則

〔提出資料・学園規程集〕 3.北星学園常任理事会規程、2.学校法人北星学園理事・監事及び評議員選任内規、47.北星学園就業規則、65.北星学園給与規程、94.北星学園経理規程、7.北星学園財務委員会内規

〔備付資料〕 137.理事長の履歴書（令和 4（2022）年 5 月 1 日現在）、138.学校法人実態調査表（写し）（令和元（2019）年度～令和 3（2021）年度）、12.学校法人北星学園中長期計画～グランドデザイン 2020-2040～、34.監事による監査報告書、25-3.2021 年度自己点検評価報告書、139.理事就任に関する誓約書

〔区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

〔基準Ⅰ-A-1〕で述べたとおり、本学はプロテスタンティズムを建学の精神とする北星学園に属している。理事長は日本バプテスト連盟の教会の会員であり、西南学院大学神学部神学科を卒業後、南部バプテスト神学校(The Southern Baptist Theological Seminary)を経ていくつかの教会で牧師として仕えた後、2003年度に西南女学院短期大学（現西南女学院大学短期大学部）に助教授として着任、2007年度から2019年度までは西南女学院大学及び同大学短期大学部の宗教主事を務めた経験もあるため、プロテスタンティズムに基づく本学の建学の精神及び教育理念・目的について十分に理解しているうえに、キリスト教に造詣が深く適任である。（備付-137）

理事長は2020年4月1日に理事として着任し、同日付けで理事長に就任している。着任の少し前から新型コロナウイルス感染症による社会への影響が出始め、就任直後から学生の登校禁止、遠隔授業への移行や、教職員の出勤制限などが行われる中、2021年度には教職員を対象としたワクチンの職域接種を実施するなど、リーダーシップを発揮して対応にあたった。

また、2020年4月の着任時に学園長となる理事を得ることができず、理事長が学園長職も兼務する中、常務理事及び本学校法人が設置する学長・校長や他の理事と協力しながら、学校法人の運営にあたっている。なお、本学校法人には理事長、学園長（現在は欠員）、常務理事、大学長、大学副学長、寄附行為第7条第1項第3号で理事となった者（大学学部長及び短期大学部長の中から2名選任）、女子高等学校長、大学附属高等学校長及び余市高等学校長をもって常任理事会を組織し、理事会から委託された業務の審議決定及び学校間の連絡調整を行っている。議長は理事長が務めている。（提出・学園規程集3）

理事長は、毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を受け（2021年5月13日）、2021年5月25日に開催された理事会で議決した決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を同日に開催された評議員会に報告し、その意見を聴取している。（備付-34）（提出-17-3）（提出-18）（基礎データ様式18、19）

理事会は寄附行為に基づいて法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する役割を負っており、理事長が招集して議長を務めている。2021年度は理事会を14回開催し、予算・決算などについて議決した他、学校法人及び各設置校に係る案件や、組織・総務関係、人事・給与関係、理事会組織のあり方等について検討した（基礎データ様式18）。また理事会研究会を1回開催し、学園内の諸課題等について意見交換を行った。

2020年度に学校法人北星学園としての中長期計画を策定している（備付-12）。2021年度自己点検評価報告書（短期大学部）において、中長期計画で掲げた短期大学の目標と関連付けることにより、単年度の取組みと中長期計画における取組みの進捗状況を確認できるようにし（備付-25-3）、中長期計画における取組の進捗状況は学園総合企画委員会を経て、理事長に報告する仕組みになっている。このことにより、理事会は短期大学の質を保証するとともに、認証評価に対する役割を果たし責任を負っていると言える。

理事会では、短期大学をはじめとして法人が設置している大学、高校、中学校のそ

それぞれの学長・校長から各学校運営に係る報告説明や、学校を取り巻く諸状況について報告がなされており、それらの情報を参考にしながら、法人運営にあたっている（提出-21）。

理事会は、短期大学をはじめとした法人が設置する学校の運営に関して、法的な責任があることを認識しており、そのことは寄附行為第 14 条にも明記されている。また、学校法人運営に関する規程としては、寄附行為、理事・監事及び評議員選任内規、就業規則、給与規程、経理規程などを整備しており（提出-20）（提出-学園規程集 2）（提出-学園規程集 47）（提出-学園規程集 65）（提出-学園規程集 94）、短期大学運営に関する規程としては、学則、大学規程、学長の選挙に関する規程、評議会及び教授会規則などの規程を整備している（提出-5）（提出-大学規程集 4）（提出-大学規程集 20）（提出-大学規程集 35）。

理事は、本法人の建学の精神及び短期大学のミッション・ステートメントを十分理解している。教育分野はもとより学校法人の健全な経営について学識及び識見を有している理事を置いており、財務委員会を設置して財務部面の検討を行っている（提出-学園規程集 7）。

理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づいて作成された、北星学園理事・監事及び評議員選任内規に基づいて選任されており、学校長、学部長、卒業生、福音主義キリスト教会の教師等、評議員から選任される者、学識経験者の計 18 人で構成される（提出-学園規程集 2）。

本法人の寄附行為において、直接、学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用していないが、文部科学省の寄附行為作成例に倣い、本法人の寄附行為の役員退任事由として「私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき」と規定している（提出-20）。また、理事に就任する際の誓約書において学校教育法校長及び教員の欠格事由を列挙し、いずれにも該当していないことを誓約いただいている（備付-139）。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事会等の学校法人の管理運営体制は確立されており特段の課題はない。しかしながら、文部科学省の学校法人制度改革特別委員会において、学校法人ガバナンス改革が検討されており、その改革を見据えた理事会体制の見直しを検討しているところである。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

2020 年度に本法人の中長期計画を策定したが、これを各学校で掲げた目標と関連付けることにより、単年度の取組みと中長期計画における取組みの進捗状況を確認できるようにし、中長期計画における取組の進捗状況は学園総合企画委員会を経て、理事長に報告する仕組みになっている。

また、中長期財政計画で掲げた各学校の財政目標と、実際の当該年度予算との差額を予算資料に明記し、財政目標の達成状況を確認することができるようにしている。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

[提出資料] 5.学則、24-1.教授会議事録（写し）（平成元（2019）年度）、24-2.教授会議事録（写し）（平成 2（2020）年度）、24-3.教授会議事録（写し）（平成 3（2021）年度）

[提出資料・大学規程集] 7.教学会議規程、5. 部局長会議規程、4.大学規程、20.学長の選挙に関する規程

[提出資料・学園規程集] なし

[備付資料] 学長の個人調書□ 教員個人調書 [様式 21]（令和 4（2022）年 5 月 1 日現在）、140.2021 年度教学会議議事録、141.2021 年度部局長会議議事録、142.2021 年度教員評価委員会議事録、143.2021 年度研究倫理委員会議事録、25.自己点検評価報告書

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。

- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長は、教学運営の最高責任者として、本学の全学的な教学マネジメント組織である教学会議の議長であることが規定されているが、日常の運営は副学長に委譲されている（提出・大学規程集 7）（備付-140）。学長は、副学長、併設大学の学部長、短期大学部長、学生部長、スミス・ミッションセンター部長及び事務局長から構成される部局長会議において、全学の統一的な業務執行を行なうとともに、本学の運営に係る重要事項及び中長期的課題について必要な政策討議及び決定を行なっている。ここでの議論も踏まえ、学長はその権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている（提出・大学規程集 5）（備付-141）。

学長は人格が高潔で、キリスト者ではないものの 1988 年度から 1999 年度まで 11 年間、併設大学に勤務しており、本学の建学の精神を十分に理解している。併設大学在籍中は学生部長と図書館長を務め、退職後は他大学の学長も務めるなど、大学運営に関しても深い識見を有している（備付資料 [様式 21]）。また、著書や論文は枚挙にいとまがなく、社会心理学の分野において今もなお第一線で活躍している学識優れた研究者である。

学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進しており、教員評価委員会において研究費の取扱いについて見直すとともに、学内教員向けに行われる「公的研究費・研究活動研修会」において、「研究倫理と研究活動の活性化」と題して講演するなど、短期大学の向上・充実に向けて努力している（備付-142）（備付-143）。

学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めており、学則第 45 条にその手續きを規定している（提出-5）。また、学長は、「大学規程」第 4 条に基づき校務を総理し、所属職員を指揮監督している（提出・大学規程集 4）。

学長は、「学長の選挙に関する規程」に基づく学長選挙で当選人として確定される。全教員及び事務・用務職員が選挙権を有しており、当選した場合は評議会において選考した後、理事長に報告・上申し、理事会において選任され、教学運営の職務遂行に努めている（提出・大学規程集 20）。

学長は、教授会を審議機関として適切に運営している。教授会の議長は短期大学部長が務めているが、部局長会議において短期大学部長から教授会に係る報告があり、情報共有している。また、教授会が学長に意見を述べる事項については学則第 45 条及び大学規程第 39 条において規定しており、教授会に周知している（提出-5）（提出・大学規程集 4）。

学長は、学則及び大学規程の規定に基づき、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取したうえで決定している（提出-5）（提出・大学規程集 4）。

短期大学部長は、教授会規程等に基づいて教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、評議会において審議しており、評議会の審議事項は大学規

程において規定しており、また、教授会の議事録を整備している（提出-24）。

教授会及び各学科は、毎年度自己点検評価報告書を作成し、その際に卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針に基づいて評価しており、三つの方針に対する認識を共有していると言える（備付-25）。学習成果については常に教授会で意見交換を行っているほか、特に学生の卒業判定を行う際に、卒業認定・学位授与の方針とともに強く意識している。

学長の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

学長は適切にリーダーシップを発揮しており、特段の課題はないが、2021 年度入学生から受験者数及び入学者の急減が見られたため、学長から短期大学に対して将来構想の検討を依頼し、短期大学から答申が出された。

現在、学長が議長を務める企画運営会議において、短期大学の将来構想について検討を加えているところである。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

本学では 2021 年 10 月に学長のリーダーシップのもと、日本私立大学協会が作成したガバナンス・コードを基礎としたガバナンス・コードを策定、大学公式ウェブサイトで公開した。本学ではガバナンス・コードを「行動規範」として位置づけ、大学公式ウェブサイト等で広く公開することで、学生・保証人等のステークホルダーに対して説明を果たしていくこと確認している。

そのほか、学長及び短期大学部長のリーダーシップのもと、2018 年度に北海道後志総合振興局との間で、グローバル人材育成に係る連携・協力に関する協定を締結し、特にニセコ地域での共同事業・研究などの連携を通して、グローバルに活躍する人材育成に寄与している。また、2021 年度には(株)JTB 北海道事業部と連携・協力に関する協定を締結し、地域活性化や地域の課題解決に向けた共同研究、国際色豊かなまちづくりに必要な連携・協力に寄与している。このように建学の精神に基づき、地域に開かれ地域の課題を解決する活動に尽力している。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

[提出資料] 25-1.評議員会議事録（写し）（令和元（2019）年度）、25-2.評議員会議事録（写し）（令和 2（2020）年度）、25-3.評議員会議事録（写し）（令和 3（2021）年度） 20.寄附行為

[提出資料-大学規程集] なし

[提出資料-学園規程集] 7.北星学園財務委員会内規

[備付資料] 34.監事による監査報告書、144.公認会計士との懇談会

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事による監査は、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 9 条に基づき実施している。監事は理事会、評議員会及び財務委員会に常時出席し、審議事項及び決定事項を把握し、業務及び財産の状況について適切に理解したうえで監査を行い、監査報告書を作成している（備付-34）。

監事は会計年度ごとに監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している他、公認会計士との懇談会にも出席している（備付-144）。また、財政の基本事項について審議し、教育研究活動及び経営活動の促進に資することを目的として理事会内に財務委員会を置いており、監事はこの財務委員会にも出席している（提出-学園規程集 7）。財務委員会は 5 月に決算案、9 月に補正予算編成方針と当初予算編成方針、11 月に補正予算案、2 月に当初予算案等を審議している。以上のことから、監事はその職責を十分に果たしていると言える。なお、監事は 2 名ともキリスト者であるので、本法人の建学の精神を十分理解している。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は寄附行為第 22 条の規定に基づき、理事定数 18 人の 2 倍を超える 41 人で組織されている（提出-20）（備付-25）。

評議員会は私立学校法第 42 条の規定に基づく寄附行為の定めに従い、運営している。「名誉理事長及び顧問の委嘱」「年度予算及び事業計画の決定」「事業に関する中期的な計画」「役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け

る財産上の利益及び退職手当をいう)の支給の基準」「年度内の収入をもって償還し得ない長期資金の借入」「寄附行為の変更」「不動産の買受」「寄附金品の募集」「予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄」「その他この法人の業務に関する重要事項で、理事長において必要と認めた事項」については、寄附行為第 26 条に従い評議員会への諮問事項となっている(提出・20)。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

本学では、学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を大学公式ウェブサイトで公表している。また本法人においても私立学校法に定められた情報を大学公式ウェブサイトで公表・公開しており、説明責任を果たしていると言える(基礎データ様式 20)。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

現在のところ特段の課題はないが、ここ数年来、監事機能の強化が求められており、監査対象も広がってきているため、監事の人数や勤務形態(非常勤から常勤へ)等の見直しを検討する時期に入ってきていると捉えている。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

なし。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の行動計画として、『学校法人全体としてもこれまで以上に教育・研究活動、管理運営、財務等の状況についての点検・評価を行うとともに、その点検・評価結果を共有し、「質の保証」と「質の向上」に繋がるよう、実質的な PDCA サイクルの確立を目指す。』としていた。

2020 年度に策定した中長期計画の進捗状況の確認及び点検評価について、2021 年

度は新型コロナウイルス感染症に関する対応に多くの時間を割くこととなり、実施が困難であった。〔基準Ⅳ-A〕における特記事項で述べたとおり、2022年度の単年度の運営計画との関連付けによって実施することになるが、この取組み結果について学園総合企画委員会を経て常任理事会で共有することにより、「質の保証」と「質の向上」に繋がり、実質的なPDCAサイクルを確立できると考えている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事長と学長は十分にリーダーシップを発揮しており、ガバナンスも法令に従って適切に運営されているので、(a)に記述した取組みを実施することにより、文部科学省の学校法人制度改革特別委員会の検討結果への対応、短期大学の学生確保等に資するよう努める。